

阿蘇くじゅう国立公園

公園区域及び公園計画変更書 〔第5次点検〕

(環境省原案)

令和 2 年 月 日
環境省

目 次

第1 公園区域の変更.....	1
1 変更理由.....	1
2 指定理由の変更内容.....	2
3 地域の概要の変更内容.....	4
4 変更する公園区域.....	21
第2 公園計画の変更.....	29
1 変更理由.....	29
2 基本方針の変更内容.....	30
3 規制計画の変更内容.....	32
(1) 保護規制計画及び関連事項.....	32
ア 特別地域.....	32
(ア) 特別保護地区.....	33
(イ) 第1種特別地域.....	34
(ウ) 第2種特別地域.....	36
(エ) 第3種特別地域.....	38
イ 関連事項.....	39
(ア) 採取等規制植物.....	39
ウ 面積内訳.....	46
4 事業計画の変更内容.....	61
(1) 施設計画.....	61
ア 保護施設計画.....	61
(ア) 植生復元施設.....	61
イ 利用施設計画.....	66
(ア) 集団施設地区.....	66
(イ) 単独施設.....	67
(ウ) 道路.....	68
a 車道.....	68
b 歩道.....	68
(2) 生態系維持回復計画.....	91
5 参考事例の変更内容.....	92

第1 公園区域の変更

1 変更理由

阿蘇くじゅう国立公園は、九州のほぼ中央に位置し、熊本県の阿蘇地域と大分県のくじゅう地域に大別される。

阿蘇地域は、阿蘇五岳を中心に構成される中央火口丘、それを取り囲む外輪山によって構成されており、世界最大級の複式火山景観と草原美に恵まれている。くじゅう地域は、由布鶴見地域、くじゅう連山及びその山麓に広がる広大な草原、並びに草原を横断する別府阿蘇線道路（やまなみハイウェイ）沿線地域から構成されている。

本公園は、昭和9年に阿蘇国立公園として指定され、昭和28年に由布鶴見地域が、昭和40年にはやまなみハイウェイ沿線が拡張されている。その後、昭和54年に阿蘇地域、昭和56年にくじゅう地域の全般的な見直し（再検討）を行い、昭和61年の全域を対象にした第一次点検において、名称を阿蘇くじゅう国立公園に改めた。その後、平成7年（全域を対象）、平成16年（くじゅう地域を対象）、平成21年（阿蘇地域を対象）にそれぞれ点検を行って、現在に至っている。

今回の点検では、平成28年に開始した国立公園満喫プロジェクト、平成28年に発災した熊本地震や阿蘇中岳噴火のほか、近年のニホンジカの分布拡大などの社会状況等の変化を踏まえて、阿蘇くじゅう国立公園全域を対象とした。また、昭和56年以降変更されていない阿蘇くじゅう国立公園の指定書についての必要な修正を行った。

なお、この公園計画の変更においては、公園区域線の明確化に伴い、公園区域の一部に形式的な変更が生じている。

2 指定理由の変更内容

指定理由を次のとおり変更する。

(表1：指定理由変更表)

変更後	変更前
<p>① 景観（同一風景中、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地）</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園は、九州のほぼ中央に位置し、熊本県の阿蘇地域と大分県のくじゅう地域からなる。</p> <p>阿蘇地域は、東西 <u>18km</u>、南北 <u>25km</u>、周囲 <u>128km</u> を有する <u>世界最大級の阿蘇カルデラと、カルデラ内部に形成された中央火口丘</u> を含み、その北東部に広がる九重山群に連なる区域とあわせ、特色ある広大な火山地形と <u>日本最大の半自然草原</u> から構成されている。</p> <p>本地域は、霧島火山帯、大山火山帯及び瀬戸内火山帯が重なり、二重式活火山として各種の火山地形が見られ、緩やかな起伏を示す広大な草原が景観の特徴であるが、このほか菊池溪谷、南外輪山、北向山、根子岳等には天然林も残されている。火口原には <u>古くから</u> 居住者が多く、農林業が盛んで、文化史跡も多く、人文景観にも恵まれている。</p> <p><u>くじゅう地域は、九州（本島）最高峰の中岳と久住山、大船山を擁する九重山群、別府温泉の背後に連座する由布鶴見火山群からなっている。</u></p> <p>本地域の景観は、両火山群の <u>溶岩ドーム</u> が中心をなしているが、小田の池、山下池等の湖沼、黒岳、由布岳の原生林、タデ原、<u>坊ガツル</u>、猪の瀬戸等の火山性の湿原もみられるほか、九重山群の南麓には広大な草原景観が広がるなど、<u>変化に富んでいる。</u></p> <p><u>以上により、阿蘇くじゅう国立公園は、世界最大級の阿蘇カルデラとその中央にそびえる中央火口丘、九州本島最高峰の中岳や久住山を中心とするくじゅう連山及び由布鶴見火山群からなる景観を風景形式とするとともに、我が国最大の半自然草原を含む草原景観が広がり、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。</u></p> <p>② 規模</p>	<p>(1) 阿蘇地域</p> <p>阿蘇地域は、阿蘇国立公園の熊本県に係る地域で、本公園の西南部に位置し、東西 16km、南北 23km、周囲 128km に及ぶ外輪山と中央火口丘を含み、その北東部に広がる九重火山群に連なる区域とあわせ、特色ある広大な火山地形と草原から構成されている。</p> <p>本地域は、霧島火山帯、大山火山帯及び瀬戸内火山帯が重なり、二重式活火山として各種の火山地形が見られ、緩やかな起伏を示す広大な草原が景観の特徴であるが、このほか菊池溪谷、南外輪山、北向山、根子岳等には天然林も残されている。</p> <p>区域内から湧出する温泉が広く利用されている。</p> <p>また、古くから火口原には居住者が多く、農林業が盛んで、文化史跡も多く、人文景観にも恵まれている。</p> <p>(2) 九重・由布鶴見地域</p> <p>九重・由布鶴見地域は、阿蘇国立公園の大分県に係る地域で、本公園の北東部に位置し、九州（本島）最高峰の中岳と久住山、大船山を擁する九重山群、別府温泉の背後に連座する由布鶴見火山群及び広大な火山性の二次草原からなっている。</p> <p>本地域の景観は、両火山群のトロイデ型火山地形及び緩やかな起伏の広大な草原が中心をなしているが、小田の池、山下池等の湖沼、黒岳、由布岳の原生林、タデ原、猪の瀬戸湿原等の火山性の湿原もみられ変化に富んでいる。</p>

本国立公園の区域面積は73,017haである。そのうち阿蘇地域は54,368ha、くじゅう地域は18,649haである。

③ 自然性

本国立公園の景観核心地域は、阿蘇地域では中央火口丘の高岳や根子岳といった山頂及び火口周辺の火山地形、並びに菊池溪谷周辺であり、区域面積は2,977haである。

くじゅう地域では、中岳や久住山等から構成されるくじゅう連山及び由布岳の山頂及び山稜部、並びに山麓の火山性湿地が景観核心地域であり、区域面積は3,382haである。

④ 利用

本国立公園の利用は、阿蘇外輪山や中央火口丘を構成する山々、くじゅう連山、由布岳や鶴見岳への登山やハイキング、カルデラや草原景観の風景観賞や乗馬、サイクリング等の自然体験、中岳の火口探勝、南阿蘇湧水群や男池湧水群等の湧水巡り、別府・阿蘇を結ぶ「九州横断道路（通称やまなみハイウェイ）」等のドライブ、火山活動を背景にした内牧温泉、地獄垂玉温泉、筋湯温泉等における温泉保養、キャンプ利用及び阿蘇神社等の参拝等が主である。また、平成28年熊本地震により被災した利用施設等の復旧が進められているほか、防災教育に活用できる震災遺構等の被災を教訓とした利用施設の整備にも取り組まれている。

以上により、国立公園及び国定公園の候補地の選定及び指定要領に記載される要件を満たすことから、本地域を国立公園に指定する。

また、本国立公園のテーマを「復興の大地～草原のかほり、火山の呼吸。人が継ぎ、風と遊ぶ感動の大地～」とし、世界最大級のカルデラを含む火山地形と、人の営みによって利用・維持される草原景観を楽しむことができる国立公園として、風致景観の保護と適切な利用を推進する。

一方、利用面では、別府・阿蘇を結ぶ「九州横断道路（通称やまなみハイウェイ）」による自動車の利用が主であるが、夏季を中心とする九重山群等の登山及びハイキング利用も盛んである。

3 地域の概要の変更内容

地域の概要を次のとおり変更する。

(表2：地域概要変更表)

変更後	変更前
<p>(1) 阿蘇地域</p> <p>① 景観の特性</p> <p>ア 地形地質</p> <p><u>「阿蘇カルデラ」の地形は、約27万年前から9万年前の間に繰り返された大規模な火山噴火により生じた世界最大級かつ形状の明瞭なカルデラと、その周辺に堆積した火砕流や、遠見ヶ鼻、象ヶ鼻、妻子ヶ鼻、清栄山、冠ヶ岳等(標高約800～1,100m)のカルデラ生成前に生成された外輪山からなる。カルデラ内部には火口原が広がり、阿蘇五岳と呼ばれる高岳、中岳、根子岳、鳥帽子岳、杵島岳(標高約1,600～1,300m)のほか、多くの火口丘が生成されている。中岳では、現在も噴火活動が続いている。また、北東部の外輪山は九重山群の裾野に接している。</u></p> <p><u>カルデラ形成前の阿蘇地域は、先阿蘇火山が群れを成していたが、その後のカルデラ形成大噴火により大カルデラを生じ、さらにその後、中央に火口丘群が形成されたとされている。外輪山周辺は、巨大火砕流による溶結凝灰岩類に広く覆われている。</u></p> <p>イ 植生</p> <p>本地域は、放牧、採草、火入れ等の人為が加えられながら維持されている日本最大の半自然草原が特徴となっており、おおむね中央火口丘ではススキが、外輪山ではネザサがそれぞれ優勢な草原となっている。これらイネ科の草原では、ススキ、ネザサ、トダシバ、ワラビが優占するほか、ハルリンドウ、ミツバツチグリ、ウマノアシガタ、ツクシノボロスゲ、オキナグサ、リンドウ、アソノコギリソウ、シラヤマギク、カワラマツバ、バイカイカリソウ等が多い。この中には、<u>希少種</u>としてヒゴタイ、ヤツシロソウ、コウライ</p>	<p>(1) 阿蘇地域</p> <p>① 景観の特性</p> <p>ア 地形地質</p> <p>阿蘇火山は遠見ヶ鼻、象ヶ鼻、妻子ヶ鼻、清栄山、冠ヶ岳等(標高約800～1,100m)の外輪山山稜と中岳、高岳、根子岳、杵島岳、鳥帽子岳(標高約1,100～1,600m)の阿蘇五岳がそびえる中央火山丘と、その間に広がる火口原から構成される二重式火山を形成している。また、北東部の外輪山は九重火山群の裾野に接している。</p> <p>初期の阿蘇火山は、アスピーテと推量されるが、その後大陥没により大カルデラを生じ、その中央に火口丘群が形成された。</p> <p>地質は、中央火口丘には新期火山岩類、外輪山には溶結凝灰岩類及び旧期火山岩類が多く見られる。</p> <p>イ 植生</p> <p>本地域は、放牧、採草、火入れ等の人為が加えられながら維持されている広大な草原が特徴となっており、おおむね中央火口丘ではススキが、外輪山ではネザサがそれぞれ優勢な草原となっている。これら禾本科の草原では、ススキ、ネザサ、トダシバ、ワラビが優占するほか、ハルリンドウ、ミツバツチグリ、ウマノアシガタ、ツクシノボロスゲ、オキナグサ、リンドウ、アソノコギリソウ、シラヤマギク、カワラマツバ、バイカイカリソウ等が多い。この中には、<u>稀種</u>としてヒゴタイ、ヤツシロソウ、コウライトモエソウ</p>

トモエソウ等特殊な植物もある。また、畜産業の振興のため、冬でも緑色をしている改良牧野が草原の緩傾斜地に広がっている地区もある。

野草地であっても、放牧、採草、火入れ等を止めたため、ヤマツツジ、ノリウツギなどの低木林やヤシャブシ、コナラ、ミズナラ等高木林へと遷移がみられる地区もある。

火口周辺は噴煙などの影響を受けて火山荒原となっており、イタドリ、コイワカンスゲの特異な群落形成され、外縁部にはミヤマキリシマの群落がみられる。

天然林は、中央火口丘では根子岳に、外輪山では南外輪山稜線部分及び火口瀬の左岸北向山に、また北外輪山西部斜面の菊池溪谷に残されている。このうち標高 700m 以上では落葉樹林としてミズナラ、ブナ、ケヤキ、カエデ類がみられるが、それ以下の標高 200～600m の範囲では、カシ、シイ、タブ類の照葉樹林からなっている。

人工林としては、外輪山内壁及び中央火口丘裾野の崖錐地及び扇状地に、スギ、ヒノキの造林が見られ、人工林化が進みつつある。

ウ 野生動物

哺乳類では、南外輪山でサルの群れがおり、キツネの生息密度も高い。

鳥類では 100 種類以上が生息し、中でも高原で繁殖するコジュリンとコヨシキリは現在知られている繁殖地の南限として貴重である。

蝶類は草原にクヌギ、カシワ、ミズナラが生立する環境にあるため、その種類は極めて豊富で 100 種を超え、ヒメシロチョウ、オオルリシジミ、ハヤシミドリシジミ等が特記される。

②利用の現況

本公園の利用の特色は、道路がよく整備され、自動車による利用が多いこ

等特殊な植物もある。しかし、近年は畜産業の振興のため、緩傾斜地においては冬でも緑色をしている改良牧野が増加しつつある。

野草地であっても、火入れ、採草、放牧等を止めたため、ヤマツツジ、ノリウツギなどの低木林やヤシャブシ、コナラ、ミズナラ等高木林へと遷移が見られる地区もある。

火口周辺は噴煙などの影響を受けて火山荒原となっており、イタドリ、コイワカンスゲの特異な群落形成され、外縁部にはミヤマキリシマの群落がみられる。

天然林は、中央火口丘では根子岳に、外輪山では南外輪山稜線部分及び火口瀬の左岸北向山に、また北外輪山西部斜面の菊池溪谷に残されている。このうち標高 700m 以上では落葉樹林としてミズナラ、ブナ、ケマキ、カエデ類が見られるが、それ以下の標高 200～600m の範囲では、カシ、シイ、タブ類の照葉樹林からなっている。人工林としては、外輪山内壁及び中央火口丘裾野の崖錐地及び扇状地に、スギ、ヒノキの造林が見られる。特に最近の原野利用の変化により、その人工林化は進みつつある。

ウ 野生動物

哺乳類では、南外輪山でサルの群れがおり、キツネの生息密度も高い。

鳥類では 100 種類以上が生息し、中でも高原で繁殖するコジュリンとコヨシキリは現在知られている繁殖地の南限として貴重であり、近年毎冬のように火口原の水田で越冬するマナヅル 10 羽前後の群も特筆すべきものである。

蝶類は草原にクヌギ、カシワ、ミズナラが生立する環境にあるため、その種類は極めて豊富で 100 種を超え、ヒメシロチョウ、オオルリシジミ、ハヤシミドリシジミ等が特記される。

②利用の現況

本公園利用の特色は、道路がよく整備され、自動車による利用が大きいことで、中でも阿蘇と別府を結ぶ九州横断道路は、年間約 300 万人の利用者が

とで、中でも阿蘇と別府を結ぶ九州横断道路は、阿蘇・くじゅうにまたがる広域的な景観探勝を楽しむ公園道路として、本公園利用の基幹となっている。

阿蘇中央火口丘では、現在も活動を続ける中岳の火口探勝及び草千里地区でのトレッキングやハイキング利用等に年間約 43 万人の利用者がみられ、阿蘇火山博物館内にある阿蘇山上ビジターセンターが、自然情報の発信拠点の 1 つとなっている。

また、中央火口丘山麓及び外輪山上一帯に広がる草原では、ハイキング、キャンプ等の野外レクリエーション利用が盛んであり、近年では、乗馬、サイクリング、パラグライダー等の多様な自然体験が行われている。地域内には内牧温泉や地獄垂玉温泉等が、また、隣接する公園区域外には黒川温泉等の温泉地があり、公園利用の宿泊基地となっている。

さらに、南阿蘇、地獄垂玉、瀬の本に集団施設地区が設けられており、南阿蘇集団施設地区内にある南阿蘇ビジターセンターは、自然情報の発信拠点の 1 つとして機能している。

③社会経済的背景

ア 土地所有別

中央火口丘の中腹以上は国有地、山麓は公有地が多い。外輪山内壁の稜線に近い部分は一部国有地、大部分は公有地であり、中腹部分は公有地が多いが、一部には私有地が優占している地区もある。山麓は大部分が私有地である。北外輪山の外側は一部国有地で、大部分が公有地と私有地である。国有地、公有地、私有地の割合はほぼ 1 : 4 : 5 となっているが、公有地の大半は地元部落の入会権を伴っており、その権利関係は複雑である。

国有地 4,939ha、公有地 23,402ha、私有地 26,027ha

イ 人口及び産業

阿蘇地域に関係する各市町村の世帯数、人口は次のとおりである。

通過し、阿蘇・九重にまたがる広域的な景観探勝を楽しむ公園道路として、本公園利用の基幹となっている。

阿蘇中央火口丘では、現在も活動を続ける中岳の火口探勝及び草千里地区でのピクニック利用等に年間約 400 万人の利用者がみられる。

また、近年は、中央火口丘山麓及び外輪山上一帯に広がる草原でのハイキング、キャンプ等の野外レクリエーション利用が増加している。この他、地域内には、内牧、地獄垂玉、湯の谷等多くの温泉地があり、古くから湯台場として親しまれるとともに、公園利用の宿泊基地となっている。

③社会経済的背景

ア 土地所有別

中央火口丘の中腹以上は国公有地、山麓は市有地が多い。外輪山内壁の稜線に近い部分は一部国有地、大部分は公有地であり、中腹部分は公有地が多いが、一部には私有地が優占している地区でもある。山麓は大部分が私有地である。北外輪山の外側は一部国有地で、大部分が公有地と私有地である。国有地、公有地、私有地の割合はほぼ 1 : 4 : 5 となっているが、公有地の大半は地元部落の入会権を伴っており、その権利関係は複雑である。

国有地 4,952ha、公有地 23,402ha、私有地 26,027ha

イ 人口及び産業

阿蘇地域に関係する各市町村の世帯数、人口は次のとおりである。

(令和元年 10 月 1 日現在)

市町村	世帯数 (世帯)	人口 (人)
阿蘇市	10,288	25,417
菊池市	19,415	48,624
南小国町	1,674	3,781
小国町	3,176	6,726
産山村	544	1,424
高森町	2,494	5,895
南阿蘇村	4,473	10,320
大津町	13,849	34,571

阿蘇市、南阿蘇村の2市村は、ほぼ全域が公園区域に含まれるが、主居住区及び主生産基盤である農業区域は、普通地域であり、住民生活上、自然公園法による制約は多くはない。他市町村については、住民生活の基盤地域は概ね公園区域外である。

当該地域の産業は、農・林・畜産業が主体であるが、近年、阿蘇谷及び南郷谷を中心に観光産業の占める割合が増加している。

農業はカルデラ内での米作を主体に、一部に高冷地野菜栽培がみられる。林業は、スギ、ヒノキの他、シイタケ栽培が行われている。

畜産は、古くから、肥後あか牛を中心に牛馬の生産が盛んであり、火入れ、放牧、採草を繰り返す粗牧的な経営が続けられ、当公園景観の基盤であ

(昭和 55 年 10 月 1 日現在)

市町村	世帯数	人口
菊池市	7,911 (世帯)	28,460 (人)
旭志村	1,326	5,540
大津町	5,519	19,894
一の宮町	3,197	11,150
阿蘇町	5,649	20,655
南小国町	1,390	5,319
小国町	2,930	10,813
産山村	508	1,981
波野村	557	2,199
高森町	2,557	8,806
白水村	1,221	5,101
久野木村	650	2,677
長陽村	1,755	5,232

一の宮町、阿蘇町、白水村、久野木村及び長陽村の5町村は、ほぼ全域が公園区域に含まれるが、主居住区及び主生産基盤である農業区域は、普通地域であり、住民生活上、自然公園法による制約は多くはない。他市町村については、住民生活の基盤地域は概ね公園区域外である。

当該地域の産業は、農・林・畜産業が主体であるが、近年、阿蘇谷を中心に観光産業の占める割合が増加している。

農業はカルデラ内での米作を主体に、一部に高冷地野菜栽培がみられる。林業は、スギ、ヒノキの他、シイタケ栽培が行われている。

畜産は、古くから、肥後赤牛を中心に牛馬の生産が盛んであり、火入れ、採草、放牧を繰り返す粗牧的な経営が続けられ、当公園景観の基盤である原

る草原景観が維持されてきたが、草地改良等の集約化事業や一部草原における造林地化が行われたことにより、草原景観にも変化がみられる。

ウ 権利制限関係
(ア) 保安林

(単位：ha)

種類	位置	重複面積	指定年月日	
水源かん養	熊本県阿蘇市地内			
	熊本県阿蘇郡 産山村地内			
	熊本県阿蘇郡 小国町地内			
	熊本県阿蘇郡 高森町地内			
	熊本県阿蘇郡 西原村地内			
	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村地内			
	熊本県阿蘇郡 南小国町地内			
	熊本県菊池市地内			
	熊本県菊池郡 大津町地区内			
	土砂流出防備	熊本県阿蘇市地内		
		熊本県阿蘇郡 産山村地内		
熊本県阿蘇郡				

野景観が維持されてきたが、近年、草地改良等の集約化事業が進められ、一部原野における造林地化とともに、原野景観にも変化がみられる。

ウ 権利制限関係
(ア) 保安林

(単位：ha)

種類	位置	重複面積	指定年月日
水源かん養	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	798	大正2年4月2日
	熊本県阿蘇郡 阿蘇町地内	3,192	昭和30年12月25日
	熊本県阿蘇郡 南小国町地内	321	昭和30年12月25日
	熊本県阿蘇郡 小国町地内	457	昭和36年3月31日
	熊本県阿蘇郡 産山村地内	3	昭和36年3月31日
	熊本県阿蘇郡 波野村地内	53	昭和46年3月22日
	熊本県阿蘇郡 高森町地内	341	昭和41年7月4日
	熊本県阿蘇郡 白水村地内	824	大正2年4月2日
	熊本県阿蘇郡 久木野村地内	1,878	昭和46年3月15日
	熊本県阿蘇郡 長陽村地内	603	昭和12年6月5日

	小国町地内		
	熊本県阿蘇郡 高森町地内		
	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村地内		
土砂崩壊防備	熊本県阿蘇市地内		
	熊本県阿蘇郡 小国町地内		
落石防止	熊本県阿蘇市地内		
保健	熊本県阿蘇市地内		
	熊本県阿蘇郡 産山村地内		
	熊本県阿蘇郡 高森町地内		

注) 阿蘇地域の保安林の重複面積について、正確な値は不明である。

(イ) 鳥獣保護区

名称	位置	重複面積 (ha)	指定年月日
菊池水源 鳥獣保護区	熊本県菊池市地内 熊本県阿蘇市地内	1,232	令和元年11 月1日
鞍岳 鳥獣保護区	熊本県菊池市地内	222 (うち特保90)	平成25年 11月1日
北向山 鳥獣保護区	熊本県菊池郡 大津町地内	337 (うち特保102)	平成29年 11月1日

	熊本県阿蘇郡 菊池市地内	503	昭和36年 5月12日
	熊本県阿蘇郡菊池郡 旭志村地内	199	昭和45年 7月29日
	熊本県阿蘇郡 大津町地区内	407	昭和43年 3月6日
土砂流出防備	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	128	昭和12年 6月8日
	熊本県阿蘇郡 阿蘇町地内	26	昭和10年 5月2日
	熊本県阿蘇郡 高森町地内	584	昭和4年4 月18日
	熊本県阿蘇郡 白水村地内	30	昭和10年 5月2日
	熊本県阿蘇郡 久木野村地内	30	大正2年4 月1日
	熊本県阿蘇郡 長陽村地内	15	昭和12年 6月9日

(イ) 鳥獣保護区

名称	位置	重複面積	設定年月日
菊池水源 鳥獣保護区	熊本県菊池市地内 熊本県阿蘇郡 阿蘇町地内	857 (ha)	昭和54年 9月10日
鞍岳 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡菊池郡 旭志村地内	222 (うち特保90)	昭和48年 11月1日

	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>南阿蘇村</u> 地内				北向山 鳥獣保護区	熊本県菊池郡 大津町地内 熊本県阿蘇郡 久木野村地内	337 (うち特保 102)	昭和 51 年 11 月 1 日
高岳 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	400	令和元年 11 月 1 日		手野 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	800	昭和 54 年 11 月 1 日
乙姫 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	597	平成 30 年 11 月 1 日		高岳 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	1,100	昭和 54 年 11 月 1 日
中松 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>南阿蘇村</u> 地内	898	平成 29 年 11 月 1 日		乙姫 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 阿蘇町地内	350	昭和 52 年 11 月 1 日
長陽 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>南阿蘇村</u> 地内 <u>熊本県阿蘇市</u> 地内	1,423	平成 30 年 11 月 1 日		産山 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 産山村地内	164	昭和 52 年 11 月 1 日
満願寺 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>南小国町</u> 地内	593	平成 30 年 11 月 1 日		波野 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 波野村地内	1,200	昭和 50 年 11 月 1 日
小柏 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	620	令和元年 11 月 1 日		草河原 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 高森町地内	220	昭和 52 年 11 月 1 日
斧岳 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	197	平成 30 年 11 月 1 日		高森 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 高森町地内	424	昭和 52 年 11 月 1 日
南宮原 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	410	平成 24 年 11 月 1 日		中松 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 白水村地内	950	昭和 51 年 11 月 1 日
休暇村 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>高森町</u> 地内	470	平成 30 年 11 月 1 日		長陽 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡 長陽村地内	1,580	昭和 53 年 11 月 1 日
色見 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇郡</u> <u>高森町</u> 地内	370	平成 30 年 11 月 1 日					
高塚 鳥獣保護区	<u>熊本県阿蘇市</u> 地内	450	平成 26 年 11 月 1 日					

矢護山 鳥獣保護区	熊本県菊池郡 大津町地内	186	平成 24 年 11 月 1 日
小牧羅漢 鳥獣保護区	熊本県阿蘇郡南阿蘇 村地内	217	平成 30 年 11 月 1 日

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
天然記念物 国指定	阿蘇北向谷 原始林	熊本県菊池郡 大津町地内	昭和 44 年 8 月 22 日
史跡指定	豊後街道	熊本県阿蘇市地内	平成 25 年 7 月 10 日
名勝及び天 然記念物 国指定	米塚及び草 千里ヶ浜	熊本県阿蘇市地内 熊本県阿蘇郡 南阿蘇村地内	平成 25 年 3 月 27 日
史跡 県指定	上御倉古墳	熊本県阿蘇市地内	昭和 34 年 12 月 8 日
史跡 県指定	下御倉古墳	熊本県阿蘇市地内	昭和 34 年 12 月 8 日
史跡 県指定	中通古墳群	熊本県阿蘇市地内	昭和 34 年 12 月 8 日

(2) くじゅう地域

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
天然記念物 国指定	阿蘇北向谷 原始林	熊本県菊池郡 大津町地内	昭和 44 年 8 月 22 日
天然記念物 国指定	手野のスギ	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	大正 13 年 12 月 9 日
史跡 県指定	上御倉古墳	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	昭和 34 年 12 月 8 日
史跡 県指定	下御倉古墳	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	昭和 34 年 12 月 8 日
史跡 県指定	中通古墳群	熊本県阿蘇郡 一の宮町地内	昭和 34 年 12 月 8 日

(2) 九重・由布鶴見地域

九重・由布鶴見地域は、阿蘇国立公園の大分県に係る地域で、本公園の北東部に位置し、九州（本島）最高峰の中岳と久住山、大船山を擁する九重山群、別府温泉の背後に連座する由布鶴見火山群及び広大な火山性の二次草原

①景観の特性

ア 地形・地質

㊦ くじゅう連山は、標高 1,787m の久住山を主峰とする九重火山群を中心に、その周辺を取り巻く標高 500～1000m の広大な高原地帯からなってくる。

九重火山群は、山陰火山系の中心をなすもので三段階の火山形成過程がみられる。まず涌蓋山（わいたさん）、一目山の輝石安山岩の噴出、次いで花牟礼山、鍋山、鏡山等の輝石安山岩や角閃石安山岩の噴出、最後に、両火山群の中間への熔岩の噴出である（狭義の九重火山群）。三次の噴出によって形成された火山群は、中央の久住山、東方の大船山、西方の黒岩山の3山地に分かれている。角閃石安山岩からなる溶岩ドームの黒岩山が地質的に最も古く、久住山、大船山は、溶岩ドームや火砕丘の集合体である。

星生（ほっしょう）山、硫黄山の尾根では無数の硫気孔から噴気が立ちのぼり、附近一帯は裸地となっているなど、九重火山活動による特異な景観を呈している。

くじゅう連山山麓の筋湯、長者原等には温泉が湧出している。自然景観としては、山岳地域のミヤマキリシマ群落、山麓に点在するタデ原、坊ガツル等の火山性の湿原景観、くじゅう連山の南麓の久住高原の草原景観が特筆される。

これらの湿原や草原は、古来より、人の手が加わることで維持されてきた景観であることが特徴で、人の暮らしに寄り添うように生育している湿性・

からなっている。

本地域の景観は、両火山群のトロイデ型火山地形及び緩やかな起伏の広大な草原が中心をなしているが、小田の池、山下池等の湖沼、黒岳、由布岳の原生林、タデ原、猪の瀬戸等の火山性の湿原もみられ変化に富んでいる。一方、利用面では、別府・阿蘇を結ぶ「九州横断道路（通称やまなみハイウェイ）」による自動車の利用が主であるが、夏季を中心とする九重山群等の登山及びハイキング利用も盛んである。

①景観の特性

ア 地形・地質

㊦ 九重地域は、標高 1,787m の久住山を主峰とする九重火山群を中心に、その周辺を取り巻く標高 500～1000m の広大な高原地帯からなってくる。

九重火山群は、山陰火山系の中心をなすもので三段階の火山形成過程がみられる。まず涌蓋山（わいたさん）、一目山の輝石安山岩の噴出、次いで花牟礼山、鍋山、鏡山等の輝石安山岩や角閃安山岩の噴出、最後に、両火山群の中間への熔岩の噴出である。二の三次の噴出によって形成された火山群は、中央の久住山、東方の大船山、西方の黒岩山の3山地に分かれている。角閃安山岩からなるトロイデの黒岩山が地質的に最も古く、久住山、大船山は、トロイデやコニーデの集合体である。

星生（ほっしょう）山、硫黄山の尾根では無数の硫気孔から噴気が立ちのぼり、附近一帯は裸地となっているなど、九重火山活動による特異な景観を呈している。

九重山群山麓の筋湯、長者原等には温泉が湧出しているが、河川、湖沼、瀑布などの自然景観は少なく、専ら山岳、高原の景観が中心となっている。

草原性の希少な植物群落が、くじゅう連山の山麓地域の独特の景観を造り出している。

④ 由布鶴見火山群は、標高 1,583m の由布岳及び標高 1,375m の鶴見岳からなる由布鶴見火山と、その南麓に広がる高原地域からなっている。

由布岳は、この地域の最高峰で、頂上には西ノ岳、東ノ岳、剣ノ峯の三峰がある。頂上部の三つのくぼ地は旧噴火口であり、これらの地形から判断して活動の中心が南から西に移動したことが推定されている。由布岳の火山岩は、主として含橄欖石両輝石角閃安山岩からなる。

鶴見岳は、溶岩ドームの複合体であり、山頂北西部には赤池と呼ばれる噴気孔があり、現在も盛んに噴気を上げている。鶴見岳の火山岩は、主として含石英両輝石角閃安山岩からなる。

⑤ 九重地区と由布鶴見火山群をつなぐ九州横断道路沿線地帯は、かつては、標高 700～1,000m のゆるやかな起伏をなす草原が広がっていたが、現在はスギ・ヒノキの植林が進み、横断道路沿いの眺望が得にくくなっている。

それでも、沿線には、猪の瀬戸湿原、小田の池、立石池等の山地湿原が点在し、貴重な植物群落の生育地となっているほか、志高湖や神楽女湖、山下池のように、キャンプ場や園地として利用される湖沼も存在する。

イ 植生

くじゅう地域の植生の特徴は、広大な草原と九州には少ない山地湿原が集中していること、及び温帯林の代表であるブナ、ミズナラ等の自然林や、九州山頂帯特有のミヤマキリシマ群落がみられることである。

公園内に点在する山地湿原や久住高原に広がる草原は、野焼き等により維持されてきた草本植生で、タマボウキ等、大分県内では本公園内にのみ残された希少植物も少なくない。

④ 由布鶴見地域は、標高 1,584m の由布岳及び標高 1,375m の鶴見岳からなる由布鶴見火山と、その南麓に広がる高原地域からなっている。

由布岳は、この地域の最高峰で、頂上には西ノ岳、東ノ岳、剣ノ峯の三峰がある。頂上部の三つのくぼ地は旧噴火口であり、これらの地形から判断して活動の中心が南から西に移動したことが推定されている。由布岳の火山岩は、主として含橄欖石両輝石角閃安山岩からなる。

鶴見岳は、鐘状火山の複合体であり、山頂北西部には赤池と呼ばれる噴気孔があり、現在も盛んに噴気を上げている。鶴見岳の火山岩は、主として含石英両輝石角閃安山岩からなる。

⑤ 九重地域と由布鶴見地域をつなぐ九州横断道路沿線地帯は、標高 700～1,000m のゆるやかな起伏をなす草原が広がり、また、小田の池、立石池、志高湖等の湖沼が存在する。

由布岳南麓の猪の瀬戸、小田の池南部、九重山群山麓のタデ原、坊ガツル等には火山性の湿原が発達している。

イ 植生

本公園の植生の特徴は、広大な草原と九州には少ない山地湿原が集中していること及び温帯林の代表であるブナ、ミズナラ等の自然林や、九州山頂帯特有のミヤマキリシマ低木林がみられることである。

しかし、比較的自然的自然植生のみられる地域であっても、火山活動や人為の影響を強く受け、2次林が多い。

標高 1,000m 付近までは、ススキ草原が広大な面積を占めているが、この草原は放牧、採草、火入れによって維持されている。一方、最近の原野利用の変化による人口草地化や、スギ、ヒノキ等の造林による人工林化も進みつつ

くじゅう地域のうち黒岳は、比較的自然林の状態が良好に維持されている。山頂部には、ノリウツギの低木林、その下部にはコミネカエデ、ナナカマドを主とする落葉広葉樹林がある。これらの森林はいずれもブナ林の代償植生で、標高 1,400m 以上の山腹を被っている。1,000~1,300m の火山灰をかぶらない溶岩塊に被われた急傾斜地には、ツクシシャクナゲを混じえたブナ林がある。また、北西の谷にはオヒョウ林、北東の山腹にはモミ林が断片的にみられるが、いずれも黒岳だけにみられる特徴的な植生である。

黒岳にくらべて他の山塊では、ブナ林に代わってミズナラ林が山麓や山腹の自然林を占めていることと、1,400m 以上から山頂一帯にミヤマキリシマ低木林が広く分布することが特徴的である。ミヤマキリシマ低木林は、久住山、星生山、平治岳、三俣山、大船山等の山頂部一帯にみられ、マイヅルソウ、イワカガミ、コイワカンスゲ等とともに、九州山頂帯特有の植生とされている。特に山頂付近の風衝地では、ミヤマキリシマの樹高が 5~20cm 程となり、北アルプスの高山ハイデに類似した、コケモモ、フクオウソウ、ノギラン、コメススキ等を含むコケモモ群落がる。コケモモは日本における分布の南限とされ、三俣山、扇ヶ鼻、中岳付近の山頂部には、この群落の典型がみられる。

由布鶴見火山群の山頂付近には、ミヤマキリシマ低木林のほかブナ林の代償植生とされるツクシヤブウツギを主とする低木林がみられる。由布岳南麓は、野焼きで維持されているススキ草原がある。山腹から山麓部にある主な自然林は、クマシデやコナラを主とする森林である。これは、九州中北部火山帯の低山帯に発達する森林で、モミ・ツガ林の代償植生とされている。

くじゅう地域の湿原は、ほぼ標高 1,000m を境界として上部の山地帯にみられるミズゴケ類を含むヌマガヤ湿原と、下部の高原にもられるスゲ類やヨシが密生するヨシ湿原とに区別される。タデ原付近は、その境界領域にあたり、坊ガツル湿原は前者のヌマガヤ湿原に含まれる。小田の池湿原は、800m

ある。また、火入れをやめた地区では、ヤマヤナギ、ノリウツギ等をはじめとする遷移の初期の態様のみられるところもある。

九重地域のうち黒岳は、比較的自然林の状態が良好に維持されている。山頂部には、ノリウツギの低木林、その下部にはコミネカエデ、ナナカマドを主とする落葉広葉樹林がある。これらの森林はいずれもブナ林の代償植生であるが、標高 1,400m 以上の山腹を被っている。1,000~1,300m の火山灰をかぶらない溶岩塊に被われた急傾斜地には、ツクシシャクナゲを混じえたブナ林がある。また、北西の谷にはオヒョウ林、北東の山腹にはモミ林が断片的にみられるが、いずれも黒岳だけにみられる特徴的な植生である。

黒岳にくらべて他の山塊では、ブナ林に代わってミズナラ林が山麓や山腹の自然林を占めていることと、1,400m 以上から山頂一帯にミヤマキリシマ低木林が広く分布することが特徴的である、ミヤマキリシマ低木林は久住山、星生山、平治岳、三俣山、大船山等の山頂部一帯にみられ、マイヅルソウ、イワカガミ、コイワカンスゲ等とともに、九州山頂帯特有の植生とされている。特に山頂付近の風衝地では、ミヤマキリシマの樹高が 5~20cm 程となり、北アルプスの高山ハイデに類似した、コケモモ、フクオウソウ、ノギラン、コメススキ等を含むコケモモ群落がる。コケモモは日本における分布の南限とされ、三俣山、扇ヶ鼻、中岳付近の山頂部には、この群落の典型がみられる。

由布鶴見地域の山頂付近には、ミヤマキリシマ低木林のほかブナ林の代償植生とされるツクシヤブウツギを主とする低木林、ススキ草原がある。山腹から山麓部にある主な自然林は、クマシデやコナラを主とする森林である。これは、九州中北部火山帯の低山帯に発達する森林で、モミ・ツガ林の代償植生とされている。

九重地域の湿原は、ほぼ標高 1,000m を境界として上部の山地帯にみられるミズゴケ類を含むヌマガヤ湿原と、下部の高原にもられるスゲ類やヨシが密生するヨシ湿原とに区別される。タデ原付近は、その境界領域にあたり、坊ガツル湿原は前者のヌマガヤ湿原に含まれる。由布鶴見地域にある小田の池

以下の低地であるにもかかわらず、山地帯の湿原植生を示している。また、同地域の猪の瀬戸湿原にも湿原植生が発達している。

しかし、当該地域全域で、植生の遷移が進み、人工林や二次林の伸長に伴って、これらの希少な植物群落が被圧を受け、衰退しつつある。

かつて、標高 1,000m 付近までは、ススキ草原が広大な面積を占めていたが、草地改良や、スギ、ヒノキ等の造林による人工林化が進行している。また、野焼きを継続している地区は、由布岳南麓、猪の瀬戸湿原、泉水山麓、タデ原、坊ガツル等、ごく限られており、比較的まとまった面積で野焼きが行われている久住高原の牧野でも野焼きの継続が危ぶまれている。

くじゅう連山山頂付近山岳では、ヤマヤナギ、ノリウツギ等をはじめとする遷移が進行し、ミヤマキリシマ群落が被圧されつつある。

これらの残された希少な植物群落も、ニホンジカの分布拡大に伴う食害も懸念される状況となっている。

ウ 野生動物

くじゅう地域における動物相は、哺乳類としては、イノシシ、ニホンジカをはじめ、ホンダタヌキ、イタチ、キツネ、ムササビ、モモンガ、キュウシュウノウサギなどがあげられる。

鳥類では、コシアカツバメ、カワセミ、カワガラス、ヤマセミ、コノハズク、コゲラ、ブッポウソウ、ホオアカ、イカル、アカモズ、ヤマドリ、キジ、カッコウ、セグロカッコウ、ゴジュウカラ、オオルリなどの山地性、草原性、湿性の鳥類が確認される。外来種の鳥類としては、ソウシチョウが確認される。

その他、白水付近のチクシブチサンショウウオ、飯田高原吉部花傘礼一帯に生息するアマゴが貴重であり、キュウシュウエゾゼミや多くのミドリシジミ類は九重山群一帯が九州唯一の生息地として知られ、北方系の種と南方系の種の混在した多様な昆虫相を示す貴重な生息地となっている。

蝶類では、山頂帯にカラスアゲハ、モンキチョウ、アカタテハ、コツバメ

湿原は、800m 以下の低地であるにもかかわらず、山地帯の湿原植生を示している。また、同地域の猪の瀬戸湿原にも湿原植生が発達している。

ウ 野生動物

九重地域における動物相は、哺乳類としては、イノシシ、キュウシュウジカをはじめ、ホンダタヌキ、イタチ、キツネ、ムササビ、モモンガ、キュウシュウノウサギなどがあげられる。

鳥類では、花傘礼山麓のコシアカツバメ、カワセミ、カワガラス、ヤマセミ、コノハズク、コゲラ、ブッポウソウ、ホオアカ、イカル、アカモズなどが特記されるものである。

その他、白水付近のブチサンショウウオ、飯田高原吉部花傘礼一帯に生息するアマゴが貴重であり、キュウシュウエゾゼミや多くのミドリシジミ類は九重山群一帯が九州唯一の生息地として知られ、北方系の種と南方系の種の混在した多様な昆虫相を示す貴重な生息地となっている。

由布鶴見地域における動物相は、鳥類では、ブッポウソウ、ヤマドリ、キ

等がみられるほか、草原性のヒメシロチョウ、オオルリシジミ等の希少な蝶類も一部の地区で残されている。甲虫類の宝庫でもあり、放牧地に依存するダイコクコガネ等の糞虫類、ホソクチカクシゾウムシ、マダラカレキゾウムシ、ヒメヒラタムシ等数種について九州での数少ない記録がある。

②利用の現況

くじゅう地域の利用面の特色は、筋湯温泉、九重温泉及び久住高原温泉、並びに公園区域外に隣接する長湯温泉、別府温泉及び湯布院温泉等の温泉地の宿泊利用を中心に、四季を通じたくじゅう連山・由布岳・鶴見岳でのトレッキングがあげられる。また、別府・阿蘇を結ぶ「九州横断道路（通称やまなみハイウェイ）」沿いにおいては、鶴見岳のロープウェイ、小松地獄園地の散策、男池園地での森林浴、久住高原でのキャンプ及び乗馬等の自然体験が行われている。さらに、くじゅう連山西麓の獵師山においては、山地の草原と寒冷地である立地を生かし、冬期のスキー利用も行われている。

くじゅう連山の登山は、6月のミヤマキリシマ開花期、夏期、紅葉時期の3つのピークがあり、利用者は年間12万人以上と推定される。

くじゅう連山登山の拠点として、長者原と久住高原に集団施設地区が設けられており、特に、長者原集団施設地区の長者原ビジターセンターは自然情報、登山情報、観光情報の発信拠点として機能している。

キャンプ場としては、長者原、沢水、志高湖等で利用者が多く、中でも志高湖は別府市の近郊の水辺レクリエーションが楽しめることもあり、年間約3万人の利用者がある。

③社会経済的背景

ア 土地所有別

九重山群、涌蓋山及び由布鶴見岳の中腹以上は国有地、山麓及び九州横断道路沿線は主に公有地と私有地である。

ジ、カッコウ、ゴジュウカラ、ホオアカ、オオルリなどの個体数の少ない鳥類が確認されている。

蝶類では、山頂帯にカラスアゲハ、モンキチョウ、アカタテハ、コツバメなどがみられるとともに甲虫類の豊庫でもあり、ホソクチカクシゾウムシ、マダラカレキゾウムシ、ヒメヒラタムシ等数種について九州での初認が記録されている。

②利用の現況

当該地域の特色の一つは、別府と阿蘇を結ぶ公園道路であり、利用面でも、九州横断道路の自動車による利用が大きく、本道路通過客数は年間300万人と推定される。

また近年利用者の自然志向が高まり、九重山群、由布岳等への登山利用及びその山麓部におけるキャンプを主体とした野外レクリエーションも増加している。九重山群の登山は6月のミヤマキリシマ開花期及び夏期をピークに年間を通じて利用されており、利用者は年間約40万人と推定される。

キャンプ場としては、長者原、赤川、沢水、志高湖等で利用者が多く、中でも志高湖は水辺レクリエーションが楽しめることもあり、年間約50万人の利用者がある。

このほか、長者原には寒の地獄等古くから湯台場として親しまれている温泉があるとともに、標高1,000mにある高原という自然条件にも恵まれ、近年避暑客も増加しており、年間約20万人の宿泊客がある。筋湯温泉も湯台客を中心として四季を通じて利用者があり、年間約10万人の宿泊客がある。

③社会経済的背景

ア 土地所有別

九重山群、涌蓋山及び由布鶴見岳の中腹以上は国有地、山麓及び九州横断道路沿線は主に公有地と私有地である。

私有地の割合がほぼ半分を占めており、また、草原内の公有地の大半は地元牧野の入会権を伴っているため、その権利関係は複雑である。

国有地 6,879ha、公有地 3,791ha、私有地 7,979ha

イ 人口及び産業

くじゅう地域に関する各市町の世帯数、人口は次の通りである。

(令和元年10月1日現在)。

市町	世帯数	人口
別府市	55,647	118,499
九重町	3,440	8,895
由布市	13,517	33,050
竹田市	8,729	20,434
玖珠町	5,767	14,673

各市町とも、公園区域内の定住者世帯は少ないが、山麓付近の土地の大部分が共有地を含む民有地であり、土地所有権の売買が進むにつれ、地権者関係がきわめて複雑になった地区も存在する。また、この土地所有形態の変化に伴って、国立公園の景観の変化が進行し、加えて、国立公園内外で大規模な開発計画が検討されるケースもみられる。

公園内の一次産業のうち畜産は、かつてはくじゅう地域全域で盛んであり、広大な草原景観を構成していたが、現在、久住高原以外の地域では、ごく限られた地区で行われる程度である。その久住高原でも、畜産従事者の高齢化等により、牧野の維持のための野焼きの継続が困難となっている。

農業では、飯田高原や久住高原における高冷地野菜の栽培が盛んであり、田畝は千町無田付近を除けば山間地に点在する程度である。

国有地、公有地、私有地の割合は、ほぼ4:2:4となっているが、草原内の公有地の大半は地元部落の入会権を伴っておりその権利関係は複雑である。

国有地 7,006ha、公有地 3,793ha、私有地 7,325ha

イ 人口及び産業

阿蘇国立公園に関する各市町の世帯数、人口は次の通りである。

(昭和53年10月1日現在)

(昭和53年10月1日現在)

市町	世帯数	人口
別府市	46,198 (世帯)	136,955 (人)
庄内市	2,878	11,365
湯布院町	3,457	12,210
久住町	1,553	5,605
直入町	995	3,435
九重町	3,885	12,623
玖珠町	5,995	22,143

各市町とも、公園区域内の定住者世帯は極めて少なく、大部分は、公園区域外に居住している。従って生活環境基盤として自然公園法の制約を受ける世帯は多いとは言えない。

公園内の産業としては、農林、畜産などの一次産業が主であり、その基盤整備が活発に行われて、これとの調整が必要になってきている。

農業では、飯田高原における高冷地野菜としてのキャベツや久住高原等の大根栽培が盛んであるが、火入れ、採草、放牧のくり返しにより維持されてきた草地という本公園の特徴的な半自然景観が畑地という人里的な景観に改変されつつある。

林業では、木材生産のためのスギ、ヒノキ等の造林、伐採のほか、しいたけ原木となるクヌギ等の伐採もみられる。涌蓋山北側斜面、久住山南側斜

林業では、くじゅう地域のほぼ全域で、伐期を迎えたスギ、ヒノキ等の伐採が進み、また、しいたけ原木となるクヌギ等の伐採もみられる。

第1次産業以外では、火山地域特有の地熱資源を利用して、八丁原発電所、大岳発電所の大規模な地熱発電所が操業しているほか、国立公園周辺部でバイナリー発電所も一部みられる。

ウ 権利制限関係

㊦保安林

(単位：ha)

種類	位置	重複面積	指定年月日
水源かん養	大分県別府市地内	354	
	大分県由布市地内	939	
	大分県竹田市地内	3,335	
	大分県玖珠郡九重町地内	3,393	
	大分県玖珠郡玖珠町地内	2	
土砂流出防備	大分県別府市地内	161	
	大分県由布市地内	152	
	大分県竹田市地内	619	
	大分県玖珠郡九重町地内	602	
防火	大分県別府市地内	32	
保健	大分県別府市地内	147	
	大分県由布市地内	6	
	大分県竹田市地内	518	
	大分県玖珠郡九重町地内	1,257	

面、一部の原野等でスギ、ヒノキの造林がすすめられている。

畜産では、豊後牛と呼ばれる肉牛の生産が主体であるが、乳牛等も扱われている。飯田高原、久住高原等で草地改良事業がすすみ、現在の冬枯れする野草地が、四季の変化に乏しい常緑の牧草地に転換されている。このほか、八丁原大岳には地熱発電所がある。

ウ 権利制限関係

㊦保安林

(単位：ha)

種類	位置	重複面積	指定年月日
水源かん養	大分県別府市地内	75	昭和36年5月12日
	大分県大分郡庄内町地内	822	昭和36年5月12日
	大分県大分郡湯布院町地内	312	昭和36年5月12日
	大分県直入郡久住町地内	3,333	昭和44年6月20日
	大分県直入郡直入町地内	172	昭和33年9月13日
	大分県玖珠郡九重町地内	3,954	昭和36年5月12日
土砂流出防備	大分県別府市地内	1,023	昭和36年5月12日
	大分県大分郡湯布院町地内	103	昭和36年5月12日
	大分県直入郡	665	昭和44年6月20日

①鳥獣保護区

名称	位置	重複面積	設定年月日
牧ノ戸 鳥獣保護区	大分県玖珠郡 九重町地内	1700 (うち特保 86)	平成 28 年 11 月 1 日
黒岳 鳥獣保護区	大分県由布市地内 大分県竹田市地内	1580	平成 25 年 11 月 1 日
城島高原 鳥獣保護区	大分県別府市地内 大分県由布市地内	2841	平成 25 年 11 月 1 日
山下湖 鳥獣保護区	大分県由布市地内 大分県玖珠郡 九重町地内	578 (うち特保 110)	平成 27 年 11 月 1 日
久住大船 鳥獣保護区	大分県竹田市地内	1,527	平成 30 年 11 月 1 日
天ヶ谷 鳥獣保護区	大分県玖珠郡 九重町地内	90	平成 30 年 11 月 1 日
白丹 鳥獣保護区	大分県竹田市地内	104	平成 22 年 11 月 1 日

⑦史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日
国指定	大船山の	大分県竹田市地内	昭和 36 年

	久住町地内 大分県玖珠郡 九重町地内	87	昭和 36 年 5 月 12 日
--	--------------------------	----	------------------

①鳥獣保護区

名称	位置	重複面積	設定年月日
牧ノ戸 鳥獣保護区	大分県玖珠郡 九重町地内	783ha (うち特保 81ha)	昭和 41 年 11 月 1 日
黒岳 鳥獣保護区	大分県大分郡 庄内町地内 大分県直入郡 久住町地内	1,232 345	昭和 48 年 11 月 1 日
城島高原 鳥獣保護区	大分県別府市地内 大分県大分郡 湯布院町地内	2,103 (うち特保 9ha) 528	昭和 51 年 11 月 1 日
長者原 鳥獣保護区	大分県玖珠郡 九重町地内	202	昭和 49 年 11 月 1 日
山下湖 鳥獣保護区	大分県大分郡 湯布院町地内 大分県玖珠郡 九重町地内	244 157	昭和 50 年 11 月 1 日
久住大船 鳥獣保護区	大分県直入郡 久住町地内	1,527	昭和 53 年 11 月 1 日

⑦史跡名勝天然記念物

区分	名称	位置	指定年月日

天然記念物	ミヤマキリシマ群落		9月21日	国指定	大船山のミヤマキリシマ群落	大分県直入郡 久住町地内	昭和36年 9月2日
	九重山の コケモモ群落	大分県竹田市地内 大分県玖珠郡 九重町地内	昭和37年 1月26日		九重山のコケモモ 群落	大分県直入郡 久住町地内 大分県玖珠郡 九重町地内	昭和37年 1月26日
	<u>イヌワシ</u>	大分県由布市地内 大分県玖珠郡 九重町地内 大分県竹田市地内	昭和40年 5月12日		県指定	岳本のコナラ原生 林	大分県大分郡 湯布院町地内
県指定 天然記念物	岳本のコナラ原生 林	大分県由布市地内	昭和36年 3月14日				
	<u>鶴見権現社のイチ イガシ林</u>	大分県別府市地内	昭和50年 3月28日				
	<u>御嶽権現社の自然 林</u>	大分県別府市地内	昭和50年 3月28日				
	<u>久住のツクシボダ イジュ</u>	大分県竹田市地内	昭和54年 5月15日				

4. 変更する公園区域

阿蘇くじゅう国立公園の区域の一部を次のとおり変更する。

(表3：公園区域（陸域）変更表)

番号	区分	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	削除	大分県由布市 湯布院町川西及び湯布院町湯平の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、稜線界となっているが、一部の稜線が不明瞭であるため、地番界へ変更する）。	△5 $\left(\begin{array}{c} \text{国} - \\ \text{公} - \\ \text{私} \Delta 5 \end{array} \right)$
2	—	大分県玖珠郡 九重町大字田野及び湯坪の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、沢界となっているが、一部、沢が不明瞭であるため、沢界と地番界へ変更する）。	— $\left(\begin{array}{c} \text{国} - \\ \text{公} - \\ \text{私} - \end{array} \right)$
変更部分面積計				△5
変更前公園面積				73,022 (72,678)
変更後公園面積				73,017

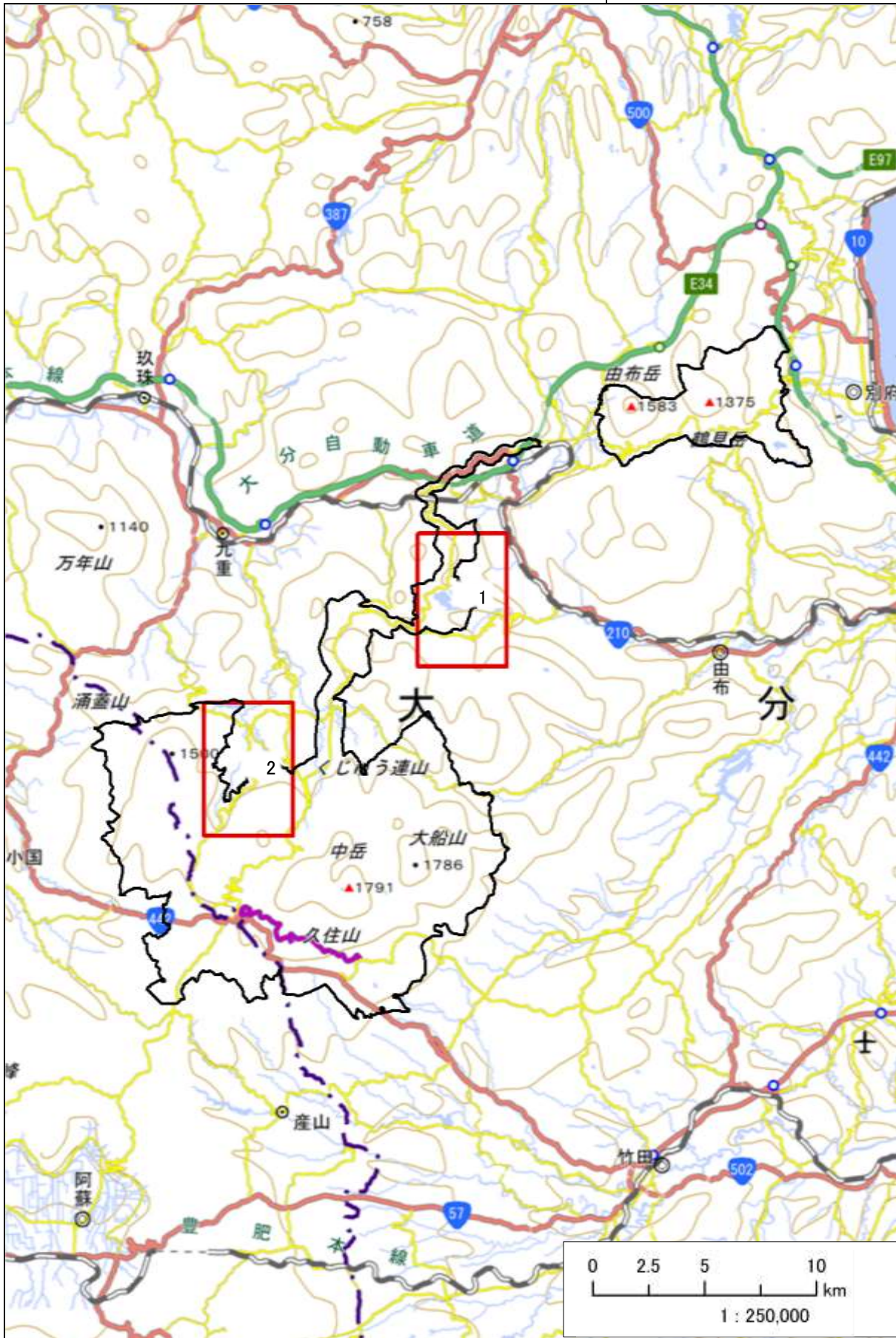
注) くじゅう地域については、区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。以下同様。

(表4：くじゅう地域における公園面積の参考表)

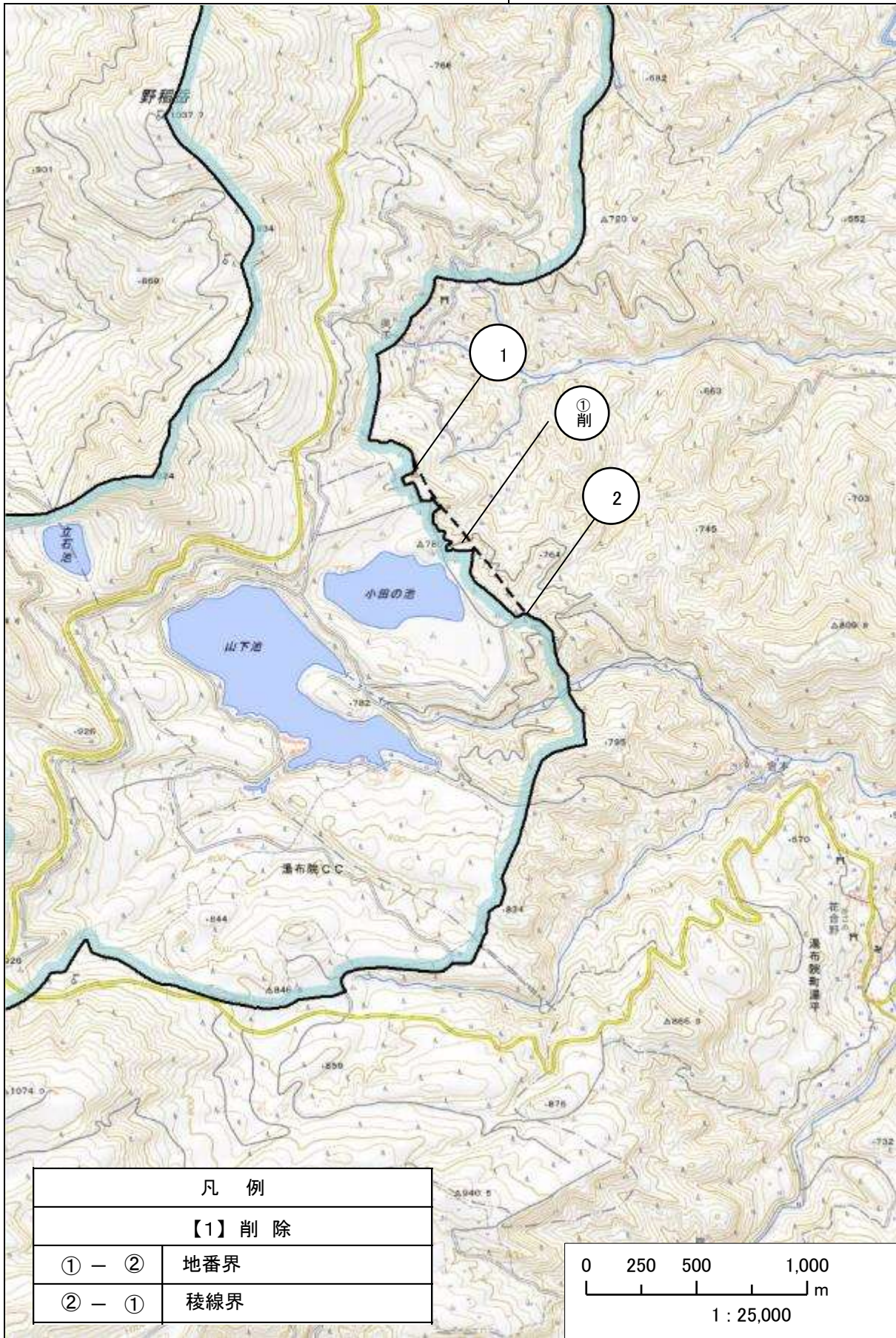
県名	区域	面積 (ha)
大分県	別府市内 国有林大分西部森林管理署 1007 林班から 1010 林班まで及び 1013 林班の全部並びに 1006 林班及び 1012 林班の各一部 別府市 大字扇山、大字東山及び大字別府の各一部	2,336 (2,115)
	由布市内 国有林大分森林管理署 13 林班及び 51 林班の全部並びに 11 林班、12 林班、21 林班及び 215 林班から 217 林班までの各一部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川西、湯布院町川北及び湯布院湯平の各一部	3,057 (3,063)
	竹田市内 国有林大分森林管理署 46 林班から 50 林班まで、227 林班、2061 林班から 2069 林班まで及び 2072 林班の全部 竹田市 久住町久住、久住町白丹、久住町有氏及び直入町長湯の各一部	6,809 (6,825)
玖珠郡	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 220 林班、226 林班、228 林班から 235 林班まで及び 238 林班、239 林班、241 林班及び 242 林班の全部並びに 218 林班及び 221 林班の各一部 玖珠郡九重町 大字菅原、大字後野上、大字町田、大字田野、大字湯坪及び大字野上の各一部	6,445 (6,305)
	玖珠郡玖珠町 大字日出生の一部	2 (2)

くじゅう地域小計	18,649 (18,310)
国立公園全域合計	73,017 (72,678)

公園区域変更位置図



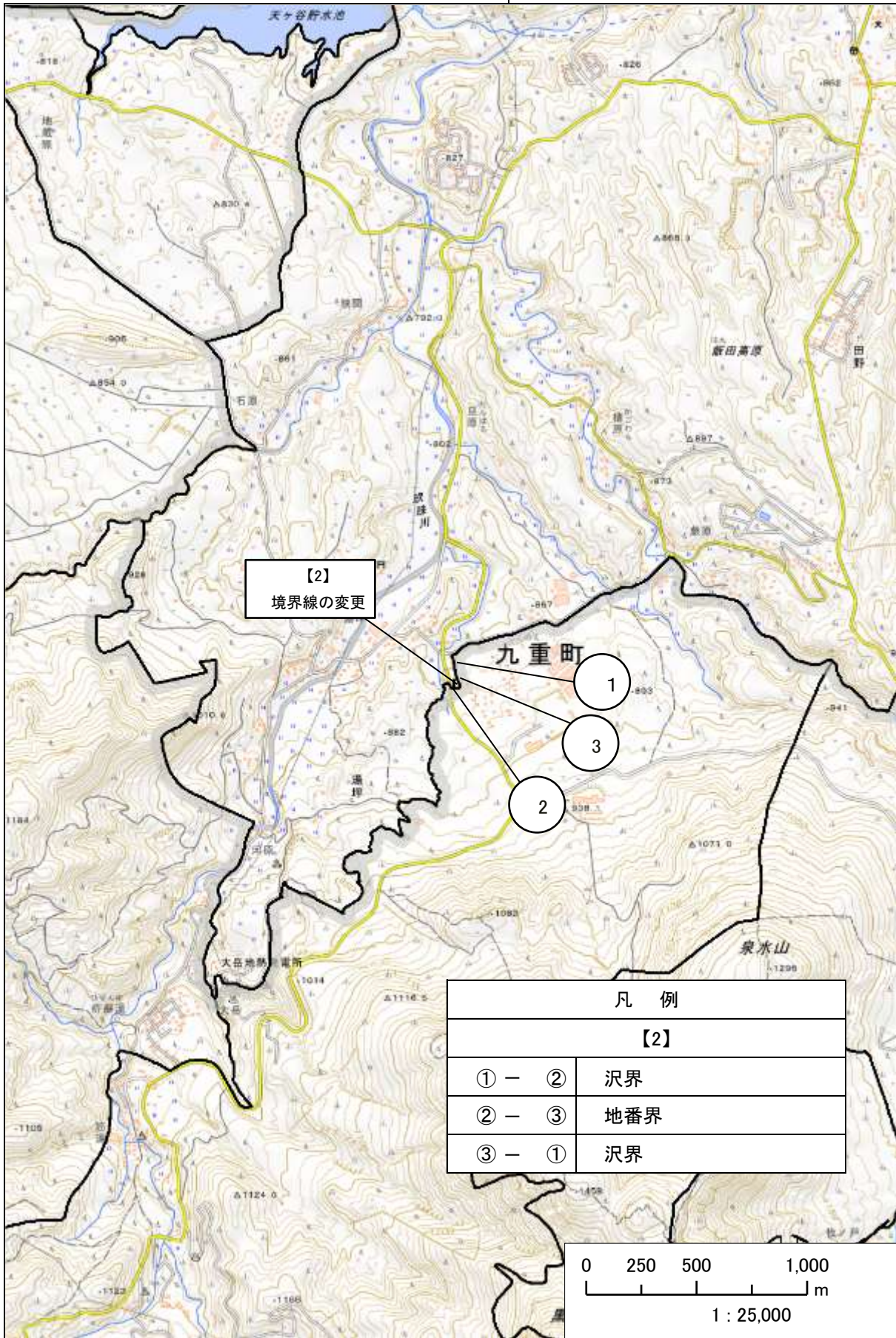
公園区域変更図1 由布市湯布院町



公園区域変更図1 副図 由布市湯布院町(拡大図)



公園区域変更図 2 玖珠郡九重町



公園区域変更図 2 副図 玖珠郡九重町(拡大図)



第2 公園計画の変更

1 変更理由

今回の第5次点検においては、以下のとおり変更を行うものとする。

保護規制計画について、阿蘇地域は現行のとおりとする。くじゅう地域においては、長者原地区のタデ原湿原の一部について、生物多様性保全の観点で重要な地域であることが明らかとなり、隣接するラムサール条約湿地との一体的な保全が望ましいことから、自然環境の保全及び風致景観の維持のため、一部を第1種特別地域として計画する。加えて、国立公園指定当初から線形の変った道路等、実情に応じて、形式的な区域線の修正を行う。

保護施設計画については、阿蘇くじゅう国立公園の生態系及び景観の保全のため、猪の瀬戸湿原、タデ原湿原、平治岳に、それぞれ植生復元施設を新たに計画する。

利用施設計画については、阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム2020の推進及び熊本地震からの復興を促進し、加えて、登山道の安全かつ適正な利用を図るため、必要な施設計画の追加、変更、又は削除を行う。

また、阿蘇くじゅう国立公園の生態系及び景観を保全するために、くじゅう地域における生態系維持回復計画を新たに計画する。

2 基本方針の変更内容

基本方針を次のとおり変更する。

(表5：基本方針変更表)

変更後	変更前
<p><u>阿蘇くじゅう国立公園は、世界最大級の阿蘇カルデラとその中央にそびえる中央火口丘、九州本島最高峰の中岳や久住山を中心とするくじゅう連山及び由布鶴見火山群からなる原生的景観を風景形式とするとともに、我が国最大の半自然草原を含む草原景観が広がり、我が国を代表する傑出した自然の風景地である。</u></p> <p><u>本国立公園の利用は、阿蘇外輪山や中央火口丘を構成する山々、くじゅう連山、由布岳や鶴見岳への登山やハイキング、カルデラや草原景観の風景観賞や乗馬、サイクリング等の自然体験、中岳の火口探勝、南阿蘇湧水群や男池湧水群等の湧水巡り、別府・阿蘇を結ぶ「九州横断道路（通称やまなみハイウェイ）等」のドライブ、火山活動を背景にした内牧温泉、地獄垂玉温泉、筋湯温泉等における温泉保養、キャンプ利用及び阿蘇神社等の参拝等が主な利用である。</u></p> <p><u>世界に誇る風致景観を保護し、その利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。</u></p> <p><u>(1) 保護に関する方針</u></p> <p><u>ア. 阿蘇地域は、阿蘇カルデラや中央火口丘等が織りなす火山景観、その山麓や外輪山上に広がる草原景観、菊池渓谷周辺の森林景観等の保護に重点をおいた計画とする。また、草原景観の維持・再生を目的として、野焼きを継続・復活するために、自然再生施設を計画的に整備する。</u></p> <p><u>イ. くじゅう地域は、由布岳、鶴見岳、くじゅう連山の火山が織りなす山岳景観、その山麓に広がる草原景観、加えて、山麓に点在する山地湿地の希少植物群落を有し、これらの保護に重点をおいた計画とする。</u></p>	<p>(※これまでの計画書に基本方針を定めていない)</p>

(2) 利用に関する方針

ア. 阿蘇地域については、阿蘇外輪山や中央火口丘を構成する山々の登山やハイキング、火口探勝のために、草千里や古坊中等に園地や駐車場等を計画的に整備するとともに、山麓部の利用拠点として、南阿蘇集団施設地区や地獄垂玉集団施設地区を計画的に整備する。また、菊池溪谷の探勝を目的として、園地や駐車場の整備を図る。

イ. くじゅう地域については、由布岳、鶴見岳、くじゅう連山の登山やトレッキングの利用を主体とし、その登山の拠点となる長者原集団施設地区及び久住高原集団施設地区、並びに山麓の利用拠点に位置する園地・宿舎・駐車場等の単独施設の計画的な整備を図る。また、広大な草原景観を望見できる久住高原地区の園地や宿舎も重点的に整備を図る。

ウ. 両地域に共通して、やまなみハイウェイ等のドライブ利用による景観探勝を想定し、周辺の風致景観の保全と適切な施設の整備を行う。また、阿蘇地域とくじゅう地域の間をやまなみハイウェイ沿いに位置する瀬の本を集団施設地区に指定し、適切な利用のための施設を集团的に整備する。

3 規制計画の変更内容

(1) 保護規制計画及び関連事項

保護規制計画等の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：特別地域変更表)

県名	変更後		変更前	
	区域	面積 (ha)	区域	面積 (ha)
大分県	由布市内 国有林大分森林管理署 国有林大分森林管理署 13 林班及び 51 林班の全部並び に 11 林班、12 林班、21 林班及び 215 林班から 217 林 班までの各一部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川西、湯布院 町川北及び湯布院町湯平の一部	2,264 (国 ー) (公 ー) (私 ー)	由布市内 国有林大分森林管理署 国有林大分森林管理署 51 林班の全部並びに 11 林班、 13 林班、21 林班及び 215 林班から 217 林班までの各一 部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川西、湯布院 町川北及び湯布院町湯平の一部	2,269 (2,226) (国 ー) (公 ー) (私 ー)
	変更部分面積合計			△5
	変更前特別地域面積			36,116 (35,721)
	変更後特別地域面積			36,111

注) くじゅう地域については、区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。以下同様。

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 7 : 特別保護地区変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
1	拡張	第2種特別地域からの振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	9 $\left(\begin{array}{c} \text{国} \quad - \\ \text{公} \quad - \\ \text{私} \quad 9 \end{array} \right)$
2	削除	第2種特別地域への振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び国有林界となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	$\Delta 9$ $\left(\begin{array}{c} \text{国} \quad - \\ \text{公} \quad - \\ \text{私} \quad \Delta 9 \end{array} \right)$
3	削除	第2種特別地域への振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界及び小班界(民有林)となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	$\Delta 2$ $\left(\begin{array}{c} \text{国} \quad - \\ \text{公} \quad - \\ \text{私} \quad \Delta 2 \end{array} \right)$
変更部分面積計						$\Delta 2$
変更前特別保護地区面積						1,936 (1,997)
変更後特別保護地区面積						1,934

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表8：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
4	拡張	第2種特別地域からの振替	タデ原	大分県玖珠郡 九重町大字田野の一部	久住、三俣山腹の第1種特別地域(ラムサール条約登録湿地)と隣接し、同様の植生が広がる等、一体的な風致を有していることから、第1種特別地域として風致の維持を図るもの。	12 〔 国 — 公 — 私 12 〕
5	拡張	第2種特別地域からの振替	タデ原	大分県玖珠郡 九重町大字田野の一部	久住、三俣山腹の第1種特別地域(ラムサール条約登録湿地)と隣接し、同様の植生が広がる等、一体的な風致を有していることから、第1種特別地域として風致の維持を図るもの。	6 〔 国 — 公 — 私 6 〕
6	—	—	黒岩・泉水山東側 斜面	大分県玖珠郡 九重町大字田野の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界となっているが、当該区画の国有林の民地への払い下げ等に伴う区分線定義の変更及び区域線の明確化を図るもの)。	— 〔 国 — 公 — 私 — 〕
7	—	—	猪の瀬戸	大分県別府市 大字東山の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更	—

					する（現状、小班界（民有林）となっているが、小班界（民有林）が不明瞭であるため、等高線（710m）界へ変更する）。	<table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td>—</td> </tr> </table>	国	—	公	—	私	—
国	—											
公	—											
私	—											
					変更部分面積計	18						
					変更前第1種特別地域面積	4,407 (4,377)						
					変更後第1種特別地域面積	4,425						

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表9：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
2	拡張	特別保護地区からの振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)及び国有林界となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	9 (国 - 公 - 私 9)
3	拡張	特別保護地区からの振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、国有林界及び小班界(民有林)となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	2 (国 - 公 - 私 2)
1	削除	特別保護地区への振替	九重山群	大分県竹田市 久住町大字久住の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、小班界(民有林)となっているが、小班界(民有林)が不明瞭であるため、等高線(1450m)界へ変更する)。	△9 (国 - 公 - 私 △9)
4	削除	第1種特別地域への振替	タデ原	大分県玖珠郡 九重町大字田野の一部	久住、三俣山腹の第1種特別地域(ラムサール条約登録湿地)と隣接し一体的な風致を有していることから、第1種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものである。	△12 (国 - 公 - 私 △12)
5	削除	第1種特別地域への振替	タデ原	大分県玖珠郡	久住、三俣山腹の第1種特別地域(ラム	△6

				九重町大字田野の一部	サール条約登録湿地)と隣接し一体的な風致を有していることから、第1種特別地域に振り替え、風致の維持を図るものである。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>△6</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	△6
国	—											
公	—											
私	△6											
8	削除	特別地域の削除	九州横断道路沿線 (大分県由布市荒木から熊本県阿蘇市一宮城山まで)	大分県由布市湯布院町川西及び湯布院町湯平の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する(現状、稜線界となっているが、一部の稜線が不明瞭であるため、地番界へ変更する)。	<table border="1"> <tr><td>国</td><td>—</td></tr> <tr><td>公</td><td>—</td></tr> <tr><td>私</td><td>△5</td></tr> </table>	国	—	公	—	私	△5
国	—											
公	—											
私	△5											
変更部分面積計						△21						
変更前第2種特別地域面積						14,114 (13,910)						
変更後第2種特別地域面積						14,093						

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表10：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域	変更理由	面積 (ha)
9	—	—	泉水山、黒岩山、合頭山北部及び西部	大分県玖珠郡 九重町大字田野及び大字湯坪の各一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、沢界となっているが、一部、沢が不明瞭であるため、沢界及び地番界へ変更する）。	— （ 国 — ） （ 公 — ） （ 私 — ）
10	—	—	泉水山、黒岩山、合頭山北部及び西部	大分県玖珠郡 九重町大字湯坪の一部	公園区域を明確にするため、既存区域線の凡例を変更する（現状、事業区界（町界）となっているが、単に町界へ変更する）。	— （ 国 — ） （ 公 — ） （ 私 — ）
変更部分面積計						—
変更前第3種特別地域面積						15,659 (15,437)
変更後第3種特別地域面積						15,659

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取等規制植物を、次のとおり追加及び削除する。

(表 11：採取規制植物追加表)

科名	種和名
ミズゴケ科 ヒカゲノカズラ科	ミズゴケ属 ヒメスギラン、マンネンスギ、スギラン、ヒモラン
コケシノブ科	コケシノブ
コバノイシカグマ科	フジシダ
イワヤシダ科	イワヤシダ、コガネシダ
メシダ科	キリシマヘビノネゴザ、シイバサトメシダ サカバサトメシダ、コモチイヌワラビ、ハコネシケチシダ、アソシケシダ
オシダ科	ツクシイワヘゴ、シラネワラビ、ワカナシダ、チャボイノデ
ウラボシ科	ホテイシダ、ヒメサジラン、オシャグジデンド、イワオモダカ
ヒノキ科	ミヤマビャクシン
イラクサ科	チョクザキミズ
ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ
ナデシコ科	タチハコベ、ワチガイソウ、ワダソウ、オグラセンノウ、マツモトセンノウ
モクレン科	オオヤマレンゲ
キンポウゲ科	ハナカズラ、レイジンソウ、ミチノクフクジュソウ、ニリンソウ、ユキワリ イチゲ、アズマイチゲ、ヤマオダマキ、リュウキンカ、トウゴクサバノオ、 オキナグサ、マンセンカラマツ、ノカラマツ、ミヤマカラマツ
メギ科	ヤチマタイカリソウ、イカリソウ
スイレン科	ヒツジグサ
ウマノスズクサ科	クロフネサイシン、アソサイシン
ボタン科	ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
オトギリソウ科	トモエソウ、コウライトモエソウ、タカネオトギリ
モウセンゴケ科	モウセンゴケ

アブラナ科	シコクハタザオ、ハナハタザオ
ベンケイソウ科	アオベンケイ
ユキノシタ科	ネコノメソウ、ギンバイソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ワタナベソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ、ウチワダイモンジソウ、クロクモソウ
スグリ科	ヤシャビシャク
バラ科	ヤマブキショウマ、クサボケ、シモツケソウ、イワキンバイ、カスミザクラ、クロイチゴ
マメ科	フジキ、レンリソウ、オオバクサフジ
カタバミ科	オオヤマカタバミ
フウロソウ科	タチフウロ、イヨフウロ、ツクシフウロ
カエデ科	ナンゴクミネカエデ
アワブキ科	フシノハアワブキ
モチノキ科	フウリンウメモドキ、ホソバツルツゲ
シナノキ科	ツクシボダイジュ
グミ科	クマヤマグミ
スマレ科	キスマレ、ホソバシロスミレ、タチスマレ、アソヒカゲスマレ、ヒカゲスマレ
アカバナ科	イワアカバナ
セリ科	ハナビゼリ、ツクシゼリ、ウバタケニンジン、ミシマサイコ、カワラボウフウ、ツクシボウフウ、シムラニンジン、フキヤミツバ、カノツメソウ
イワウメ科	イワカガミ
イチヤクソウ科	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ
ツツジ科	ツクシドウダン、シロドウダン、ヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ヨウラクツツジ、カラムラサキツツジ、ゲンカイツツジ、サイゴクミツバツツジ、バйкаツツジ、コメツツジ、コケモモ
サクラソウ科	ノジトラノオ、クサレダマ、サクラソウ
リンドウ科	ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ
ミツガシワ科	ミツガシワ

キョウチクトウ科	チョウジソウ
ガガイモ科	ロクオンソウ、ツクシガシワ
ムラサキ科	ホタルカズラ、ケルリソウ、チョウセンカメバソウ
シソ科	カイジンドウ、キセワタ、シロネ、ヒメナミキ
ゴマノハグサ科	キュウシュウコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、ヤマウツボ、ケヤマウツボ、ツクシシオガマ、ホソバヒメトラノオ、ツクシトラノオ イヌノフグリ、ツクシクガイソウ
イワタバコ科	シシンラン
ハマウツボ科	キヨスミウツボ
タヌキモ科	ミミカキグサ、ホザキノミミカキグサ、コタヌキモ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ科	ウスバヒョウタンボク、ヤマヒョウタンボク
レンプクソウ科	レンプクソウ
マツムシソウ科	ナベナ、マツムシソウ
キキョウ科	シデシャジン、ヤツシロソウ、サワギキョウ、キキョウ
キク科	ヒゴシオン、シオン、オケラ、イワギク、モリアザミ、ヤナギアザミ、ヒゴタイ、マンシュウスイラン、ホソバオグルマ、アソタカラコウ、オオモミジガサ、ツクシコウモリソウ、テバコモミジガサ、ヒナヒゴタイ、ミヤコアザミ、ヒメヒゴタイ、キリシマヒゴタイ、キクアザミ、コウリンギク、キクバヤマボクチ、ツクシタンポポ、タカネコウリンギク
ヒルムシロ科	オヒルムシロ
ユリ科	ネバリノギラン、タマボウキ、シライトソウ、ケイビラン、スズラン、キバナチゴユリ、ホソバナコバイモ、トサコバイモ、キバナノアマナ、ユウスゲ、ノカンゾウ、ノヒメユリ、ヒメユリ、ホソバノアマナ、ミドリヨウラク、ワニグチソウ、ホトトギス、ミヤマエンレイソウ
ビャクブ科	ヒメナベワリ
アヤメ科	ノハナショウブ、エヒメアヤメ
ヒナノシャクジョウ科	ヒナノシャクジョウ
ホシクサ科	ツクシクロイヌノヒゲ、クロホシクサ

イネ科	キリシマノガリヤス、クジュウノガリヤス、コメススキ、ヤマトボシガラ ヒロハノドジョウツナギ
サトイモ科	マイヅルテンナンショウ
ミクリ科	ヒメミクリ
カヤツリグサ科	クジュウスゲ、ミヤマシラスゲ、オニスゲ、ミタケスゲ、タマツリスゲ、コ ハリスゲ、クジュウツリスゲ、ヌマクロボスゲ、ビロードスゲ、ヤチカワズ スゲ、エゾツリスゲ、オオアゼスゲ、アゼスゲ、オニナルコスゲ、カガシラ、 ツクシテンツキ、ハタケテンツキ、ミカヅキグサ、イトイヌノハナヒゲ、オ オイヌノハナヒゲ、ハタベカンガレイ、ロッカクイ、シズイ、コマツカサス スキ
ラン科	ヒナラン、マメヅタラン、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ、タカネ ナツエビネ、キエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、マヤラン、 クマガイソウ、ツチアケビ、セッコク、カキラン、マツラン、オニノヤガラ、 ベニシュスラン、アケボノシュスラン、ツリシュスラン、シュスラン、ダイ サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ハクウンラン、ムヨウラン、セイタカ スズムシソウ、ジガバチソウ、ササバラ、クモイジガバチ、フウラン、ア オフタバラン、ヨウラクラン、コケイラン、サギソウ、ツクシチドリ、ジン バイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、マイサギソウ、コバ ノトンボソウ、トンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ウチョウラン、ナゴ ラン、クモラン、カヤラン、キバナノショウキラン、ショウキラン

(表 12 : 採取規制植物削除表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンズギ
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ
イノモトソウ	フジシダ
シノブ	シノブ
オシダ	ツクシイワヘゴ、オリヅルシダ
ウラボシ	イワオモダカ
ツチトリモチ	キュウシュウツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ
ナデシコ	オグラセンノウ、マツモト (マツモトセンノウ)、ワチガイソウ、ワダソウ
キンポウゲ	ハナカズラ (ハナヅル)、レイジンソウ、タンナトリカブト、フクジュソウ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、アズマイチゲ、リュウキ
	ンカ (エンコウソウを含む。)、タカネハンショウヅル、ツクシサバノオ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤ
	マシャクヤク
メギ	ヒゴイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	タイリンアオイ (マルバカンアオイ)、クロフネサイシン、サンヨウアオイ
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ベンケイソウ	アオベンケイ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、オオチャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ワタナベソウ、ジンジソウ、ダイヤモンドソウ (ウチワダイヤモンドジ
	ソウ、ヤクシマダイヤモンドソウを含む。)、クロクモソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、イワキンバイ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	イヨフウロ (シコクフウロ)、ツクシフウロ、コフウロ
スマレ	キスマレ、タチスマレ、シコクスマレ (ハコネスマレ)
セリ	ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ウバタケニンジン、ミツバグサ、ツクシボウフウ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ

ツツジ	ヨウラクツツジ、ヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ツクシシャクナゲ (ホンシャクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、フジツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む。)、ツクシドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)、コケモモ
サクラソウ	サクラソウ
リンドウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	ツクシガシワ
アカネ	サツマイナモリ
ハナシノブ	ハナシノブ
ムラサキ	ハイカメバソウ (ケルリソウ)
クマツヅラ	トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む。)
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ツクシシオガマ、ツクシトラノオ (ヒロハトラノオ)、ホソバトラノオ (ホソバヒメトラノオ)、トラノオスズカケ、ツクシクガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ヤツシロソウ、サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	シオン、ツクシコウモリソウ、テバコモミジガサ、ミコシギク、イワギク、モリアザミ、ヒゴタイ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オヒメヒゴタイ、クリシマヒゴタイ、キクアザミ、タカネコウリンギク、サワオグルマ
ユリ	ケイビラン、ネバリノギラン、ヤマラッキョウ、タマボウキ、シライトソウ、キバナチゴユリ、ホソバナコバイモ、ツクシショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、イワギボウシ、ノヒメユリ (スゲユリ)、ヒメユリ、コオニユリ、ミドリヨウラク、ワニグチソウ、タマガワホトトギス、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)
ビャクブ	ヒメナベワリ
アヤメ	ノハナショウブ、エヒメアヤメ
ヒナノシャクジ ヨ	ヒナノシャクジョウ

<p>イネ カヤツリグサ ラン</p>	<p>シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、コメススキ コイワカンスゲ、ミヤマイワスゲ (ソボサンスゲ)、ヌマクロボスゲ (シラカワスゲ)、ヤチカワズスゲ、ツルカミカワスゲ、クジュウスゲ、オオアゼスゲ、ツクシテンツキ、ミカツキグサ、イヌノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ ナゴラン、ヒナラン、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ (タカネエビネ、ビゼンエビネを含む。)、ナツエビネ、キエビネ (オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。)、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ダイサギソウ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ササバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、トンボソウ、キバナノショウキラン、ショウキラン</p>
-----------------------------	--

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表 13：地域地区別土地所有別面積総括表)

(単位：面積 ha、比率%)

地域区分		特別地域											普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海域 公園 地区	普通 地域 (海域)	合計 (海域)
地種区分		特別保護地区			第1種			第2種			第3種										
土地所有者別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私		
熊本県	土地所有別面積	691	118	0	1,121	1,047	0	215	5,558	324	1,071	8,133	2,767	1,841	8,546	22,936	4,939	23,402	26,027		
	地域地区別面積				2,168 (3.0)			6,097 (8.4)			11,971 (16.4)										
	地域別面積	809 (1.1)			20,236 (27.8)									33,323 (45.7)			54,368 (74.6)				
大分県	土地所有別面積	862	0	263	2,003	7	247	2,634	1,275	4,087	1,269	795	1,624	111	1,714	1,758	6,879	3,791	7,979		
	地域地区別面積				2,257 (3.1)			7,996 (11.0)			3,688 (5.0)										
	地域別面積	1,125 (1.5)			13,941 (19.1)									3,583 (4.9)			18,649 (25.5)				
合計	土地所有別面積	1,553	118	263	3,124	1,054	247	2,849	6,833	4,411	2,340	8,928	4,391	1,952	10,260	24,694	11,818	27,193	34,006		
	地種区 分別				4,425 (6.1)			14,093 (19.3)			15,659 (21.4)										
	地域地 区別	1,934 (2.6)			34,177 (46.8)																
	地域別				36,111 (49.5)									36,906 (50.5)			73,017 (100)				

注) くじゅう地域(大分県)については、区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値である。

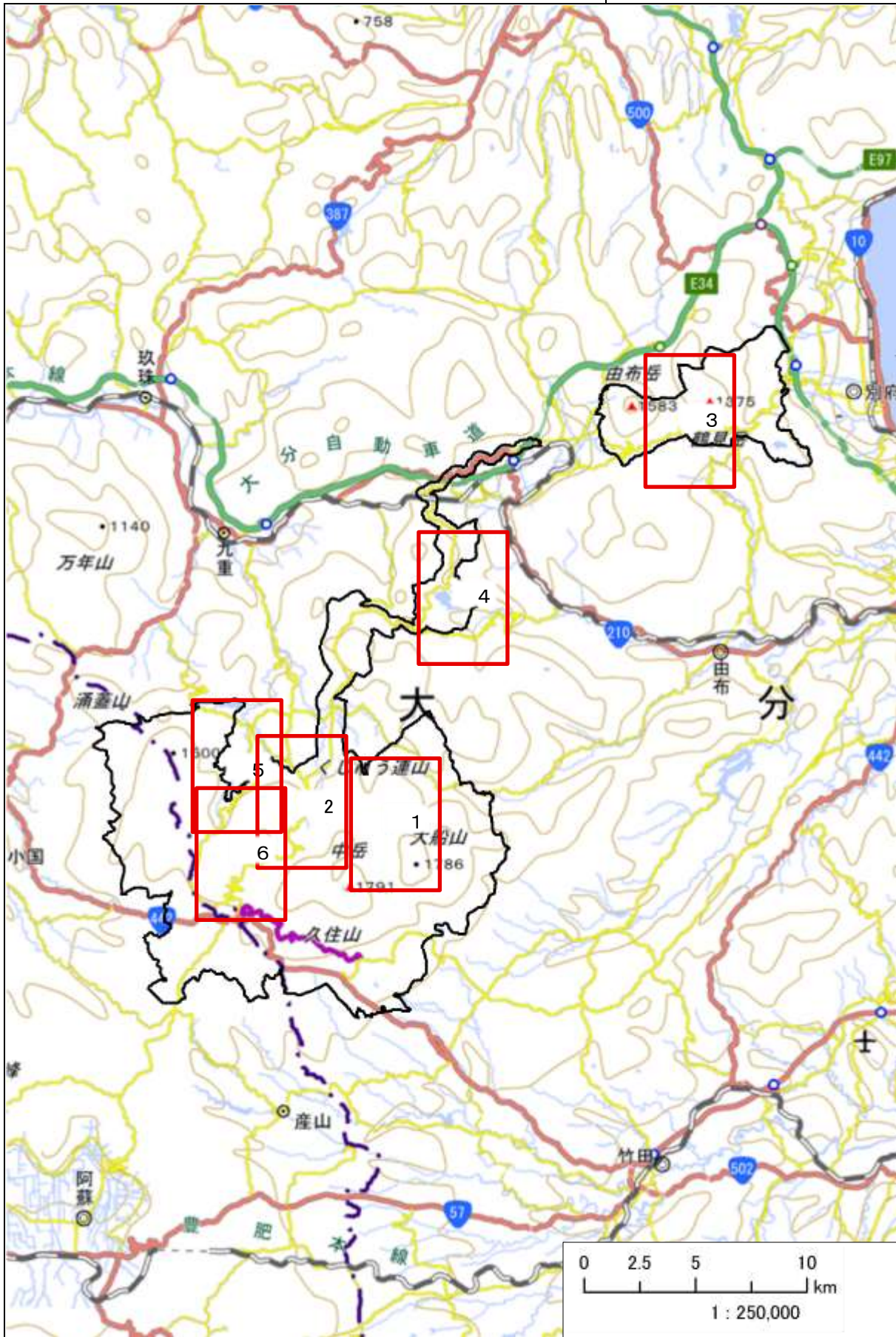
(表 14：地域地区別市町村別面積総括表)

(単位：ha)

地域地区		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特保	第1種	第2種	第3種	小計					
市町村名											
熊本県	阿蘇市		391	900	2,996	6,106	10,393	20,050	30,443		
	菊池市		0	50	183	237	470	292	762		
	阿蘇郡	南小国町	0	0	319	602	921	809	1,730		
		小国町	0	40	0	137	177	1,302	1,479		
		産山村	0	0	217	260	477	382	859		
		高森町	317	300	622	1,586	2,825	2,054	4,879		
		南阿蘇村	17	878	1,748	2,952	5,595	8,026	13,621		
	菊池郡	大津町	84	0	12	91	187	408	595		
小計		809	2,168	6,097	11,971	21,045	33,323	54,368			
大分県	別府市		0 (0)	84 (95)	2,252 (2,020)	0 (0)	2,336 (2,115)	0 (0)	2,336 (2,115)		
	由布市		0 (0)	258 (251)	1,806 (1,780)	200 (195)	2,264 (2,226)	793 (837)	3,057 (3,063)		
	竹田市		1,034 (1097)	1,107 (1,092)	978 (1,012)	1,806 (1,744)	4,923 (4,945)	1,886 (1,880)	6,809 (6,825)		
	玖珠郡	玖珠町	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)		
		九重町	91 (91)	808 (771)	2,958 (2,999)	1,684 (1,527)	5,541 (5,388)	904 (917)	6,445 (6,305)		
	小計		1,125 (1,188)	2,257 (2,209)	7,996 (7,813)	3,688 (3,466)	15,066 (14,676)	3,583 (3,634)	18,649 (18,310)		
合計		1,934 (1,997)	4,425 (4,377)	14,093 (13,910)	15,659 (15,437)	36,111 (35,721)	36,906 (36,957)	73,017 (72,678)			

注) くじゅう地域(大分県)については、区域の精査及びGISソフトを用いた面積の再計算後の数値であり、括弧内は変更前の公園計画書に記載された数値である。

保護規制計画変更位置図

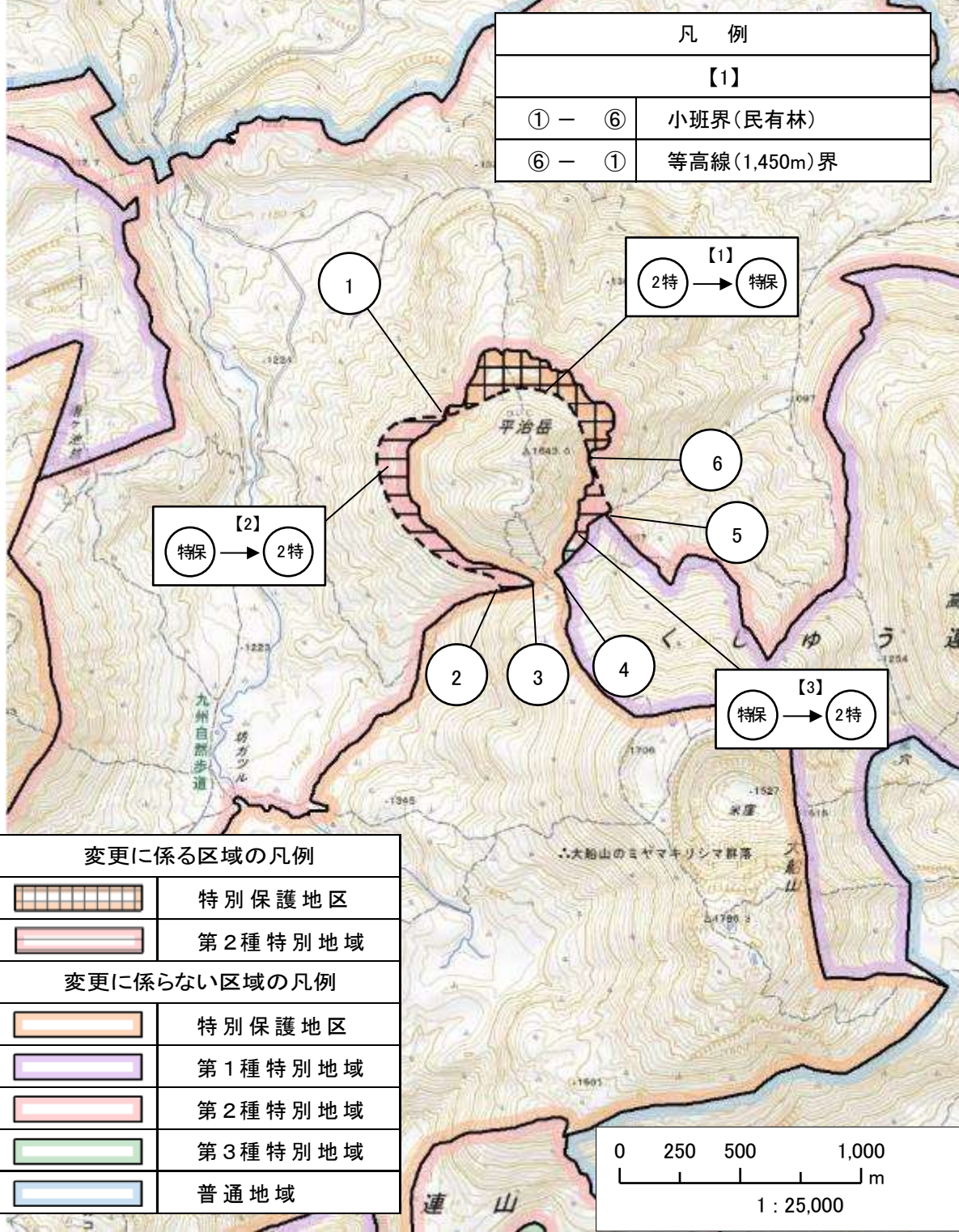


保護規制計画変更図1 竹田市久住町

凡 例	
【2】	
① - ②	小班界(民有林)
② - ③	国有林界
③ - ①	等高線(1,450m)界

凡 例	
【3】	
⑥ - ④	等高線(1,450m)界
④ - ⑤	国有林界
⑤ - ⑥	小班界(民有林)

凡 例	
【1】	
① - ⑥	小班界(民有林)
⑥ - ①	等高線(1,450m)界

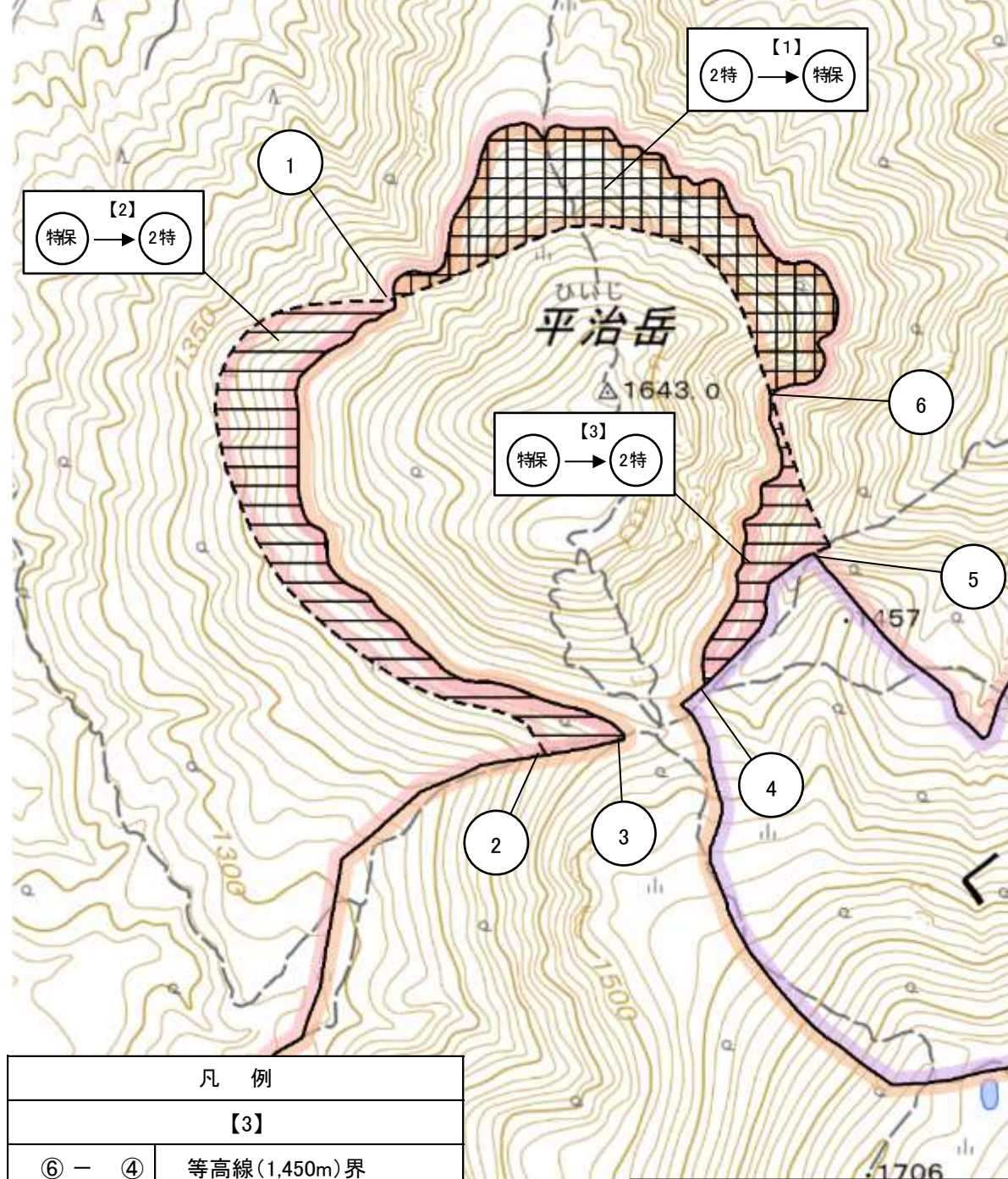


変更に係る区域の凡例	
	特別保護地区
	第2種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域

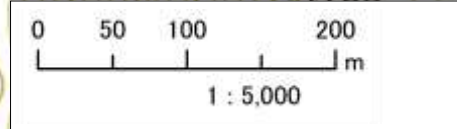
保護規制計画変更図 1 副図 竹田市久住町(拡大図)

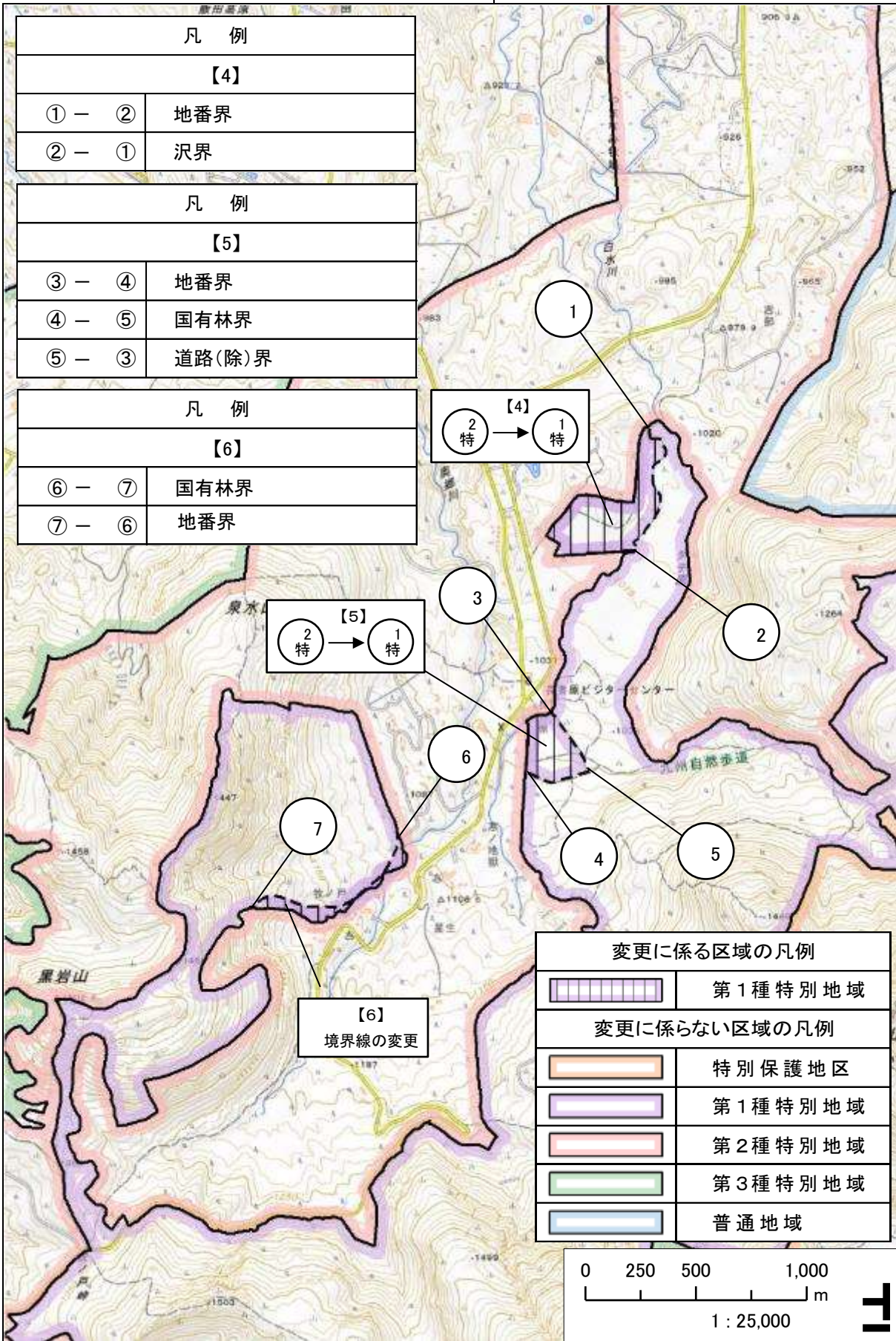
凡 例	
【2】	
① - ②	小班界(民有林)
② - ③	国有林界
③ - ①	等高線(1,450m)界

凡 例	
【1】	
① - ⑥	小班界(民有林)
⑥ - ①	等高線(1,450m)界



凡 例	
【3】	
⑥ - ④	等高線(1,450m)界
④ - ⑤	国有林界
⑤ - ⑥	小班界(民有林)





凡例	
【4】	
① - ②	地番界
② - ①	沢界

凡例	
【5】	
③ - ④	地番界
④ - ⑤	国有林界
⑤ - ③	道路(除)界

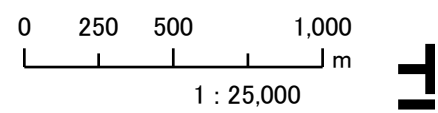
凡例	
【6】	
⑥ - ⑦	国有林界
⑦ - ⑥	地番界

②特 → ①特 【4】

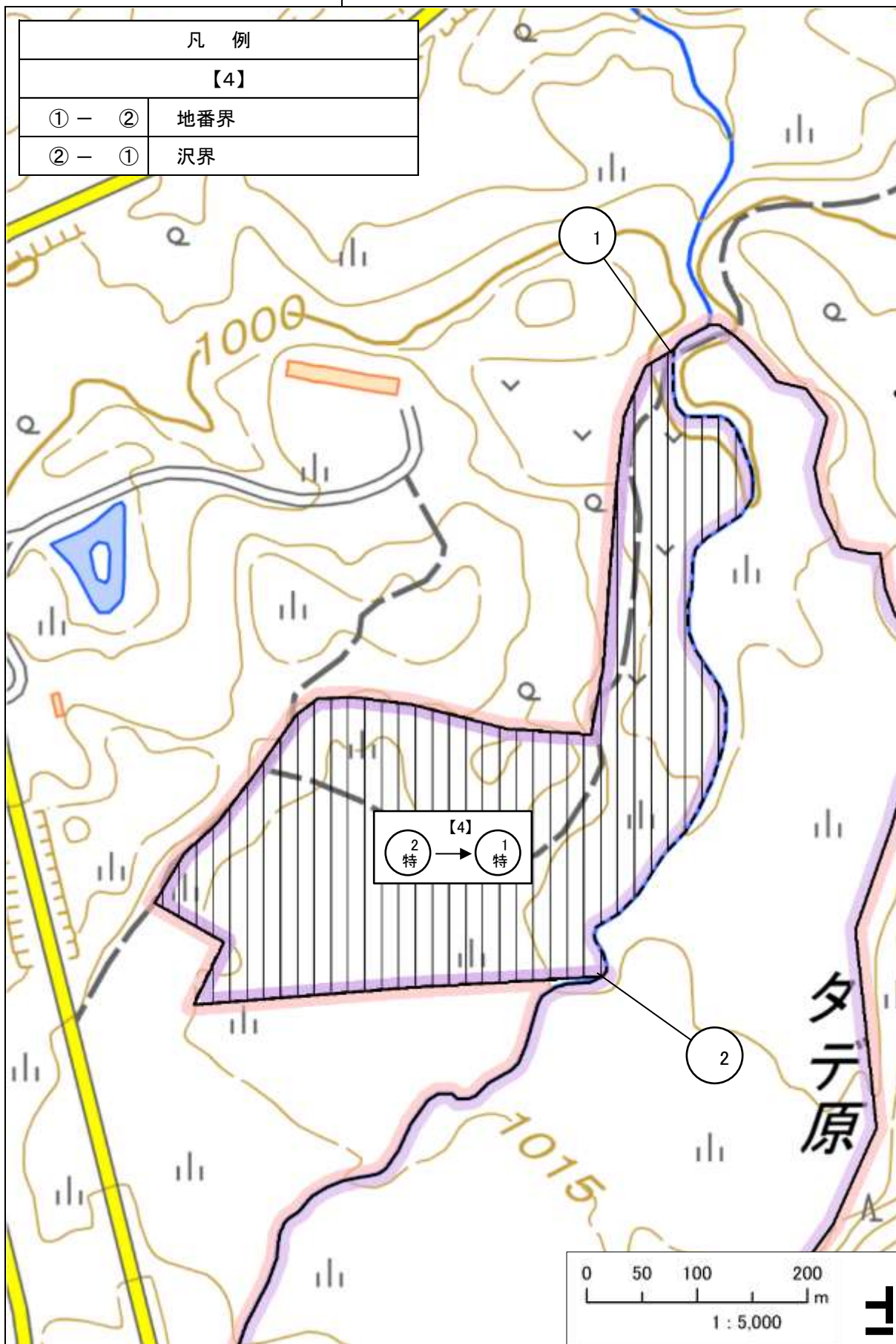
②特 → ①特 【5】

【6】
境界線の変更

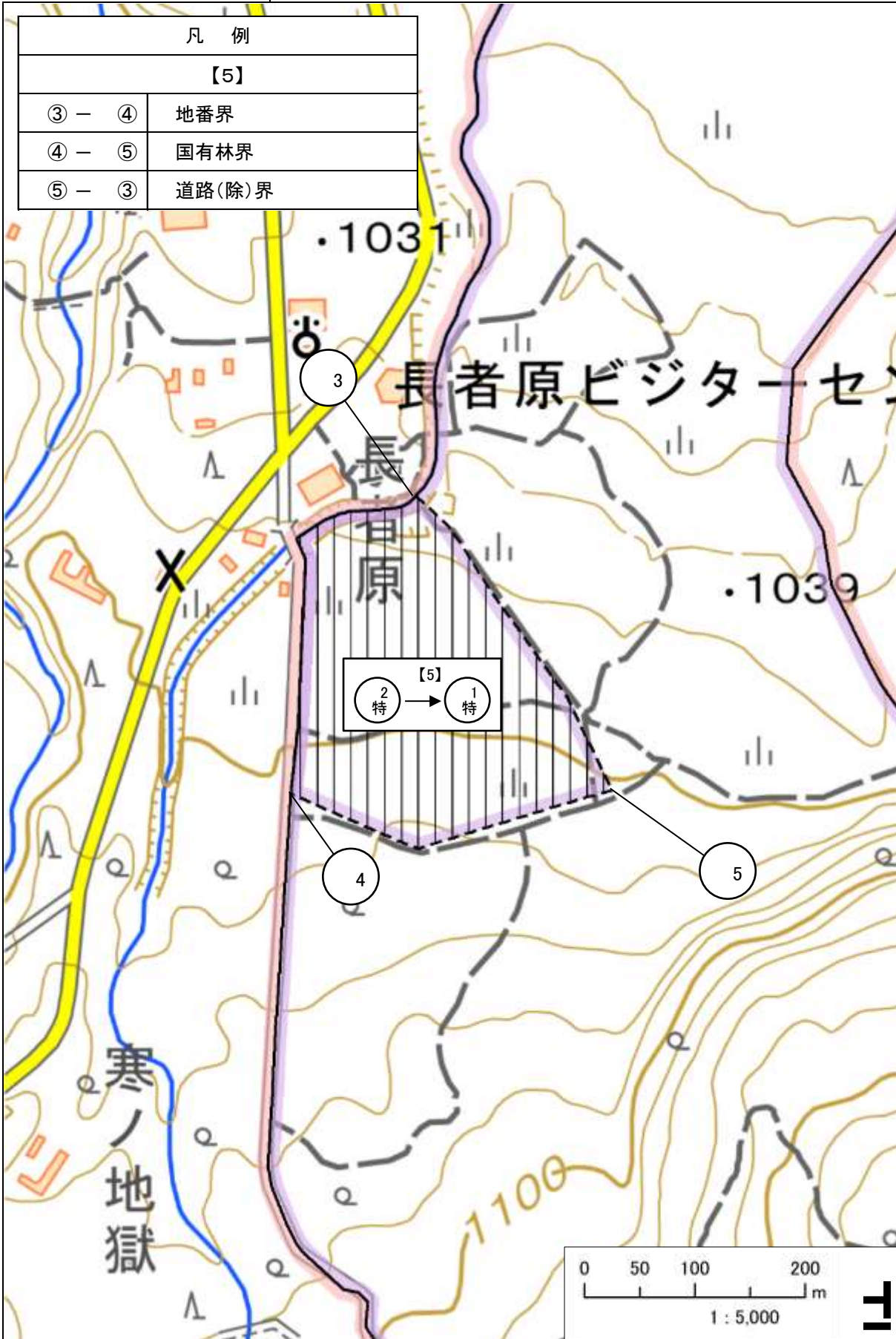
変更に係る区域の凡例	
	第1種特別地域
変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域



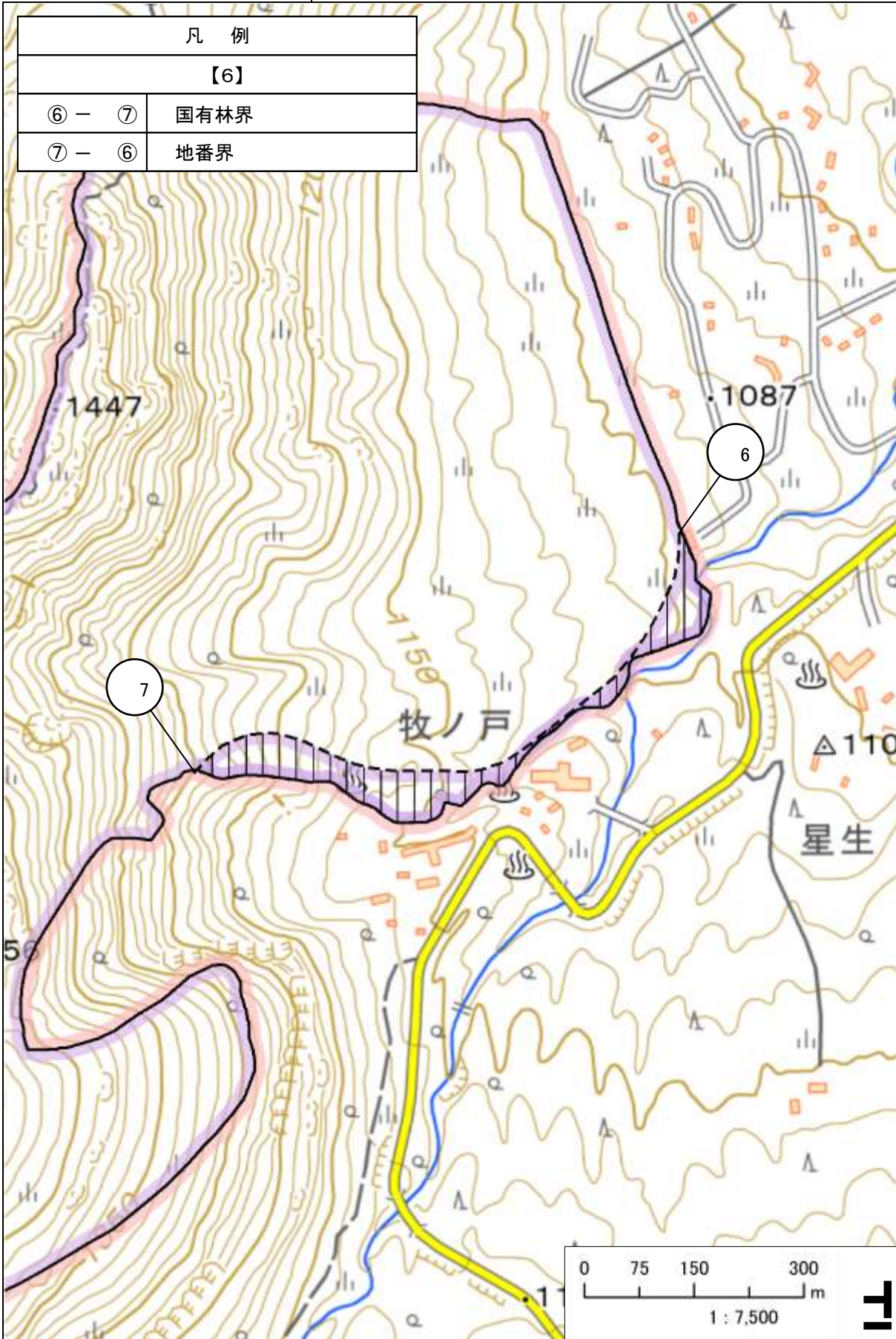
保護規制計画変更図2 副図 玖珠郡九重町(拡大図)



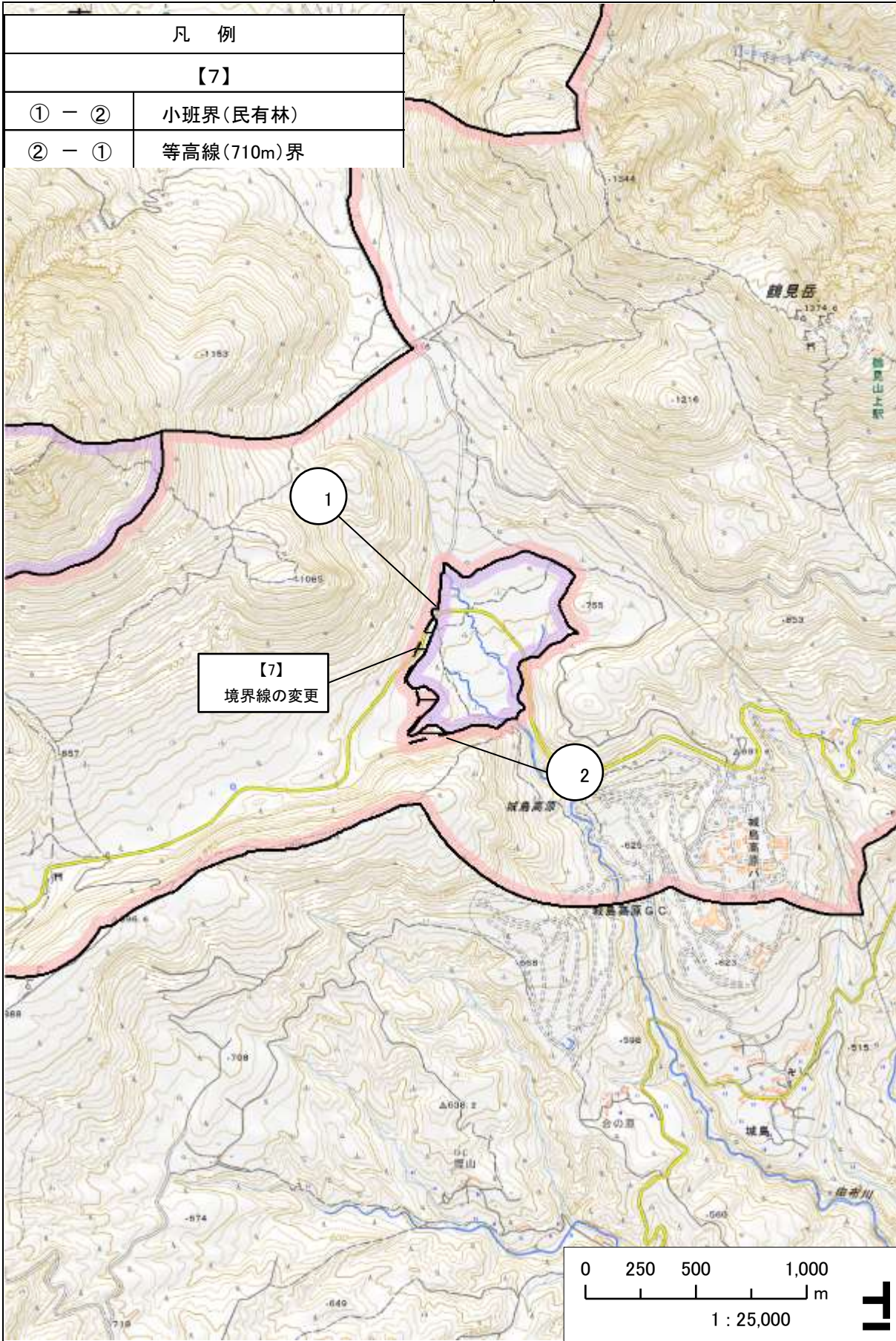
保護規制計画変更図2 副図 玖珠郡九重町(拡大図)



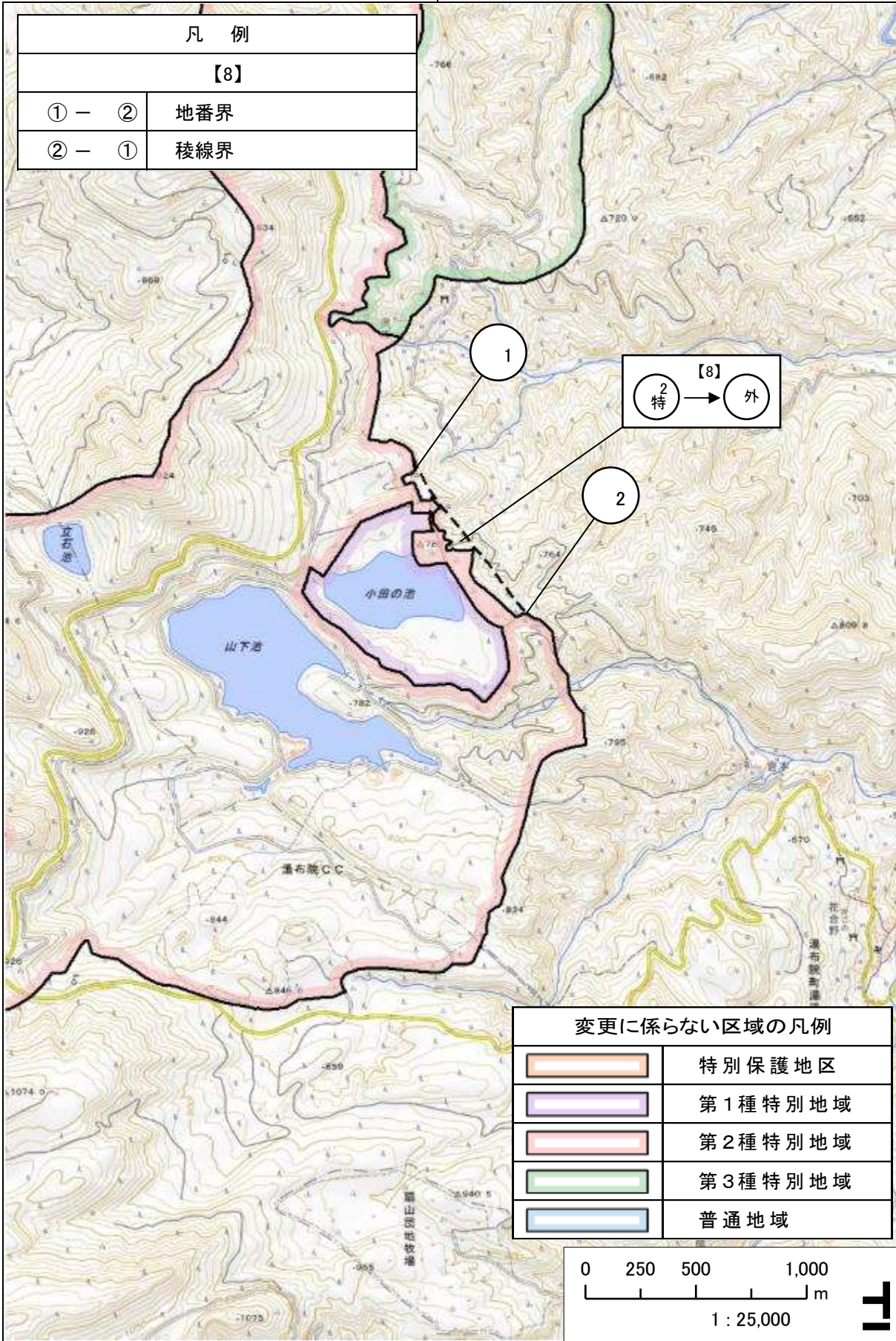
保護規制計画変更図2 副図 玖珠郡九重町(拡大図)



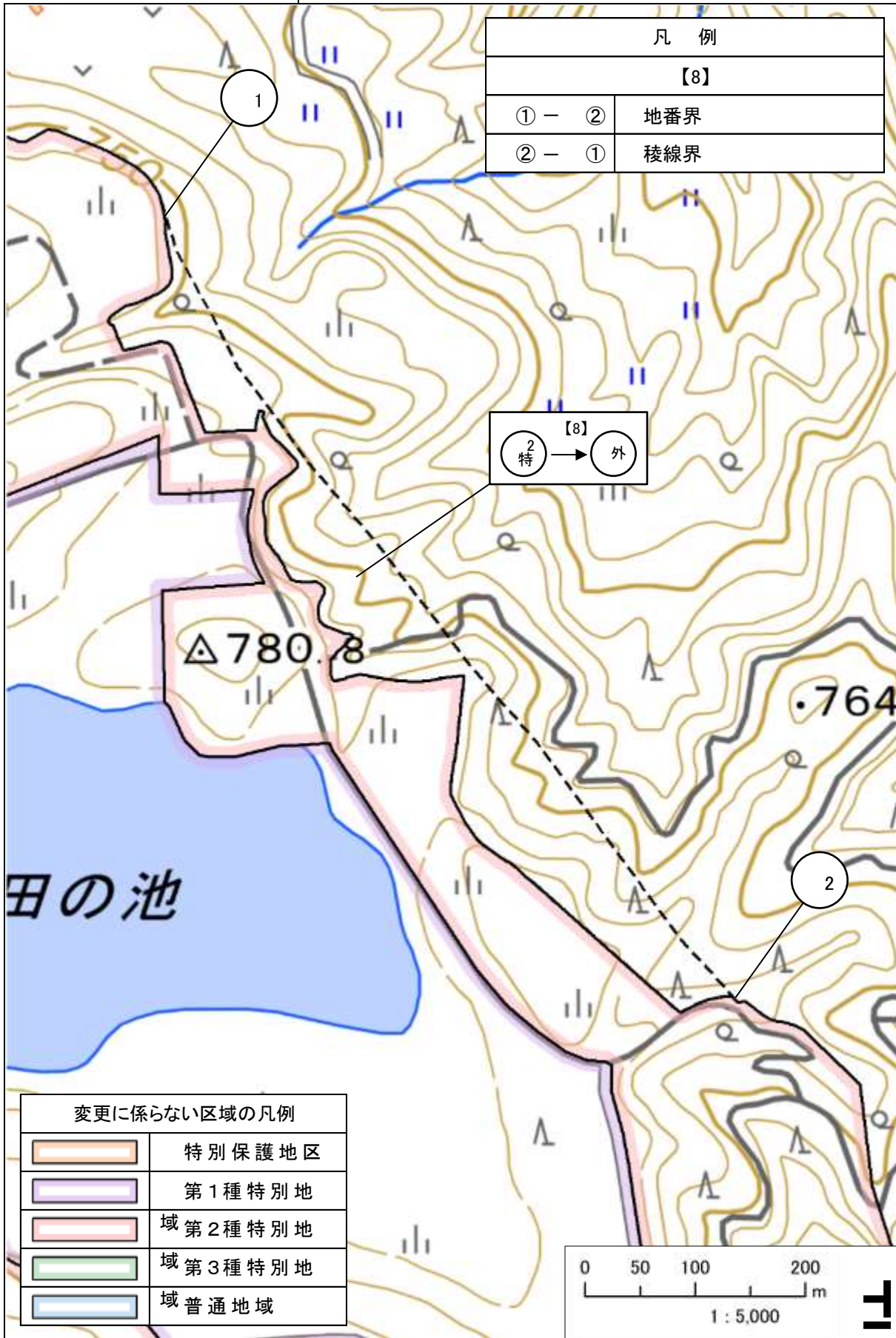
保護規制計画変更図3 別府市東山

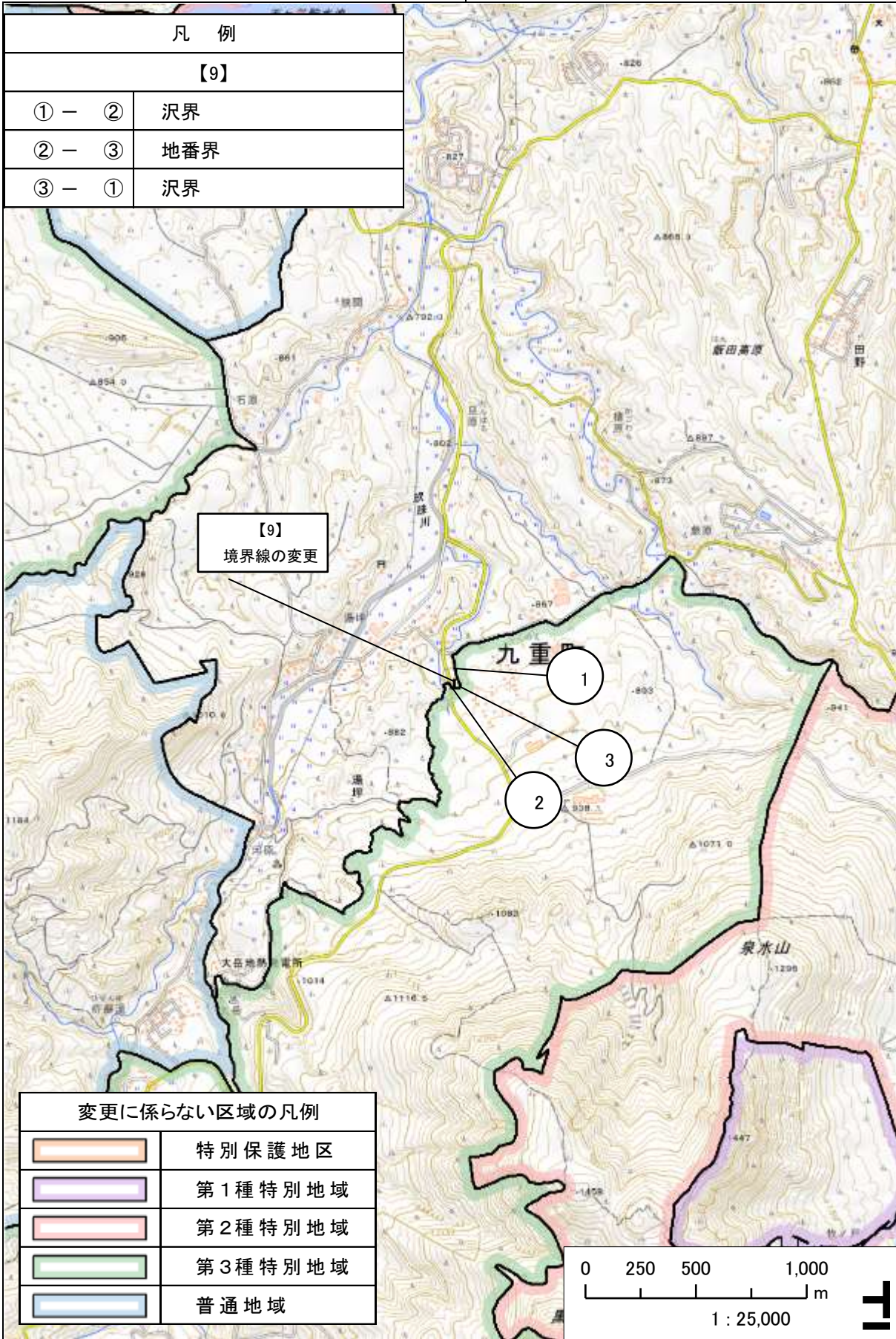


保護規制計画変更図 4 由布市湯布院町



保護規制計画変更図 4 副図 由布市湯布院町(拡大図)



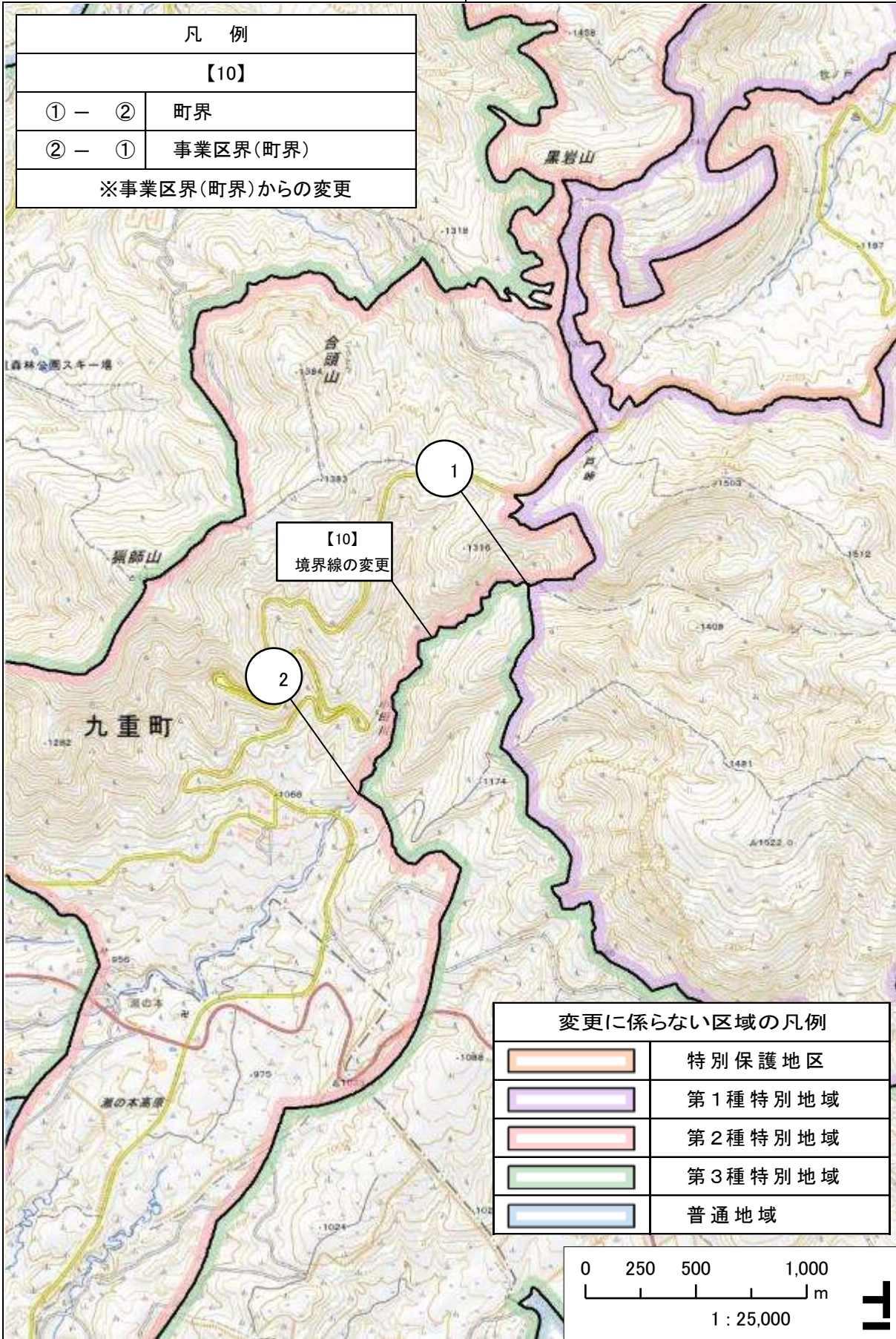


保護規制計画変更図5 副図 玖珠郡九重町(拡大図)



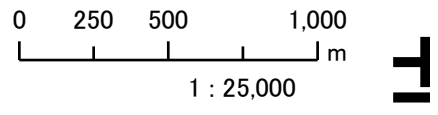
保護規制計画変更図6 玖珠郡九重町

凡 例	
【10】	
① - ②	町界
② - ①	事業区界(町界)
※事業区界(町界)からの変更	



【10】
境界線の変更

変更に係らない区域の凡例	
	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	普通地域



4 事業計画の変更内容

(1) 施設計画

ア 保護施設計画

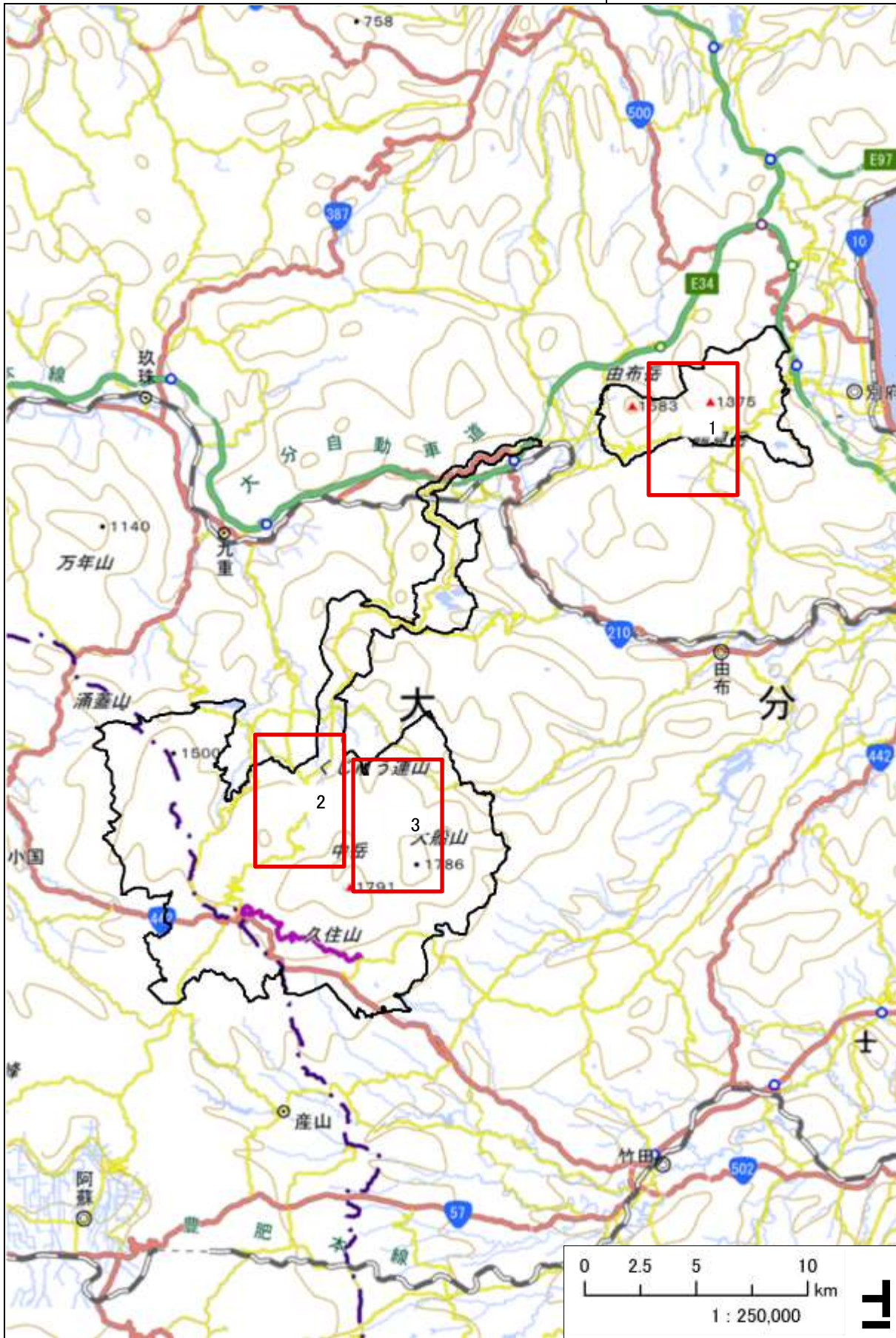
(ア) 植生復元施設

次の植生復元施設を追加する。

(表 15 : 植生復元施設追加表)

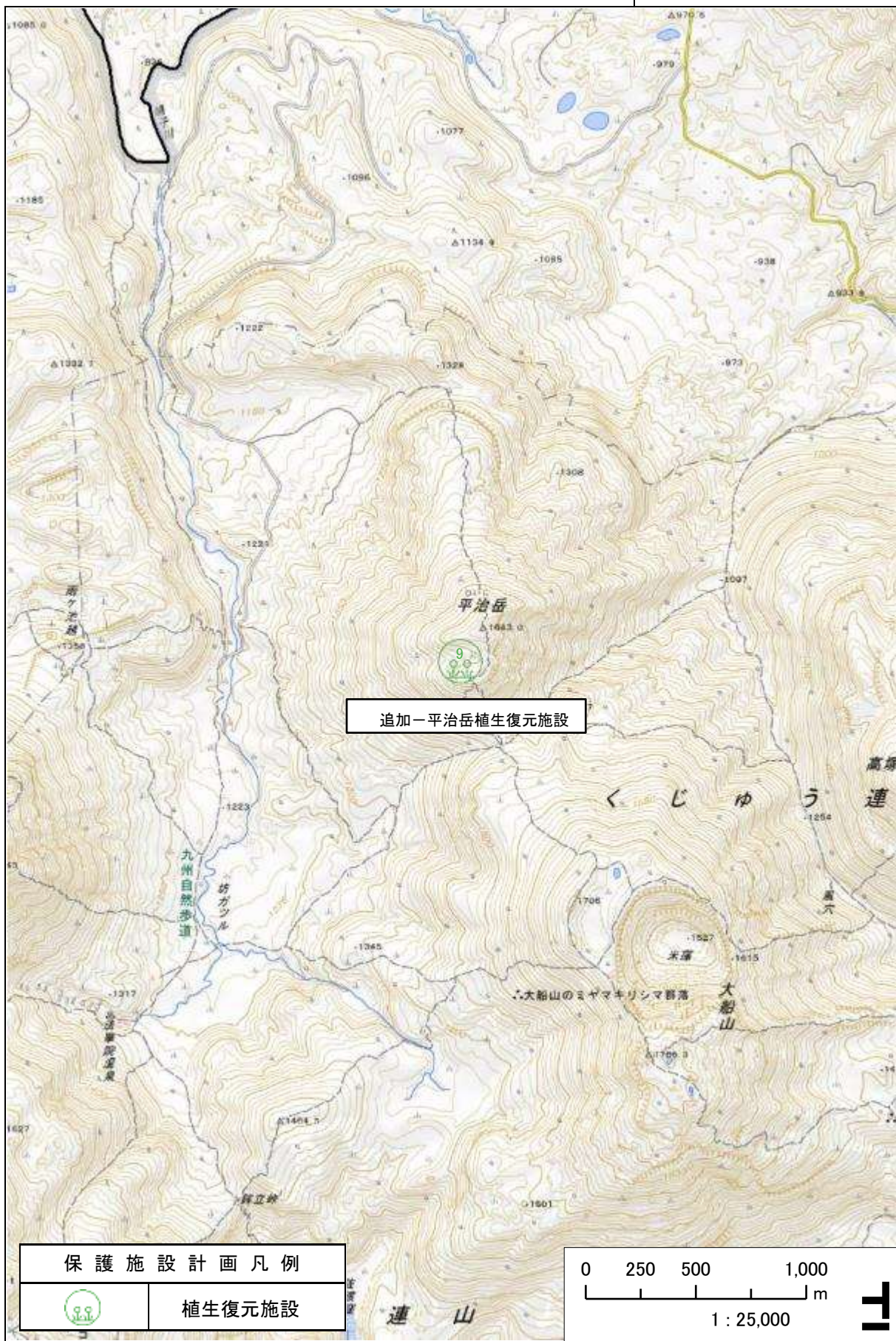
番号	種類	位置	整備方針
7	植生復元施設	大分県別府市（猪の瀬戸湿原）	希少な湿性植生を保護し、野焼きを継続するとともに、外来植物の侵入拡散の防止及びニホンジカの影響を未然に防止するために整備する。
8	植生復元施設	大分県玖珠郡 九重町（タデ原湿原）	希少な湿原植生を保護し、野焼きを継続するとともに、外来植物の進入拡散の防止及びニホンジカの影響を未然に防止するために整備する。
9	植生復元施設	大分県竹田市（平治岳）	平治岳のミヤマキリシマ群落を保全するため、登山ルートへの荒廃の防止し、被圧木本植物を除伐する。

保護施設計画変更位置図









イ 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

地獄垂玉集団施設地区を、次のとおり変更する。

(表 16 : 区域変更表)

番号	区分	名称	告示 年月日	変更部分 の区域	変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
1-7	拡張	地獄垂玉	一般計画 昭和 54 年 12 月 14 日 告示 詳細計画 昭和 56 年 7 月 20 日 告示	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村大字河陽の一部	熊本地震からの復興を促進することを目的として、園路等を整備するため。	17.9	49.5

(表 17 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標	整備計画区	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係	
3	地獄垂玉	熊本県阿蘇郡 南阿蘇村大字河陽の一部	当地区は、阿蘇五岳の西麓に位置し、山あいの湯治場の雰囲気を残す温泉地で、噴気現象、瀑布等の良好な自然環境を有する。 このような自然環境を活かして温泉保養、自然探勝のための滞在型の利用拠点として、施設を計画するものとする。	地獄垂玉整備計画区	湯治場の雰囲気を残す既存温泉旅館を適切に維持管理しつつ、施設を整備する。 宿舎周辺は、噴気現象、瀑布等を探勝するための歩道及び駐車場を整備するとともに、小高い丘陵地や草地を利用して、展望休憩のための広場等を整備する。	49.5	一般計画 昭和 54 年 12 月 14 日 決定 区域指定及び詳細計画 昭和 56 年 7 月 20 日 決定 同計画を再検討のため再告示 昭 56 年 12 月 14 日 決定 整備計画区 平成 7 年 12 月 12 日 決定	
				面積計	国	公	私	不明

					0	24.1	4.5	20.9	
								49.5	

(イ) 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表 18 : 単独施設追加表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
124	園地	大分県由布市 (道の駅ゆふいん)	湯布院 IC の出口付近にある道の駅ゆふいんに、国立公園利用者の立ち寄る園地を整備する。	新規
125	給油施設	大分県由布市 (道の駅ゆふいん)	湯布院 IC を降りて以降、道の駅ゆふいんから飯田高原までの、やまなみハイウェイ沿いの給油施設として整備する。	新規
126	給油施設	大分県玖珠郡 九重町 (飯田高原)	飯田高原から瀬の本集団施設地区までの、やまなみハイウェイ沿いの給油施設として整備する。	新規

次の単独施設を削除する。

(表 19 : 単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日	理由
69	園地	大分県竹田市 (鍋割峠)	昭和 56 年 12 月 14 日 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。
77	園地	大分県玖珠郡 九重町 (タデ原)	昭和 56 年 12 月 14 日 告示	タデ原園地の整備理由であった「湿原植生の観察の場」は、長者原集団施設地区の長者原園地として整備されたため、削除する。

(ウ) 道路

a 車道

次の車道を削除する。

(表 20 : 道路 (車道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
21	大船山麓線	起点—大分県竹田市 (清水堤東方・国立公園境界) 終点—大分県竹田市 (鍋割峠)		昭和 56 年 12 月 14 日 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいことから削除する。

b 歩道

次の歩道を追加する。

(表 21 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
41	長者原指山線	起点—大分県玖珠郡九重町 (長者原法華院線道路・歩道合流点) 起点—大分県玖珠郡九重町 (九州自然歩道・歩道分岐点) 終点—大分県玖珠郡九重町 (指山山頂)		長者原集団施設地区から指山山頂までの歩道として整備する。	

次の歩道を削除する。

(表 22 : 道路 (歩道) 削除表)

番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	理由
27	鍋割峠大船山線	起点—大分県竹田市 (鍋割峠・歩道分岐点) 終点—大分県竹田市 (大船山南方・歩道合流点)		昭和 56 年 12 月 14 日 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利用上の危険性のある路線であることから削除する。
28	久住山三俣山線	起点—大分県竹田市 (久住分かれ・歩道分岐点) 終点—大分県竹田市 (諏蛾守越・歩道合流点)	北千里ヶ浜 諏蛾守越	昭和 56 年 12 月 14 日 告示	牧ノ戸法華院線 (歩道) 及び長者原法華院線 (歩道) の区間の整理に伴い、重

		起点－大分県竹田市及び 大分県玖珠郡九重町（諏蛾守越・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市及び 大分県玖珠郡九重町（三俣山山頂）			複する本路線を削除する。
31	沢水稲星山 線	起点－大分県竹田市（久住高原集団施設地区） 終点－大分県竹田市（稲星山北方・歩道合流点）	本山滝 稲星山	昭和 56 年 12 月 14 告示	今後の整備の見込みがなく、公園利 用上の危険性のある路線であることか ら削除する。

次の歩道を変更する。

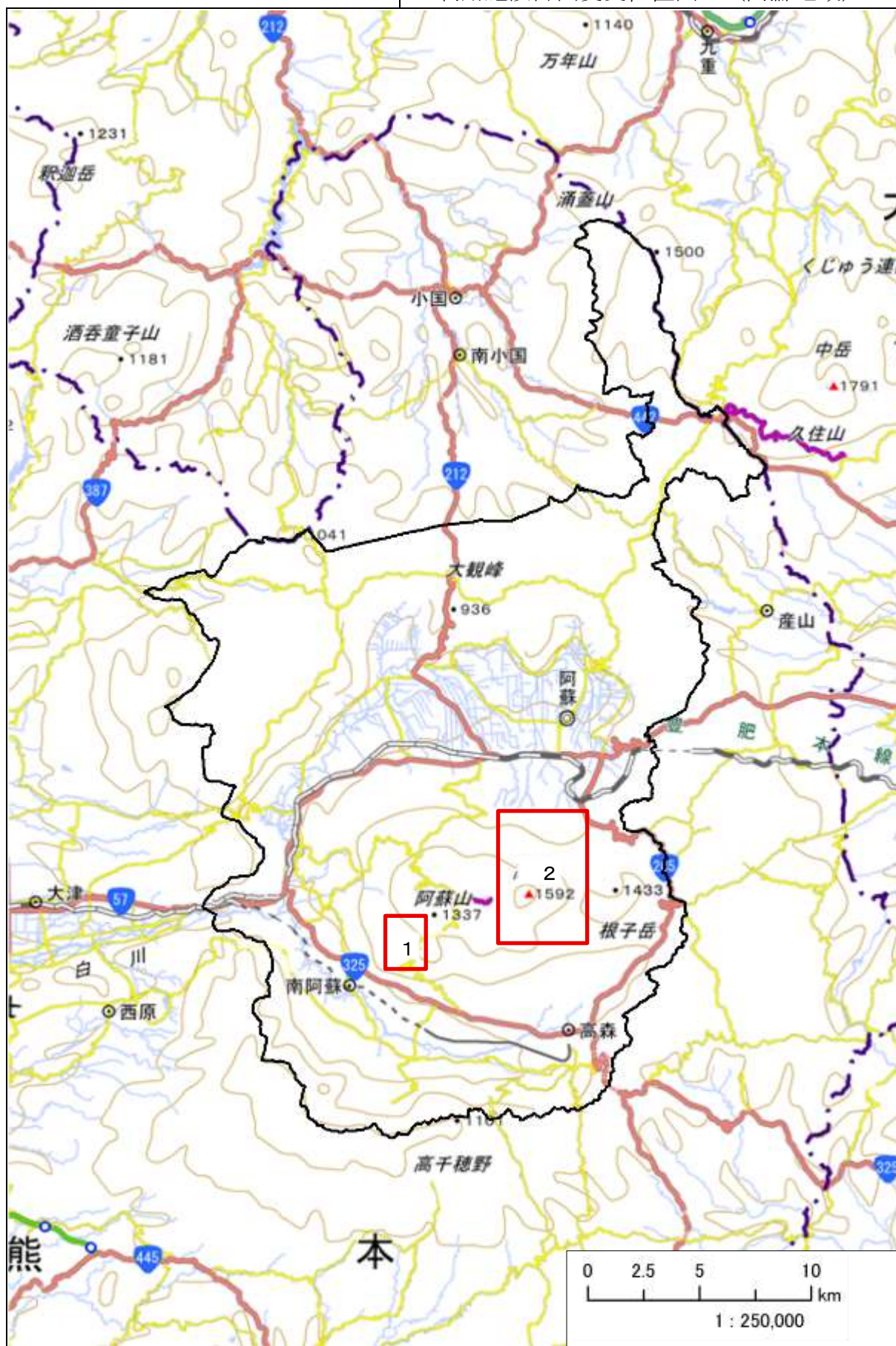
(表 23 : 道路 (歩道) 変更表)

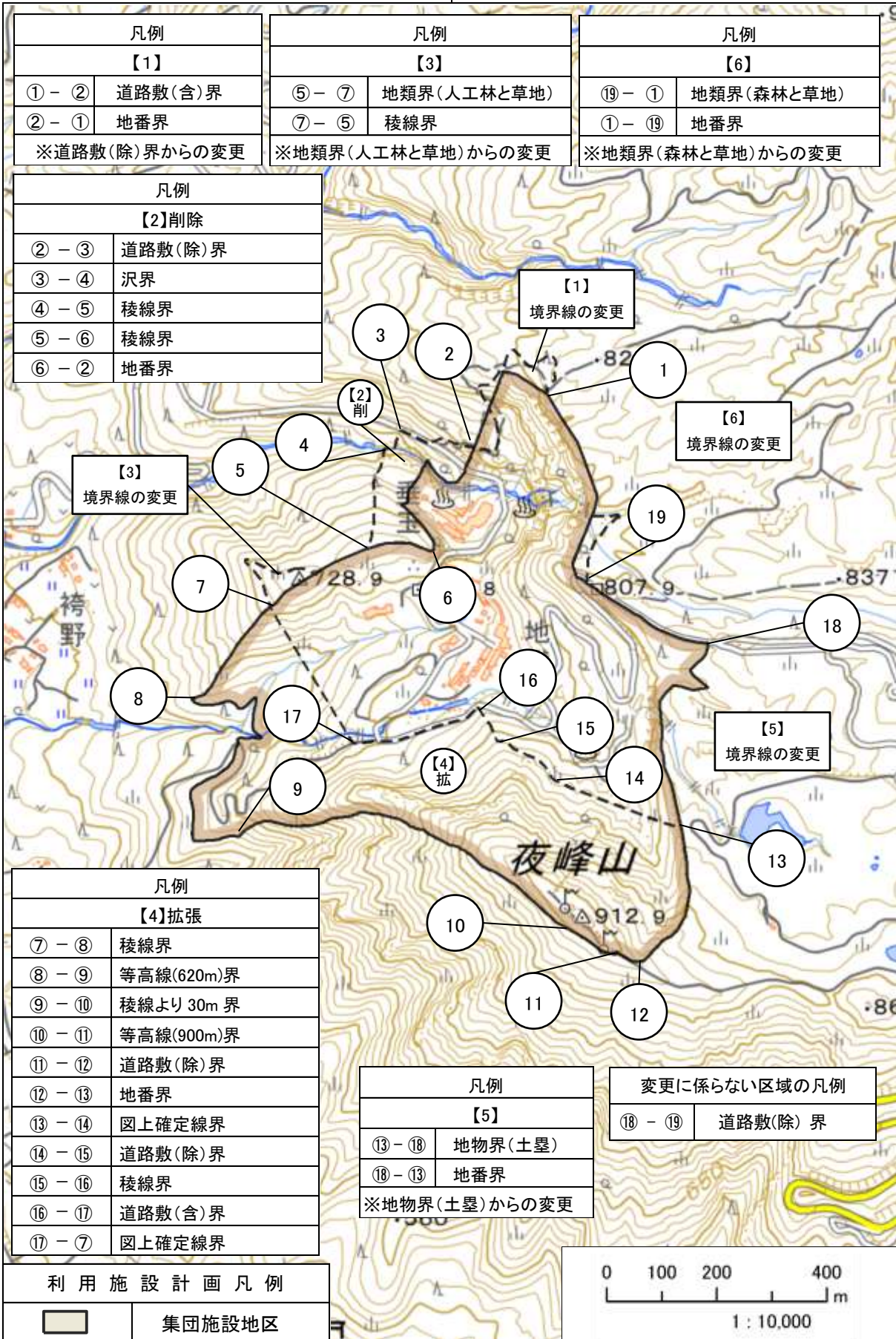
現行					新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日	番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
1	九州自然歩道線	起点－熊本県菊池市 (念仏橋・国立公園境界) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・国立公園境界) 起点－熊本県阿蘇市 (宮地・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇市 (坂梨・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡高森町 (南阿蘇集団施設地区・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡高森町 (黒岩峠・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡高森町 (村山・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡高森町 (中坂峠・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (清水峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (白川) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (久石・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (中松・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (長谷峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (見晴台駅) 起点－大分県玖珠郡九重町 (地藏原・国立公園境界) 終点－大分県玖珠郡九重町 (石原・国立公園境界) 起点－大分県玖珠郡九重町 (湯坪・国立公園境界)	菊池溪谷 内牧温泉 日ノ尾峠 鍋の平 国民休暇村 高森峠 長谷峠 天神峠 駒返峠 牧ノ戸峠 長者原 坊ガツル グリーンピア 鉾立峠 地藏原 久住高原	平 7.12.12 告示	1	九州自然歩道線	起点－熊本県菊池市 (念仏橋・国立公園境界) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・国立公園境界) 起点－熊本県阿蘇市 (宮地・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇市 (坂梨・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡高森町 (南阿蘇集団施設地区・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡高森町 (黒岩峠・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡高森町 (村山・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡高森町 (中坂峠・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (清水峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (白川) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (久石・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (駒返峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (中松・歩道合流点) 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (長谷峠・歩道分岐点) 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (見晴台駅) 起点－大分県玖珠郡九重町 (地藏原・国立公園境界) 終点－大分県玖珠郡九重町 (石原・国立公園境界) 起点－大分県玖珠郡九重町 (湯坪・国立公園境界) 終点－大分県竹田市 (青柳・国立公園)	菊池溪谷 内牧温泉 日ノ尾峠 鍋の平 国民休暇村 高森峠 長谷峠 天神峠 駒返峠 牧ノ戸峠 長者原 坊ガツル グリーンピア 鉾立峠 地藏原 久住高原 展望台	九州自然歩道として整備する。	九州自然歩道の支線として、坊ガツル一帯を展望できる立中山までの歩道を整備する。 また、沢水稲星山線歩道の廃止に伴って、一部区間を本路線に振り替える。

		終点一大分県竹田市町（青柳・国立公園境界） 起点一大分県竹田市（朽網分かれ・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（久住南登山口）					境界） 起点一大分県竹田市（朽網分かれ・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（久住南登山口） <u>終点一大分県竹田市（立中山）</u> <u>起点一大分県竹田市（久住高原集団施設地区）</u>			
2	仙酔峡日ノ尾峠線	起点一熊本県阿蘇市（仙酔峡） 終点一熊本県阿蘇郡高森町（日ノ尾峠・歩道合流点） 終点一熊本県阿蘇市（中岳・歩道合流点） 終点一熊本県阿蘇郡高森町（高岳東・歩道合流点）	中岳山頂 高岳山頂 高岳避難小屋	昭 56. 2 . 3 告示	2	仙酔峡日ノ尾峠線	起点一熊本県阿蘇市（仙酔峡） 終点一熊本県阿蘇郡高森町（日ノ尾峠・歩道合流点）	中岳山頂 高岳山頂 高岳避難小屋	仙酔峡及び日ノ尾峠から高岳への登山路として整備する。 檜尾岳と中岳を結ぶ区間を追加し、火口周辺立入規制時にも利用できるような整備する。	檜尾岳と中岳を結ぶ区間を追加し、火口周辺立入規制時に、中岳への登山利用ができるようにするため。
16	下田草千里線	起点一熊本県阿蘇郡南阿蘇村（下田） 終点一熊本県阿蘇阿蘇市（草千里）	地獄・垂玉	昭 54. 12. 14 告示	16	下田草千里線	起点一熊本県阿蘇郡南阿蘇村（下田） 終点一熊本県阿蘇市（草千里）	地獄・垂玉	私鉄下田駅と草千里ヶ浜を結ぶハイキングコースとする。	記載錯誤の修正を行う。
23	黒岳白水坊ガツル線	起点一大分県由布市（男池・歩道分岐点） 起点一大分県由布市（白水） 終点一大分県竹田市（坊ガツル・歩道合流点）	黒岳山麓 黒岳 風穴 米窪	平 7 . 12. 12 告示	23	黒岳白水坊ガツル線	起点一大分県由布市（男池・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（ <u>段原・歩道合流点</u> ）	黒岳山麓 <u>白水</u> 黒岳 風穴 米窪	大船山頂一帯のミヤマキリシマ群落、米窪、黒岳の天然林等の自然探勝及び大船山、黒岳を縦走する登山路として整備する。	大船山平治岳線の区間整理に伴い、一部区間を振り替える。 また、実態に合っていない路線を整理する。
25	大戸越線	起点一大分県竹田市（キリシガ浜・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（坊ガツル東方・歩道合流点）	大戸越	昭 56. 12. 14 告示	25	大戸越線	起点一大分県竹田市（ <u>ソババツケ</u> ・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（坊ガツル東方・歩道合流点）	大戸越	岳麓寺男池線歩道から <u>大戸越を経て坊ガツル</u> を結ぶ歩道として整備する。	分岐点の名称について、現在の一般的な呼称に変更する。
26	大船山平治岳線	起点一大分県竹田市（柳ヶ水・歩道分岐点） 終点一大分県竹田市（平治岳山頂）	大船山 大戸越	昭 56. 12. 14 告示	26	大船山平治岳線	起点一大分県竹田市（ <u>登山バス終点</u> ） 起点一大分県竹田市（ <u>岳麓寺・国立公園境界</u> ） 起点一大分県竹田市（ <u>伽藍台</u> ） 起点一大分県竹田市（ <u>坊ガツル・歩道合流点</u> ） 終点一大分県竹田市（ <u>大船山山頂</u> ） 終点一大分県竹田市（ <u>平治岳山頂</u> ）	大船山 大戸越 <u>柳ヶ水</u> <u>岡藩主中川家墓所</u> <u>段原・歩道合流点</u>	<u>大船山山頂へ至る路線として整備する。</u> また、 <u>大船山から平治岳へ至るミヤマキリシマ、高山性植物の観察路として整備する。</u>	大船山登山の起点として、大船山観光登山バスの終点及び伽藍台を追加する。 また、黒岳白水坊ガツル線及び岳麓寺男池線のうち、大船登山の起点となる一部区間を、本路線に振り替える。
29	岳麓寺男池線	起点一大分県竹田市（岳麓寺・国立公園境界） 終点一大分県由布市（男池）	柳ヶ水 風穴 カフシ水	昭 56. 12. 14 告示	29	岳麓寺男池線	起点一大分県竹田市（ <u>柳ヶ水・歩道分岐点</u> ） 終点一大分県由布市（男池）	風穴 <u>隠し水</u>	<u>岳麓寺方面から風穴を経由し、男池に至る自然探勝のための歩道として整備する。</u>	大船山平治岳線の区間整理に伴い、一部区間を振り替える。
35	長者原法華院線	起点一大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区） 終点一大分県竹田市（法華院・歩道合流点）	諏蛾守越	昭 56. 12. 14 告示	35	長者原法華院線	起点一大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区） 終点一大分県竹田市（ <u>北千里ヶ浜・歩道合流点</u> ）	諏蛾守越	<u>長者原集団施設地区から諏蛾守越経由で法華院へ至る歩道として整備する。</u>	牧ノ戸法華院線及び久住山三俣山線の整理に伴い、一部区間を振り替える。

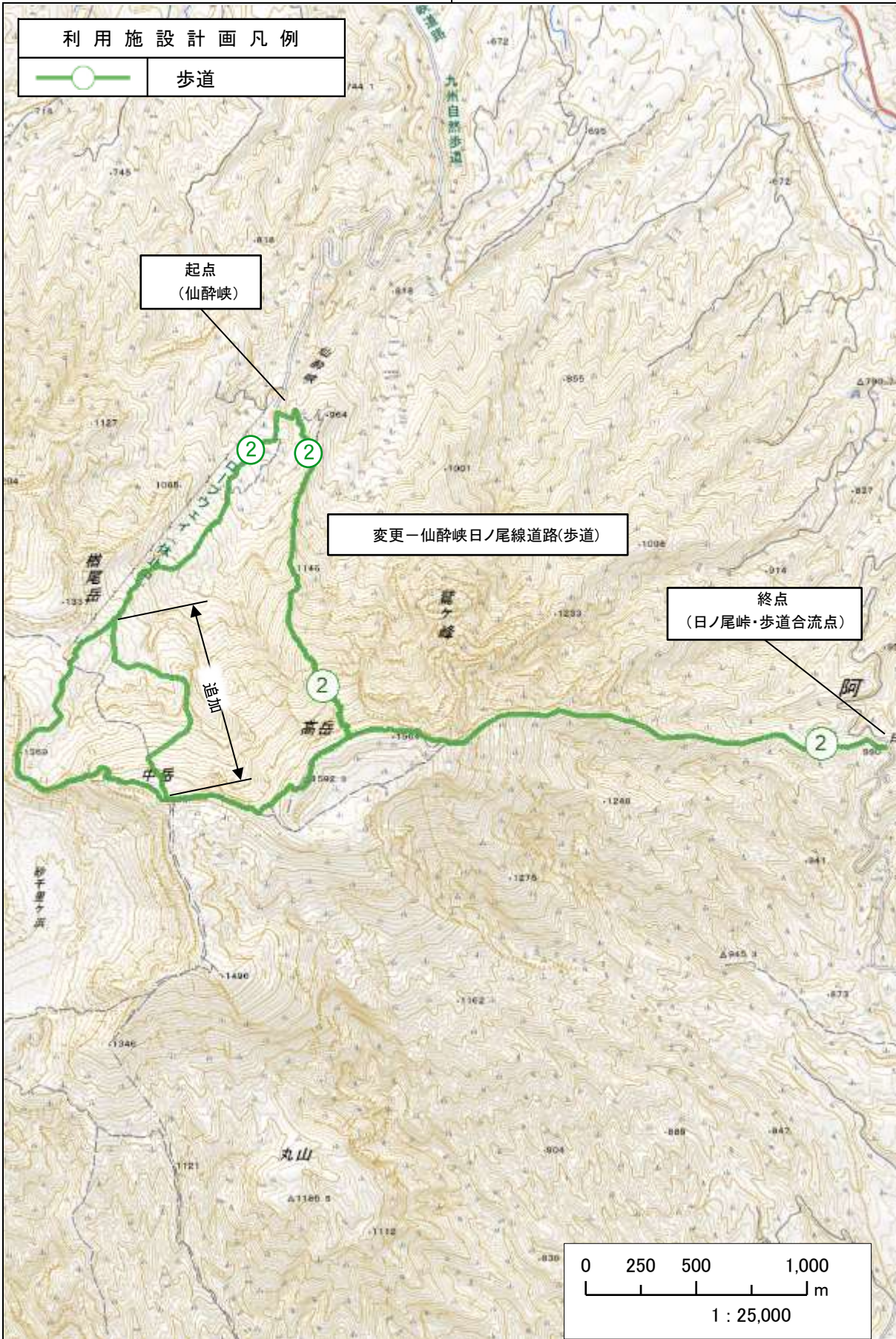
							終点—大分県竹田市及び玖珠郡九重町（三俣山山頂）		また、諏蛾守越から分岐して、三俣山山頂に至る路線として整備する。	
37	牧ノ戸峠法華院線	起点—大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・歩道分岐点） 終点—大分県竹田市（法華院・歩道合流点） 終点—大分県竹田市（稲星山北方・歩道合流点）	西千里ヶ浜 久住山 東千里ヶ浜 中岳	昭 56.12.14 告示	37	牧ノ戸峠法華院線	起点—大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・歩道分岐点） 終点—大分県竹田市（久住山山頂） 終点—大分県竹田市（中岳山頂） 終点—大分県竹田市（稲星山山頂） 終点—大分県竹田市（法華院・歩道合流点）	西千里ヶ浜 久住分かれ 久住山 東千里ヶ浜 中岳 北千里ヶ浜	牧ノ戸峠から久住山・中岳に登頂し、北千里ヶ浜を経由して法華院へ至る歩道として整備する。 山頂付近は、道迷いを防止するための整備をする。	稲星山北方の東千里ヶ浜から法華院に至る歩道が崩落して危険であるため、この区間のみ廃止する。これに伴い、牧ノ戸から久住山へ登頂後、久住分かれから北千里ヶ浜経由で法華院に至る路線として再整理するため、久住山三俣線及び長者原法華院線歩道の一部区間を本路線に振り替える。

利用施設計画変更位置図1 (阿蘇地域)

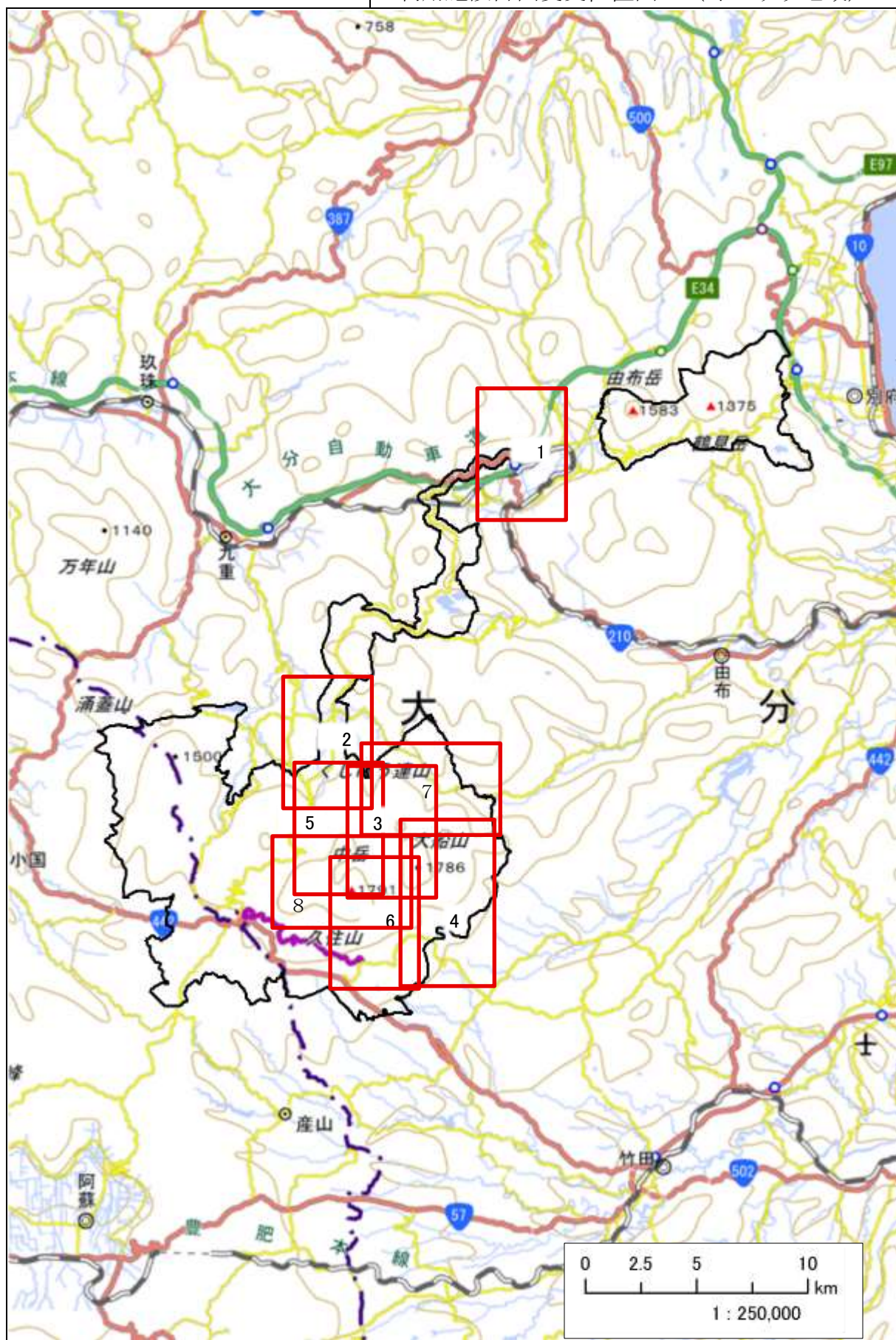




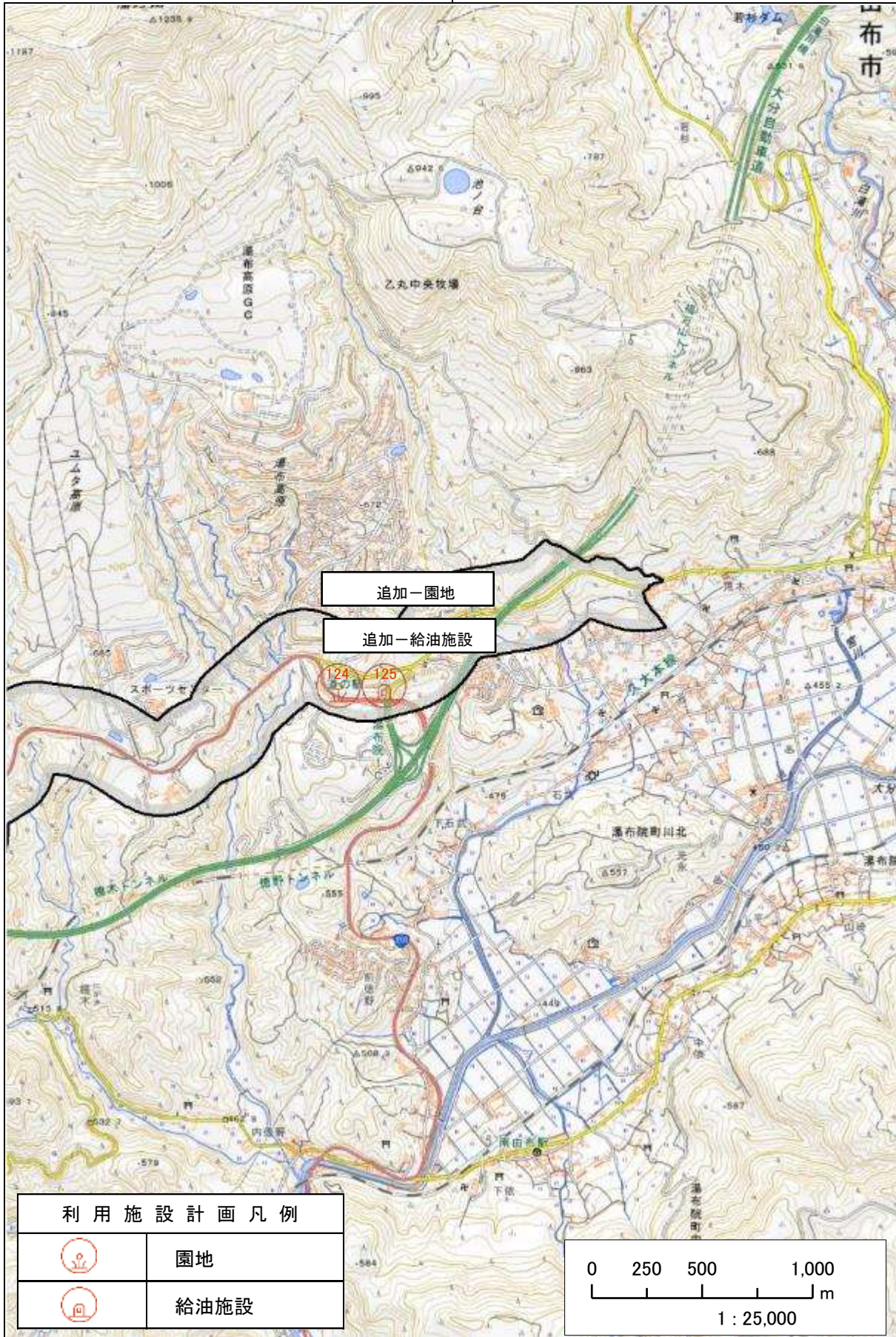
利用施設計画変更図2





利用施設計画変更位置図2 (くじゅう地域)

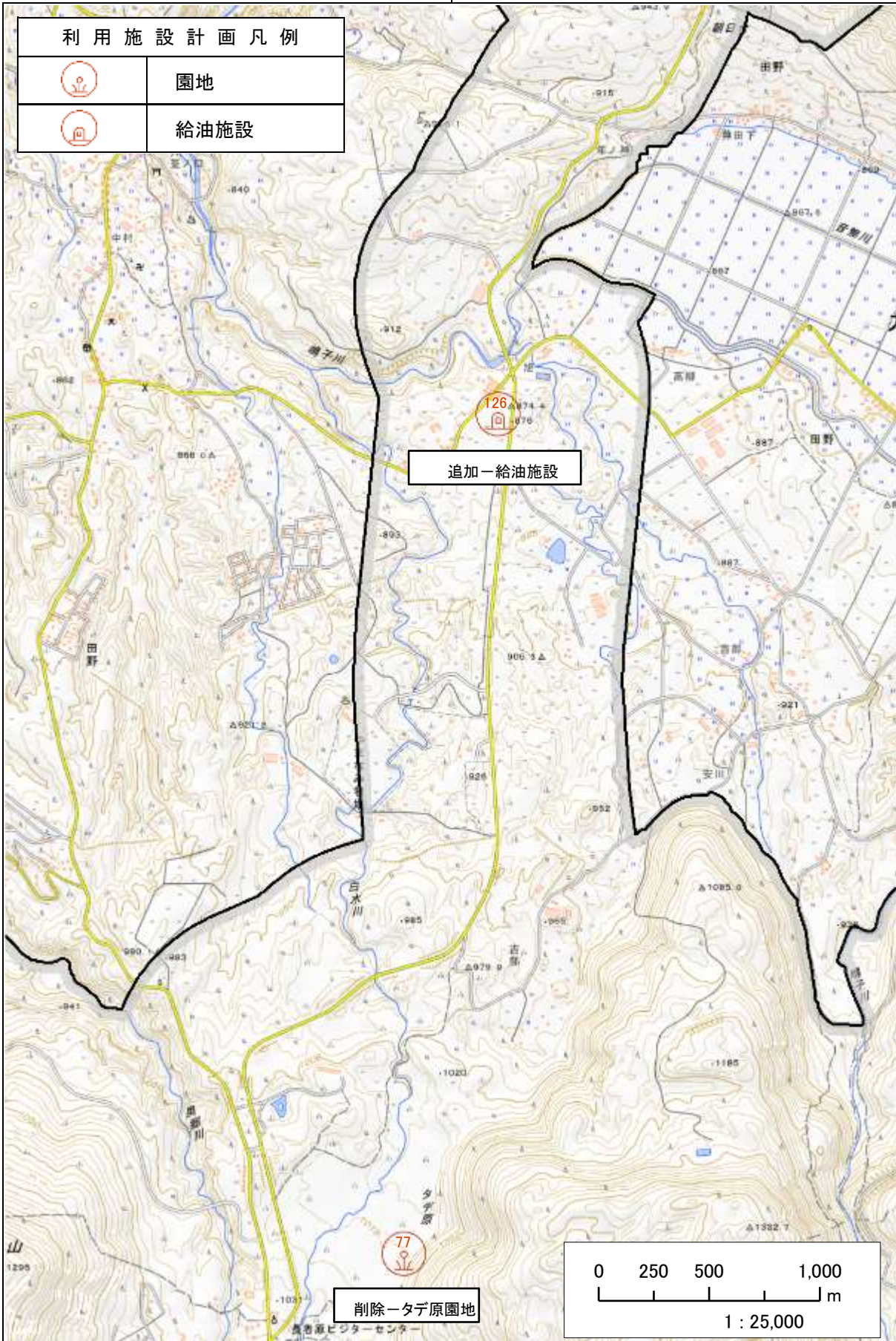


利用施設計画変更図 1

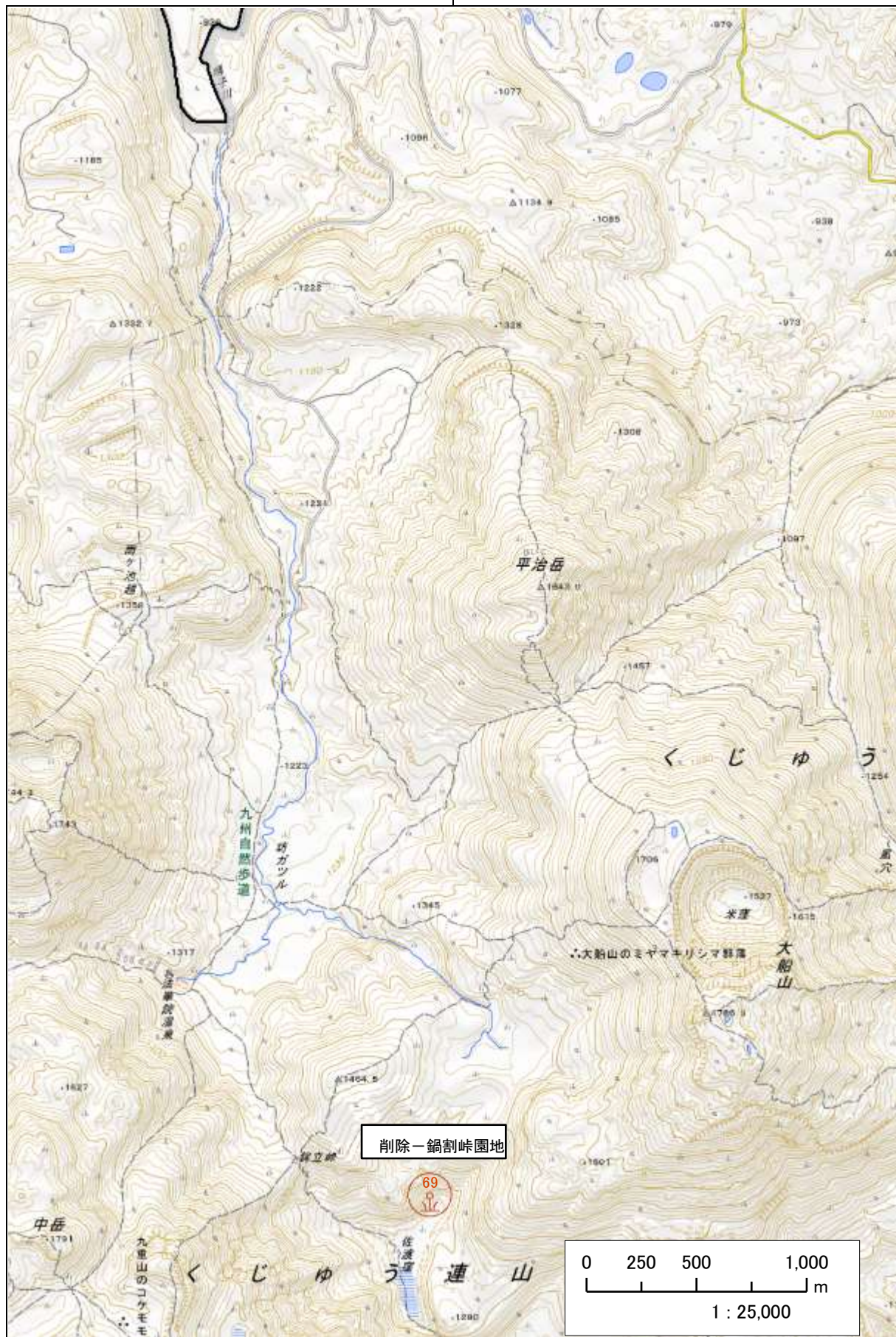


利用施設計画変更図 2



利用施設計画凡例	
	園地
	給油施設

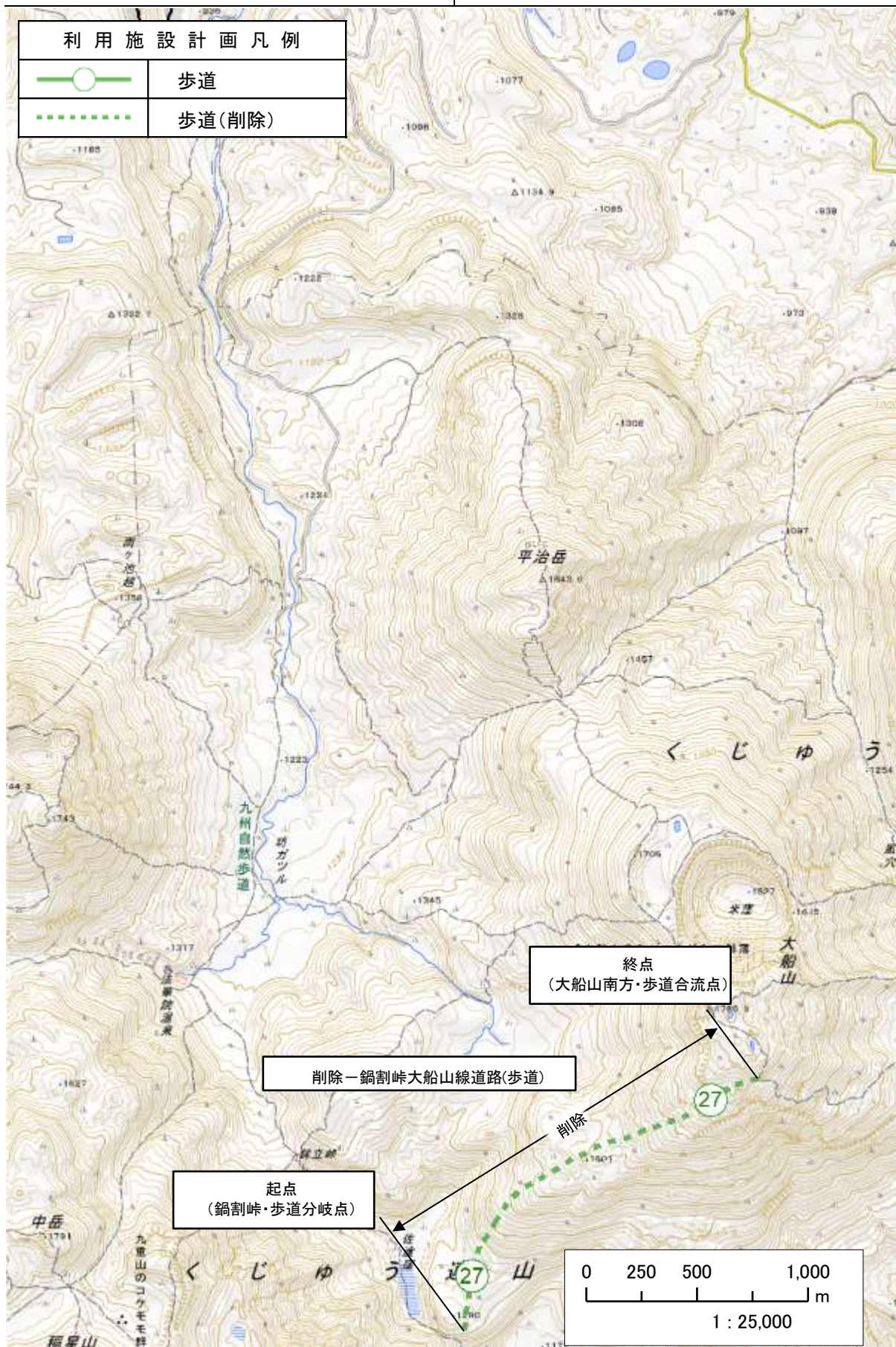


利用施設計画変更図 3-1



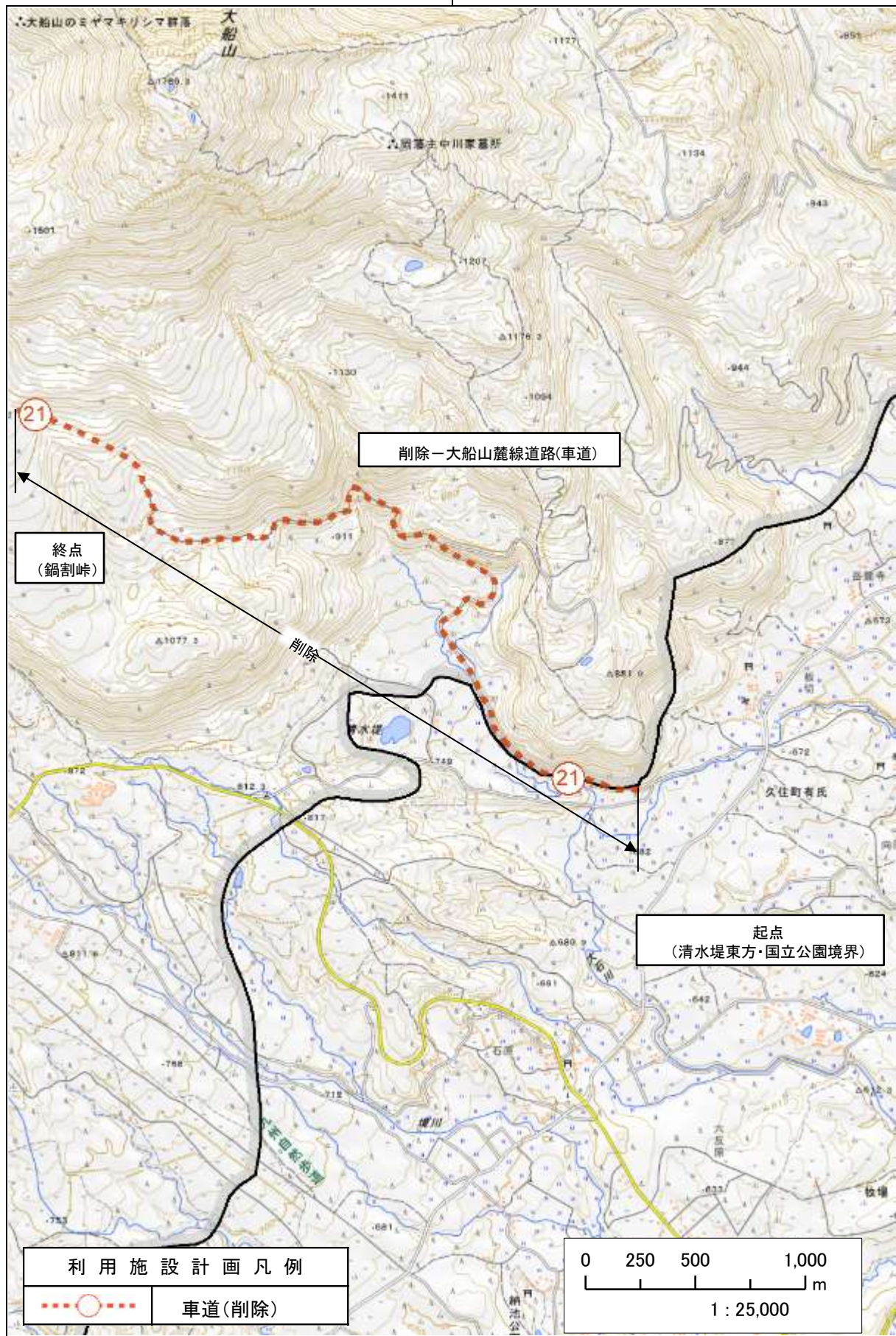
利用施設計画変更図 3-2

利用施設計画凡例	
	歩道
	歩道(削除)

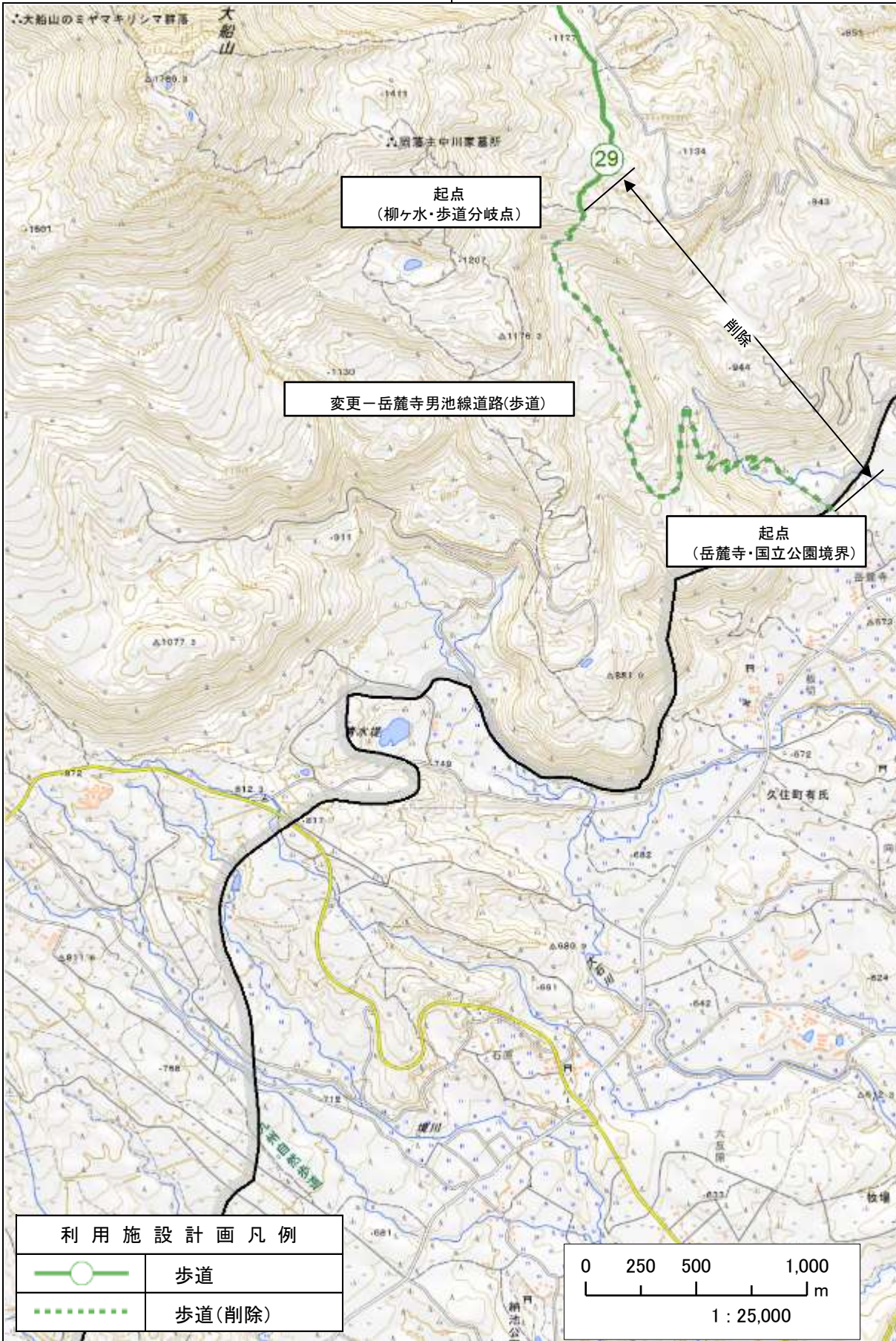


利用施設計画変更図 4-1

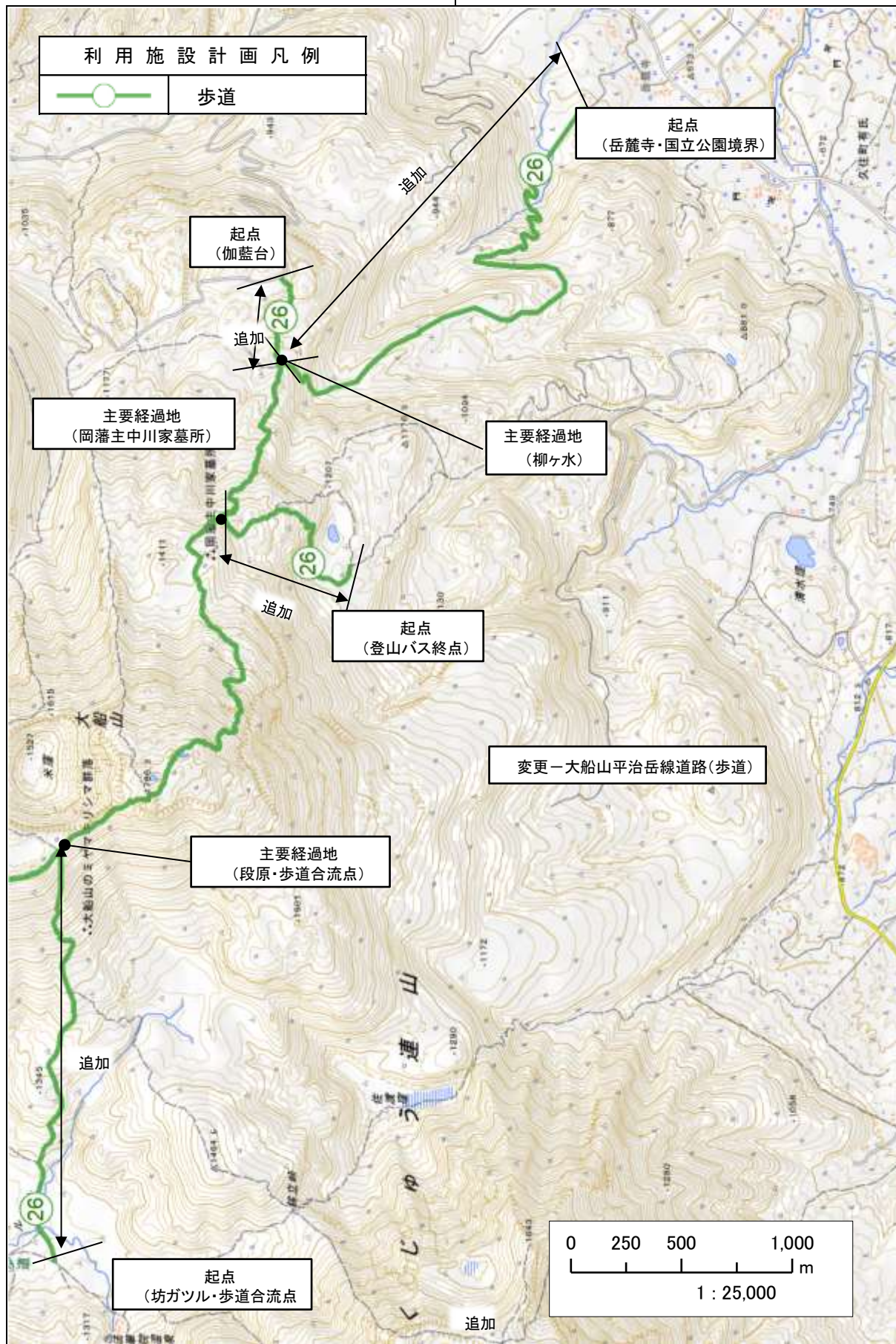
81



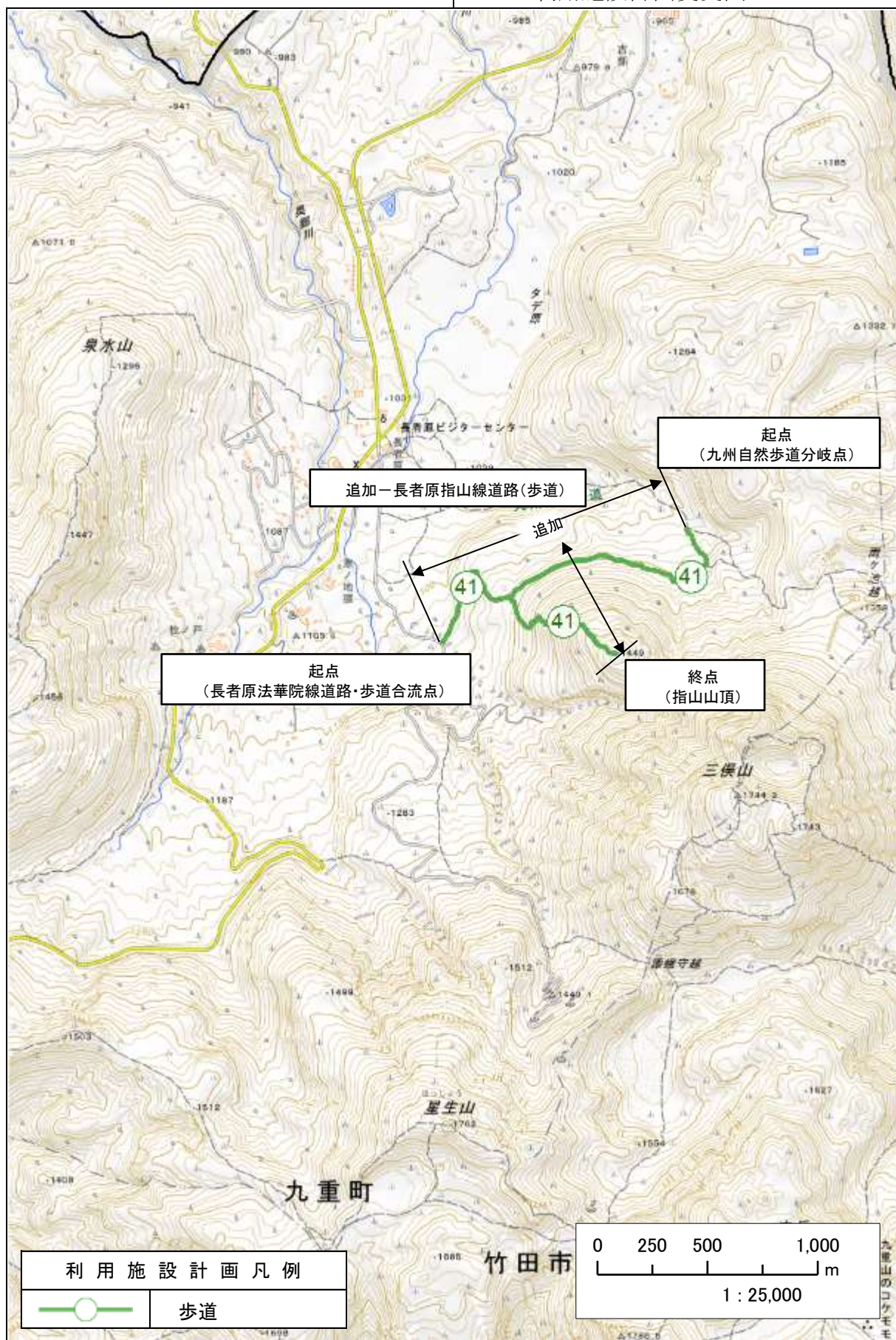
利用施設計画変更図4-2



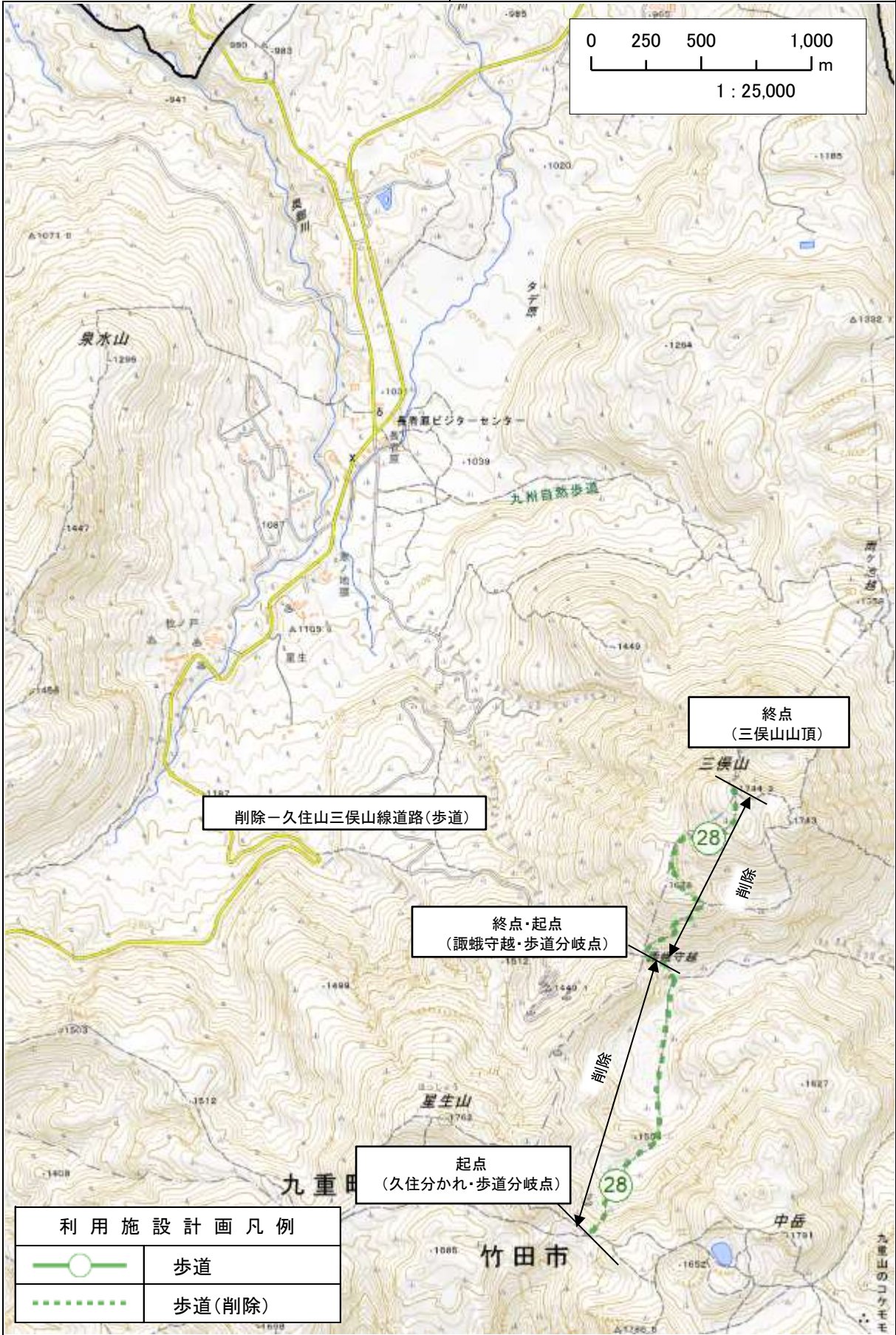
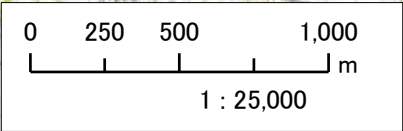
利用施設計画変更図4-3



利用施設計画変更図5-1



利用施設計画変更図5-2



削除-久住山三俣山線道路(歩道)


終点・起点
(諏蛾守越・歩道分岐点)

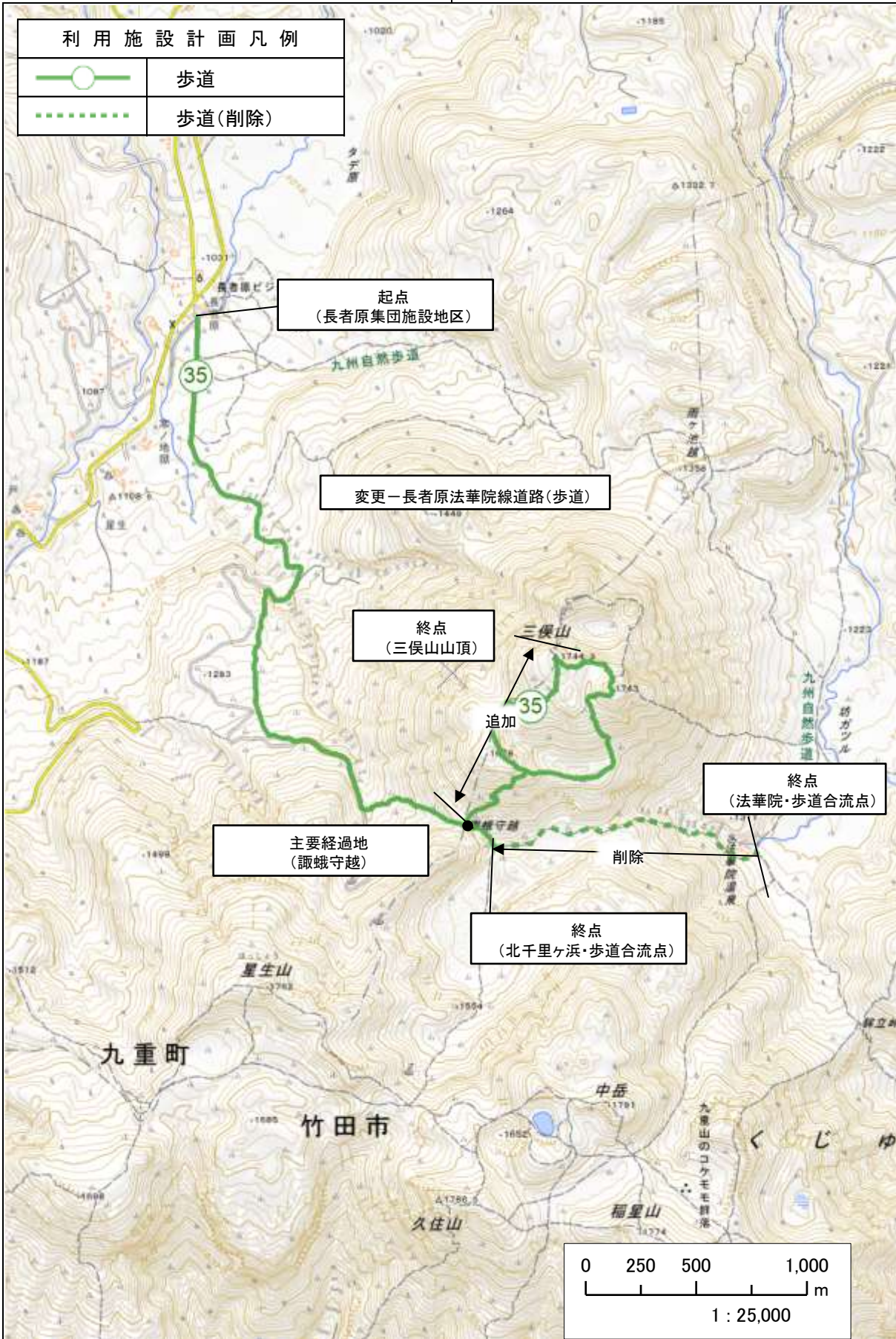
起点
(久住分かれ・歩道分岐点)

終点
(三俣山山頂)

利用施設計画凡例	
	歩道
	歩道(削除)

利用施設計画変更図5-3

利用施設計画凡例	
	歩道
	歩道(削除)

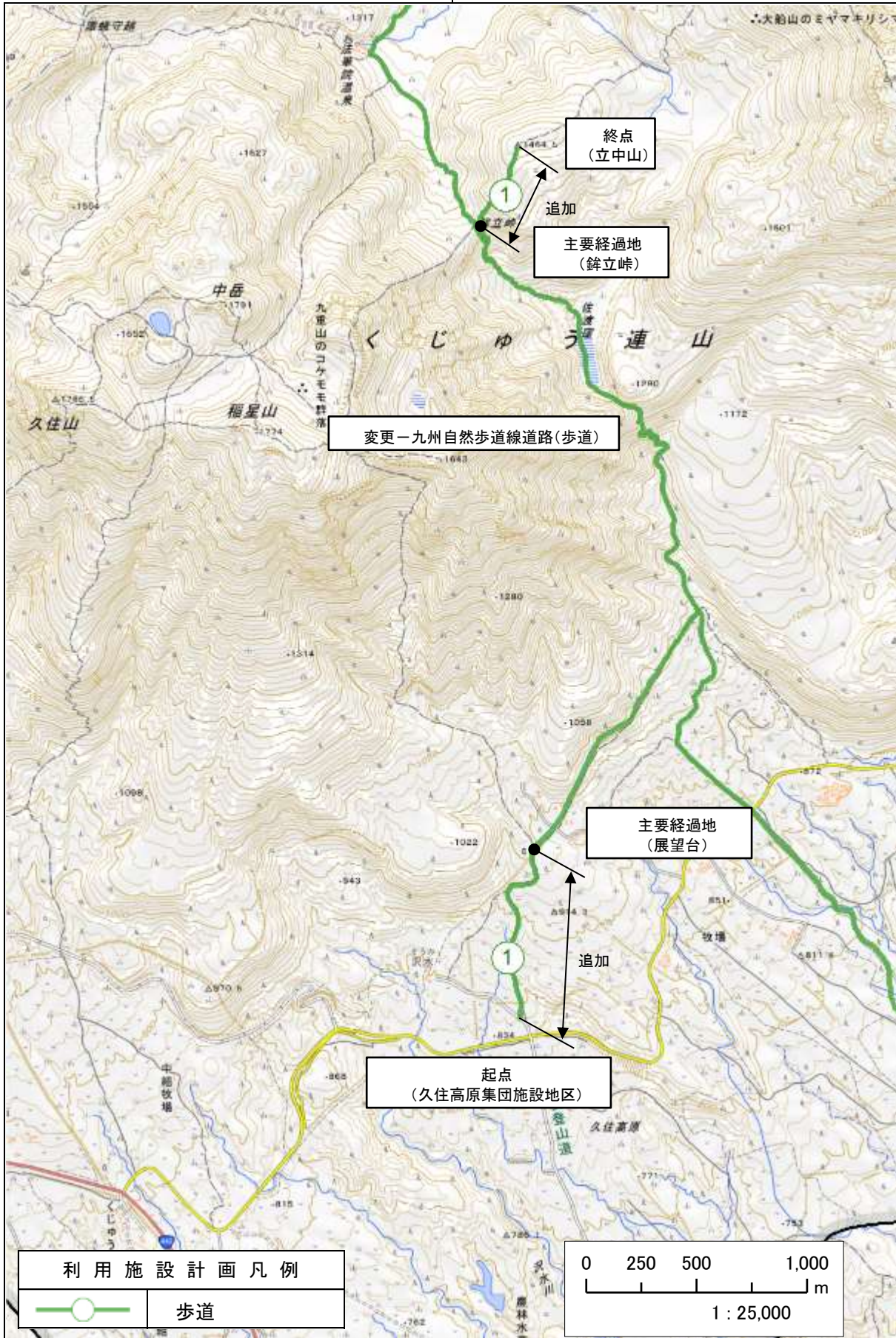


利用施設計画変更図 6-1

利用施設計画凡例	
	歩道
	歩道(削除)



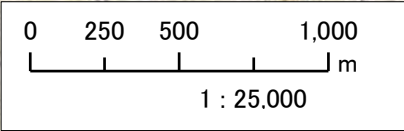
利用施設計画変更図6-2



利用施設計画変更図 7



主要経過地
(白水)



起点
(男池・歩道分岐点)

終点
(段原・歩道合流点)

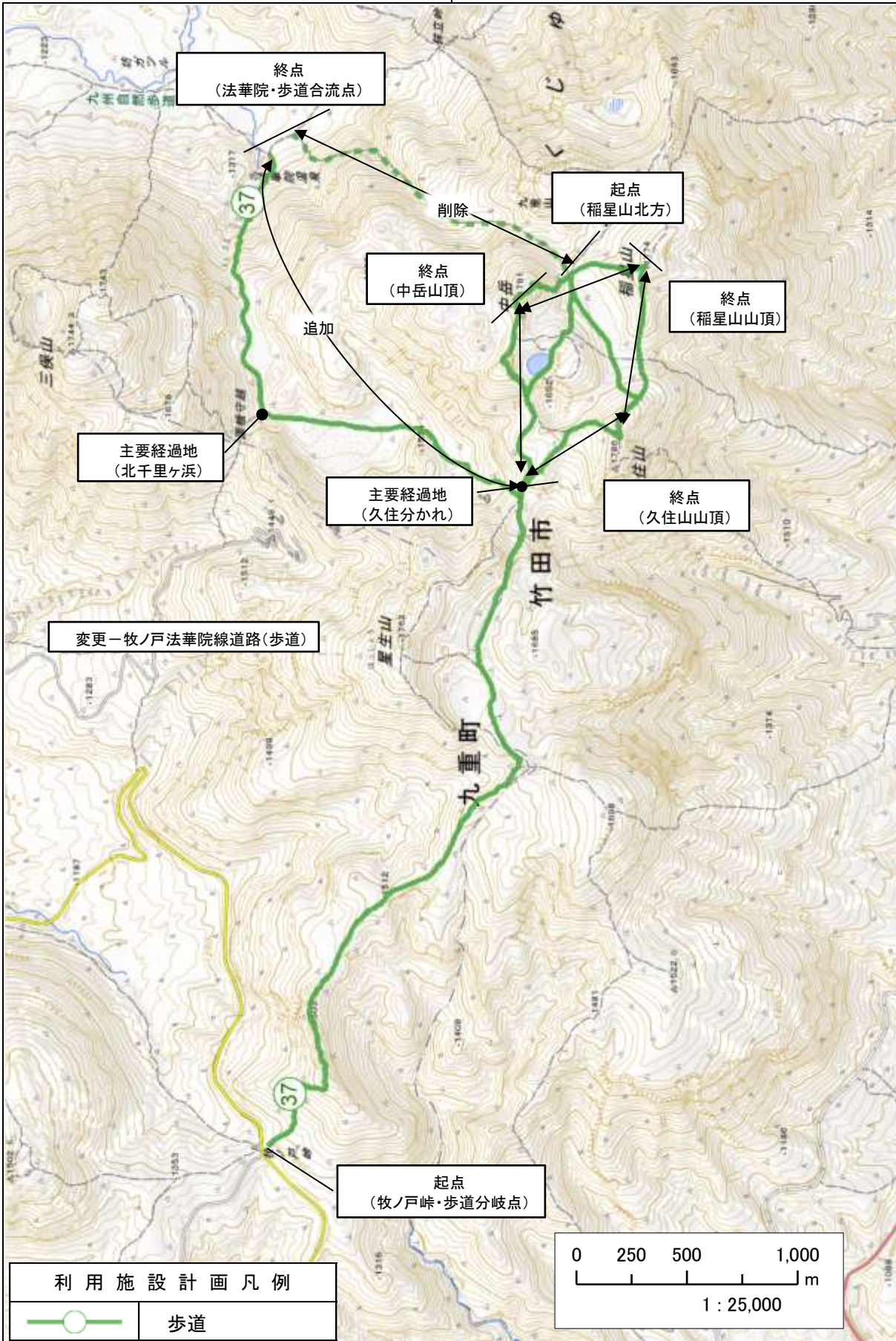
変更 - 黒岳白水坊ガツル線道路(歩道)

削除

利用施設計画凡例	
	歩道
	歩道(削除)

終点
(坊ガツル・歩道合流点)

利用施設計画変更図 8



(2) 生態系維持回復計画

生態系維持回復計画を次のとおりとする。

(表 24：生態系維持回復計画表)

番号	名称	位置	事業の実施方針	告示年月日
1	くじゅう生態系維持回復事業	阿蘇くじゅう国立公園 くじゅう地域全域	くじゅう地域においては、野焼きの継続が困難となったこと、在来林の遷移が進んで希少植物群落の被圧が進行していること、外来植物の侵入・拡散が確認されていること、及びニホンジカの分布域拡大に伴って希少植物の直接的な食害が確認されていることから、くじゅう地域の火山性植生や湿地性植生が脅かされており、本事業では、くじゅう地域の生態系の維持又は回復を図るため、くじゅう地域の景観や生態系の劣化要因の低減を図り、ニホンジカの管理（防鹿柵や捕獲手法の検討）を進め、各地区で保全活動を進める団体の取組を支援するとともに、効果検証のためのモニタリングを実施する。	

5 参考事例の変更内容

参考事項を次のとおり変更する。

(表 25：参考事項変更表)

変更前		変更後	
(1) 過去の経緯		(1) 過去の経緯	
昭和9年12月4日	阿蘇及び九重地域が阿蘇国立公園に指定	昭和9年12月4日	阿蘇及び九重地域が阿蘇国立公園に指定
昭和13年5月13日	特別地域の指定	昭和13年5月13日	特別地域の指定
昭和28年9月1日	公園区域の拡張(鶴見岳周辺道路沿線)及び特別地域の變更	昭和28年9月1日	公園区域の拡張(鶴見岳周辺道路沿線)及び特別地域の變更
昭和31年5月1日	公園区域の削除(高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入)	昭和31年5月1日	公園区域の削除(高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入)
昭和40年3月25日	公園区域の拡張及び削除(横断道路沿線)及び特別地域(含む特別保護地区)の變更	昭和40年3月25日	公園区域の拡張及び削除(横断道路沿線)及び特別地域(含む特別保護地区)の變更
昭和54年12月14日	公園区域及び公園計画の變更(阿蘇地域の再検討)	昭和54年12月14日	公園区域及び公園計画の變更(阿蘇地域の再検討)
昭和56年2月3日	利用計画の一部變更(阿蘇山頂地区)	昭和56年2月3日	利用計画の一部變更(阿蘇山頂地区)
昭和56年3月25日	利用計画の一部變更(阿蘇山頂地区)	昭和56年3月25日	利用計画の一部變更(阿蘇山頂地区)
昭和56年12月14日	公園区域及び公園計画の變更(九重・由布鶴見地域の再検討)	昭和56年12月14日	公園区域及び公園計画の變更(九重・由布鶴見地域の再検討)
昭和61年9月10日	公園区域及び公園計画の一部變更(第1次点検)及び公園の名称變更(阿蘇くじゅう)	昭和61年9月10日	公園区域及び公園計画の一部變更(第1次点検)及び公園の名称變更(阿蘇くじゅう)
平成2年12月1日	公園計画の一部變更(小田の池、山下池を乗入れ規制地域に指定)	平成2年12月1日	公園計画の一部變更(小田の池、山下池を乗入れ規制地域に指定)
平成4年8月26日	公園計画の一部變更(九州自然歩道の路線變更)	平成4年8月26日	公園計画の一部變更(九州自然歩道の路線變更)
平成7年12月12日	公園区域及び公園計画の一部變更(第2次点検)	平成7年12月12日	公園区域及び公園計画の一部變更(第2次点検)
平成16年4月21日	公園区域及び公園計画の一部變更(くじゅう地域第3次点検、變更なし)	平成16年4月21日	公園区域及び公園計画の一部變更(くじゅう地域第3次点検、變更なし)
平成17年7月12日	公園計画の一部變更(自然再生施設の追加)	平成17年7月12日	公園計画の一部變更(自然再生施設の追加)
平成21年10月28日	公園計画の一部變更(阿蘇地域第3次点検)	平成21年10月28日	公園計画の一部變更(阿蘇地域第3次点検)

平成 23 年 5 月 10 日	公園計画の一部変更（園地の追加）	平成 23 年 5 月 10 日	公園計画の一部変更（園地の追加）
平成 24 年 3 月 27 日	公園計画の一部変更（園地の追加）	平成 24 年 3 月 27 日	公園計画の一部変更（園地の追加）
令和元年 8 月 30 日	公園計画の一部変更（園地の追加、歩道の区間変更）	令和元年 8 月 30 日	公園計画の一部変更（園地の追加、歩道の区間変更）
		令和 2 年 月 日	公園計画の一部変更（阿蘇地域及びくじゅう地域の第 5 次点検）